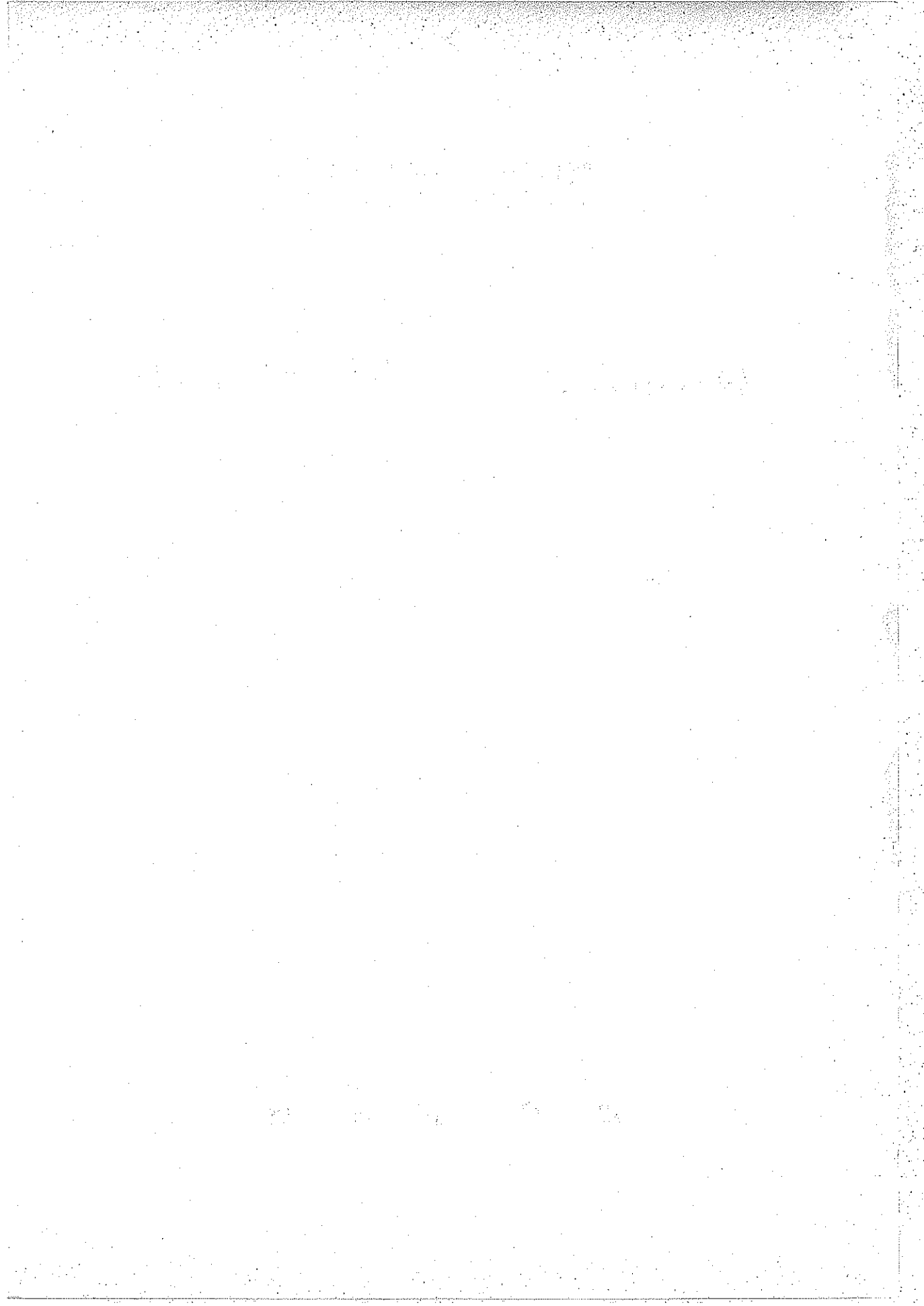


昭和58年9月27日開会  
昭和58年10月15日閉会

# 和泉市議会第3回定例会会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会



## 和泉市議会第3回定例会会議録目次

### 昭和58年9月27日(火曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員・その他	1頁
○ 議事日程	3頁
○ 開会宣告(午前10時00分)	4頁
○ 市長開会あいさつ	4頁
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(田中昭一、奥村圭一郎、仁井明)	6頁
○ 日程第2 会期の決定について	6頁
○ 日程第3 一般質問について	6頁
1番に19番 大谷昌幸君	6頁
2番に9番 直村静二君	13頁
3番に15番 穴瀬克己君	26頁
4番に7番 勝部津喜枝君	38頁
○ (午後2時34分休憩以後再開されず自然散会)	49頁

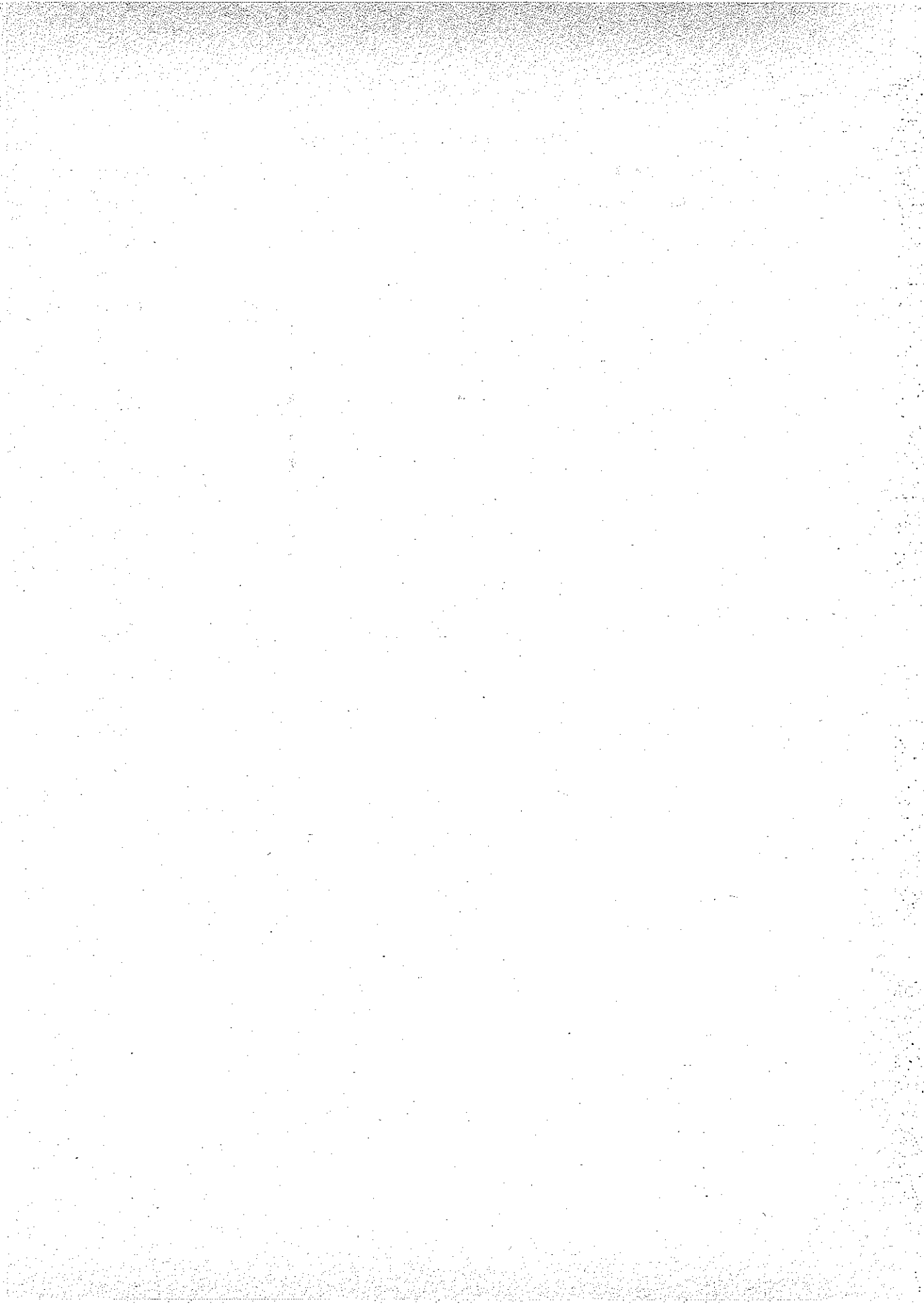
### 昭和58年9月28日(水曜日)第2日目

○ 出席議員・欠席議員	51頁
○ 議事説明員・その他	51頁
○ 議事日程(午前10時00分)	53頁
○ 日程第1 一般質問について	54頁
1番に1番 若浜記久男君	55頁
2番に13番 並河道雄君	66頁
○ 日程第2 例月出納検査結果報告(収入役員扱昭和58年3月分)	—
○ 日程第3 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和58年3月分)	—
○ 日程第4 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和58年3月分)	—
○ 日程第5 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和57年度昭和58年4月分)	括
○ 日程第6 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和58年4月分)	79頁
○ 日程第7 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和58年4月分)	}
○ 日程第8 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和58年4月分)	}

○ 日程第9	例月出納検査結果報告（収入役扱昭和57年度昭和58年5月分）	
○ 日程第10	例月出納検査結果報告（収入役扱昭和58年5月分）	
○ 日程第11	例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱昭和58年5月分）	86頁
○ 日程第12	例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱昭和58年5月分）	
○ 日程第13	例月出納検査結果報告（収入役扱昭和58年6月分）	
○ 日程第14	例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱昭和58年6月分）	
○ 日程第15	例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱昭和58年6月分）	
○ 日程第16	定期監査（昭和58年第1次分）結果報告	
○ 日程第17	昭和57年度和泉市水道事業会計決算認定について	86頁
○ 日程第18	昭和57年度和泉市病院事業会計決算認定について	107頁
○ 日程第19	決算審査特別委員会の設置について	123頁
○ 日程第20	和泉市自転車駐車場条例を廃止する条例制定について	124頁
○ 日程第21	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	130頁
○ 日程第22	工事請負契約の締結について（幸第二団地11棟建設工事）	137頁
○ 日程第23	市道の路線認定について（鶴山台49号線）	141頁
○ 日程第24	市道の路線の廃止及び認定について （北池田1号線並びに北池田1号西線及び北池田1号東線）	143頁
○ 日程第25	財産取得について（和泉市立光明台南小学校校舎）	145頁
○ 日程第26	昭和58年度和泉市一般会計補正予算（第1号）	148頁
○ 日程第27	昭和58年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）	162頁
○ 日程第28	昭和58年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	162頁
○ 日程第29	固定資産評価審査委員会委員の選任について	169頁
○ 日程第30	北池田小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願	171頁
○ 日程第31	織機登録制の存続に関する意見書	173頁
○ 日程第32	健康保険給付引き下げ等、医療保険制度の抜本的改悪に反対する意見書	175頁
追加 ○ 日程第1	議長辞職許可について	177頁
○ 日程第2	議長選挙について	178頁
○ 散会宣言	（午後4時27分）	179頁

昭和58年10月15日(土曜日)最終日

○ 出席議員・欠席議員	181頁
○ 議事説明員・その他	181頁
○ 議事日程	183頁
○ 開会宣告(午前10時17分)	184頁
○ 日程第1 議長選挙について	184頁
○ 追加日程第1 副議長辞職許可について	187頁
○ 追加日程第2 副議長選挙について	188頁
○ 追加日程第3 常任委員会委員の辞任について	191頁
○ 追加日程第4 議会運営委員会委員の辞任について	192頁
○ 追加日程第5 特別委員会委員の辞任について	192頁
○ 追加日程第6 常任委員会委員の選任について	193頁
○ 追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について	193頁
○ 追加日程第8 特別委員会委員の選任について	194頁
○ 追加日程第9 決算審査特別委員会委員の選任について	194頁
○ 追加日程第10 泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	196頁
○ 追加日程第11 泉北水道企業団議会議員の選挙について	196頁
○ 市長閉会あいさつ	198頁
○ 議長閉会あいさつ	199頁
○ 閉会宣告(午後3時20分)	199頁



第 1 日





昭和58年9月27日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	若 浜 記久男 君	17番	橋 本 佳 行 君
2番	竹 内 修 一 君	18番	松 尾 孝 明 君
5番	田 中 包 治 君	19番	大 谷 昌 幸 君
6番	三 井 正 光 君	20番	出 原 平 男 君
7番	勝 部 津喜枝 君	21番	池 辺 秀 夫 君
8番	原 重 樹 君	22番	飯 坂 楠 次 君
9番	直 村 静 二 君	23番	田 中 昭 一 君
10番	天 堀 博 君	25番	奥 村 圭一郎 君
11番	成 田 秀 益 君	26番	仁 井 明 君
13番	並 河 道 雄 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
15番	穴 瀬 克 己 君	28番	貝 淵 博 治 君
16番	赤 阪 和 見 君	29番	藤 原 要 馬 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	同和对策部次長兼 総合調整課長事務取扱	向 井 洋
助 役	坂 口 禮之助	市 民 部 長	富 田 宏 之
収 入 役	中 塚 白	市 民 部 次 長 兼 福祉事務所長	中 川 鉄 也
参与兼市長公室長 事務取室長事務取扱	西 川 喜 久	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
市長公室次長	平 野 誠 藏	産 業 衛 生 部 次 長	吉 田 種 義
市 長 公 室 次 長	神 藤 恒 治	産 業 衛 生 部 次 長	青 木 孝 之
人 事 課 長	白 樫 通 有	産 業 衛 生 部 次 長 兼 衛生課長事務取扱	堀 宏 行
秘 書 広 報 課 長	井 阪 和 充	建 設 部 長	逢 野 一 郎
財 務 部 長	麻 生 和 義	建 設 部 理 事	福 田 隆 行
財 務 部 次 長 兼 財政課長事務取扱	大 塚 孝 之	建 設 部 次 長	中 上 好 美
同和对策部長	橋 本 昭 夫	都 市 整 備 部 長	浅 井 隆 介
同和对策部理事兼 解放総合センター所長事務取扱	生 田 稔	都 市 整 備 部 次 長	萩 本 啓 介

職 名	氏 名	職 名	氏 名
改良事業部長	角谷泰夫	用地担当参事・ 土地開発公社事務局長	中辻寿夫
改良事業部次長	前田守正	教育委員長	堀内由延
改良事業部次長	笠木恒忠	教 育 長	葛城宗一
改良事業部次長	高三一行	教 育 次 長	杉本弘文
病 院 長	竹林淳	管 理 部 次 長	逢野博之
病院事務局長	藤原光夫	指 導 部 長	藤原勝次
病院事務局次長	吉田日出男	指 導 部 次 長	竹田明郎
水道部長	田中稔	指 導 部 次 長	明坂貞士
水道部次長兼 総務課長事務取扱	岩井益一	選挙管理委員会委員長	高橋正道
会計課長	赤田備信	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消防部長兼 消防署長事務取扱	松村吉亮	監 査 委 員	久光喜多男
消防本部次長兼 予防課長事務取扱	高宮武男	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
消防本部次長兼 総務課長事務取扱	一ノ瀬喜広	農 業 委 員 会 会 長	坂上國治
用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	内田繁	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行

※ 備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	吉岡昭男
次 長	北野敦雄
主 幹	西井正
議 事 係 長	大中保
議 事 係	佐土谷茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和58年和泉市議会第3回定例会議事日程

(9月27日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨 (58・9)第3回定例会

発言順・議席番号・発言者・発言の要旨

- ① 19番 大谷昌幸議員
  1. 府中駅周辺の整備について  
(総合基本構想改訂に関連して)
- ② 9番 直村静二議員
  1. 差別・格差是正について
  2. 開発指導要綱と「ミニ開発」について
- ③ 15番 穴瀬克己議員
  1. 公園の維持管理と今後の計画について
  2. 文化スポーツ施設の拡充について
- ④ 7番 勝部津喜枝議員
  1. 市政運営について(同和、財政、町づくり、福祉)
- ⑤ 1番 若浜記久男議員
  1. 老人医療について
  2. (仮称)甲斐田川運動広場について
- ⑥ 13番 並河道雄議員
  1. 国保運営について
  2. 水路改修問題について
  3. 福祉行政について

(午前10時開議)

- 議長(成田秀益君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様には公私何かとお忙しい中御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。  
ただいま24名全員御出席でございます。
- 議長(成田秀益君) ただいまの報告通り、出席議員24名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(成田秀益君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

この際、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) おはようございます。昭和58年第3回定例議会の開催に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。議員皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかわりませず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを、衷心より厚く御礼申し上げます。

本定例会におきまして御提案申し上げます議案は、昭和58年度和泉市一般会計補正予算外9件、認定2件、監査報告15件でございます。議案の内容につきましては別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御可決、御承認をくださいますようお願いを申し上げる次第でございます。

なお、議長さんのお許しをいただきまして、本議会が私の任期最後の定例会でございますので、私事でまことに恐縮ではございますが、議員皆様方に一言、ごあいさつを申し上げたいと存じます。

昭和50年12月、市民皆様方の御支持を得まして市政担当の榮に浴し、早くも8年を経過させていただきました。顧みますと、就任当初は、ドル・ショック、石油危機等の影響によりわが国経済情勢はまことに厳しく、そして、目まぐるしく変転した激動と混迷の時代でもございました。これが勢い、地方財政の危機というきわめて厳しい事態に向かって踏み出し、本市財政におきましても、重大な局面を招来するという時期でもございました。

このような社会経済情勢の中にありまして市政を担当させていただき、市政発展のためにな

すべき諸施策の実現に向けて最大の努力を傾注してまいりました。しかし、その後遺症状が払拭されず、本市の財政基盤である繊維産業等構造不況業種の比重が高く、また、行政需要の多様化、多角化に伴いまして、大きな危機に立ち至ったのでございますが、市民に対する諸施策につきましては、限られた財源の効率的配分に意を用い、市民の負託に答えるべく積極的に取り組んでまいりました。ようやくして今その危機もやわらぎ、市政の前進を見るに至りまして、市民福祉の向上、教育、文化の振興、都市基盤の整備、生活環境の整備等、一連の成果を納めさせていただきました。これも一重に議員皆様方の御支援、御協力のたまものと心から深く感謝の意を表しますとともに、本席をお借りいたしまして、厚く深く御礼申し上げる次第でございます。

しかしながら、まだまだわが国経済情勢の先行きは予断を許さず、地方自治体を取り巻く諸情勢はまことに厳しいものがあり、本市の財政はなおその体質的に脆弱で、財政の健全化に向けてさらに英知を傾けて、財政秩序を乱さず、一步、一步着実に進めなければならないと考える次第でございます。

このような本市の現状を考え、明日の和泉市の発展をひたすら念願し、私もここに3度、立候補を決意させていただいた次第でございます。今後の市政運営といたしましては、信念、誠実、実行をモットーといたしまして、太陽と緑と文化の活力ある人間都市和泉を目指し、潤いと連帯感溢るふるさとづくりに邁進いたす所存でございます。

まず

1. 調和のとれた活力ある町づくり
1. 教育・文化都市を目指しての町づくり
1. 健康で生きがいのある福祉の町づくり
1. 都市基盤、産業基盤を確立して活力と魅力ある町づくり
1. 差別のない明るい町づくり
1. 財政の確立と市民サービスの向上を図る町づくり

という6つの町づくりを基本目標といたしまして、住んでよかった和泉市をつくり上げるべき最大の努力を尽くし、議会の皆様方の御支援、御協力をいただき、市民の御理解と御協力を求める中で、これが完成に向けて新たな勇氣と決意を持って渾身の努力を尽くしてまいっている所存でございます。今後ともなお一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。ここに私の決意の一端を申し述べますとともに、この8年間、公私にわたり御支援、御協力をいただきました議員皆様方を初め市民各位に対し衷心より厚く御礼申し上げます。

なおまた、残された残任期間につきましては全力を尽くし、市政に邁進いたす所存でございます。

ますので、どうか今後ともよろしく御支援、御協力をお願い申し上げ、議員皆様方のますますの御健勝をお祈りいたしまして、はなはだ簡単ではございますが、私の所信を表明させていただきまして、ごあいさつとさせていただきます。貴重なお時間、御静聴ありがとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

---

○

○ 議長（成田秀益君） 市長のあいさつが終わりました。

これより日程審議を行います。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本件は、会議規則第103条の規定に基づき、23番・田中昭一君、25番・奥村圭一郎君、26番・仁井明君、以上3名の方を指名いたします。

---

○

○ 議長（成田秀益君） 次に、日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より10月15日までの19日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より10月15日までの19日間と決定いたします。

---

○

○ 議長（成田秀益君） 日程第3「一般質問」を行います。

最初に19番・大谷昌幸君。

○ 19番（大谷昌幸君） 地方自治法第2条第5項の冒頭に記載されております地方自治体の総合基本構想、これが当市では、46年度からこれの立案に入りまして、48年の第3回定例会におきまして承認を得たのは、皆様御承知のとおりであります。そして、それが「にんげん回復のまちづくり」というグリーンの表紙によってつくられております。これに目を通していきますと、昭和46年及び47年のいわゆる高度成長期当時の日本の経済その他あらゆる面におきまして、これがいかに伸張していくか、いわゆるGNPが最大に伸張しておった時分でありますので、非常に楽観的な見通しを持ちまして、国、府、また、当市を含めて全体がそのような構想を立てておったと思います。

たとえばこのページを繰りますと、昭和60年度の当市の人口が20万人、年々人口の伸張が5%と見てこのような構想になるというわけでございますが、現在、後2年を余すところ、人口が幾らになっておるかということは、おのずから明らかなるところであります。その他例を

挙げればいとまがございませんので、1つ1つ例は挙げませんが、こういうことを議会のわれわれも確認をいたしまして、2、3年ぐらい前からこの基本構想を改定すべきであるという声があつたが、それを理事者側も昨年度あたりから受けられましたのか、この基本構想の改定をされているということも漏れ承っております。そして、基本構想が近々、脱稿するというのも伺っておりますので、このときに当たりまして、私は、あくまでもこの和泉市は昭和30年に発足いたしました28年を経過し、これからも永久に続いていく市民の私どもとして、ただ前の「にんげん回復のまちづくり」とつけられたこの総合基本構想の膨大な資料が、そのままホゴされることはなからうと感じながらも、今後、これを基盤としてどのような将来図を立てていかれるのか、それに一種の危惧の念を持つわけであります。

私どものこの和泉市は、和泉中央丘陵開発という、都市整備公団による大きなプロジェクトを10年後の完成を控えて持っております。私ども、せんだって洛西ニュータウンをつぶさに見学いたしましたして、後10年足らずで和泉市にもあれに劣らない、あれ以上の地域を持つニュータウンができるんだという、1つの心のときめきを覚える半面、旧市街地であるこの阪和線沿線が、現時点では忘れられておるのではなからうかということをつぶさに感ずるものであります。先ほど取り上げております48年に策定いたしました総合基本構想の中にも、府中駅という具体的な名称はありませんが、駅周辺の再開発、再整備という文面がはっきりと記載されているわけであります。しかし、この10年たった今日、どのように手をつけられておるのでしょうか。そういうことを考えた場合、先ほど申し上げたように、今後に危惧の念を持つがために、あえて次の新しい58年度あるいは59年度に策定されるこの基本構想には、ぜひともそういうことを盛っていただきたい。そして、盛っていただくだけでなく、必ず実現していただきたいということを念願するが故に、あえて御質問申し上げるわけでございます。

私はかねて4年前にも申し上げたと思いますけれども、この府中駅周辺、すぐ200メートル足らずで泉大津市側になりますので、非常に行政境界その他でむずかしい地区ではありますけれども、現在としては、やはり和泉市のメインであり、人口の一番密集地である府中駅北1番踏切および南2番踏切、これが現在、遮断機がどのくらい降りているかということは、何回もこの議会の中で討議もされておりますので、皆様御承知であると思います。今さら繰り返して申し上げませんが、実に延べ8時間遮断機が降りておる。この状態を解消するために、まず、南2番踏切を高架にするという企画が、当市及び大阪府の間であるやに承っておりますが、高架にすることによって、周辺の民家及び商店がどのような打撃を受けるかということは御承知であると思います。

そういうもろもろのことを考えましたとき、阪和線を高架にしろという以外に方法が

ないやに思うわけであります。これは非常に大きなプロジェクトであり、難問であるということとは万々承知でありまして、また、一朝一夕に成るものではございません。ローマの例を引き出すまでもなく、長い目で、長い交渉でもってやらなければいけないかと思いますが、これにつきまして今後、市がどのように取り組まれていかれるのか、それについて承りたいと思うわけでございます。

以上、一般質問の要旨を簡略ながら申し上げまして、御返答のいかんによりまして、再質問の権利を留保して、要旨の説明を終わらせていただきます。

- 議長（成田秀益君） 理事者答弁。
- 市長公室理事（平野誠蔵君） 総合計画の改定に関連いたしましての御質問でございますので、企画担当の私より御答弁申し上げます。

新しい改定の総合計画につきましては、基本構想、それから基本計画の2部編成でもって、ただいまその仕上げを進めておりまして、近々のうちに内部調整を整えて早期に審議会に御諮問申し上げたいということで、企画の方で連日、集中的に取り組んでおるところでございます。

御質問の和泉府中駅周辺整備につきましては、御質問にもございましたように、48年に策定されました基本構想「にんげん回復のまちづくり」の中で、北部は駅前再開発、市街地整備区域といたしまして、民間エネルギーも活用いたしました再開発の導入によりまして住宅整備、それから商業業務機能整備を図るというふうに指針として示されているわけでございます。また、中央丘陵の開発想定地区の中心につきましても、新しい都市機能の増加等にこたえるべく、シビックセンターとして新しい都市核の形成を想定いたしておるところでございます。これらはいずれも先生の御承知のとおりでございます。

今回の見直し改定に当たっての基本的な考えでございますが、「にんげん回復のまちづくり」の基本的な理念等につきましては、引き続き踏襲していくという構えでございます。和泉府中駅周辺を市の都心、それから、想定されます中央丘陵部の中心地区を副都心というふうに位置づけまして、府中駅周辺につきましては、都心にふさわしい市街地整備、すなわち都市再開発事業等の導入によりまして住宅整備、交通施設、街路、広場、公園施設並びに商業業務施設、これらを総合的な面的整備として進めなければならないという考えに立っているわけでございます。御指摘のように市の大きなプロジェクトでございます。大変な事業であろうかと存じますので、今後とも市の行政におきまして十分な精査、検討を進めていかななくてはならないと考えておる次第でございます。

関連いたしまして、阪和線の連続立体交差、つまり高架につきましては、町づくりに関連した御質問でございます。この高架事業につきましては、はなはだ申しわけございませんが、十分



な検討、研究には至っておりませんので、的確なお答えになるかどうか、若干、内心じくじたるものがございりますが、まず一通り御説明申し上げたいと思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

まず、連続立体交差化事業、通常「連立」と申しておりますが、これは鉄道なり軌道の高架化のことでございます。法的な面、それから目的、事業内容、都市計画との関連、費用負担等のあらましを御説明申し上げたいと思います。

この連続立体交差化事業は、都市の交通の安全化、円滑化、より端的に申し上げますと、先生のお話にありました幹線部分の鉄道と道路との平面交差、つまり踏切でございますが、これを鉄道なり軌道を高架化することによって、都市交通を解消するというのが目的でございます。もちろん、これを応用いたしまして、ご指摘のように、都市計画、再開発等と連動していくという事例は少なくございません。

44年9月に建設省と運輸省による協定、さらに細かい細部協定が結ばれておりまして、この協定が、法的な裏づけとなっておるわけでございます。正式名称は、「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する協定」でございます。この協定の中にある事業内容でございますが、まず、鉄道、これは私鉄の軌道を含みますが、鉄道と幹線道路、幹線道路といえますのは、国道、府県道、それから都市計画道路の3つでございます。この鉄道の距離350メートル以上の区間で2カ所以上鉄道と道路が交差しているというのが1つの要件でございます。350メートル以上ですから、以上については、別に規定はないわけでございます。何キロまでということではございません。それから、この350メートル以上の鉄道区間に3カ所以上の立体交差があり、それから、同時に2カ所以上の踏切が存在することが要件でございます。これにより鉄道を地表から離して、つまり高架化するというのが、連続立体交差化事業であるというふうに定義されているわけでございます。

それから、都市計画との関連ですが、この連続立体交差化事業を都市計画事業として施行するというふうにされておりました、その都市計画事業者は都道府県、それから政令指定都市となっておりますわけでございます。したがって、政令指定都市以外の市町はこの事業を行うことができないのか、ということでございますが、そうではありません。まず、本市が仮にこの事業に取り組むということになりますと、府との協議、大阪府に十分な計画を提示しまして了承を得、都市計画事業として組み込んでもらうことが必要でございます。それから、さらには、都市計画決定の場合、府と本省である建設省との事前協議等が行われます。あるいは府を窓口といたしまして、市、府、国鉄という3者協議が必要でありますし、府の都計審等による都市計画決定も必要でございます。また、最終的には、国費補助のウエートが非常に高いので、建設

省と大蔵省の折衝が必要でございまして、かなり複雑な手続なり手順を進めていかななくてはならないというふうになってございます。

それから、費用負担の点でございまして、細かいいろいろな規定がございまして、概略申し上げますと、事業費の10%を国鉄が持つ、私鉄の場合は7%でございまして。残りの90%を国が9分の6、府が9分の2、市が9分の1、つまりこの場合は国鉄が1割、府が2割、市が1割という割合になるわけでございまして。この連続立体交差化事業、それから、駅前整備との関連性なり有効な可能性等につきまして今後、鋭意検討を深めてまいりたい、かように考える次第でございまして。

○ 19番(大谷昌幸君) いま、主な内容についての御答弁をいただきましたので私も安心して居るんですが、4年前に岸和田駅の南側の牛ノ口公園というところから岸和田高校のそばまで1.7キロを岸和田市と南海が事業化し現在、工事をやっておりますが、その当方で120億、間接費も入れれば150億を超えるでしょうけれども、4年前に市の負担が10%と言うはずで。私の聞いたところによると、すべて起債で、そして、今度は交付金に参入されるということです。現在、岸和田市役所が事業対策室というのを警察署跡を改造した新館の1室を使ってやっておりますので、そこで調べてもらえばわかると思います。また、堺市は、この前、大セルの爆発のあった七道の駅のところから石津川まで、この間は6キロですから、ちょっと和泉市と比較するのはむずかしいと思いますが、岸和田はちょうど1.7キロと聞いておりますので、たとえば府中駅をする場合は、恐らく1キロ4500ですむでしょうから、一番例にとっていろいろお調べいただいたら手っ取り早いんじゃないかと思っております。

皆さん、国鉄というと、雑談で話しているときでも「いや、相手は国鉄やさかいな」とすぐ言われるが、国鉄自体の持ち分も10%、国鉄自身の何兆という赤字を見れば、この駅を高架にすることによって必ずその上が使い物になってくるはずで。たとえば200億要っても国鉄の持ち分は20億ですから、十分乗る話やないかと思うわけです。現に、関西線が高架をやりました。昨年以來乗っておりませんのではっきりどこまでやってるか、自信を持ってよう申し上げませんが、とにかく平野あたりまでやってるんじゃないですか。天王寺のバイパスを通ったらお分りのように関西線が上を通ってますよ。全部やってるわけです。大阪の私鉄は、近鉄でも南海でも、阪神、阪急でも全部やってるわけです。

だから、先ほど費用分担の話がありました。国、府、自治体という配分によってできるわけです。ただ、やはり腰を据えて、時間をかけてやっていただかないとできないが、こちらがやる気持ちさえあれば、十分できることやと思っております。先ほど説明しましたように、府中駅北1番踏切から南2番踏切まで何メートルありますか。300メートルほどですよ。というのは、

東側にある府道の和泉府中停車場線、これは268でしたか286でしたか、ちょっとうっかりしましたが、そう規定されてるはずです。それから見ても、350メートルの間に踏切が3つあるということですから、十分該当する資格があると思います。ただ、こちらの出方で変わってくるんじゃないか。これは明日、明後日の問題ではありませんがね。

ただ、私は、総合基本構想という絵に書いたもちだけではなく、市民に披露する、実際にこういう目的があって、この目標に向かってわれわれが何年の間にやります、ということをお聞かせいただくことには、市民の皆さん方にも、次にできてくるものを披露することができないと思います。いずれにしても、われわれ議員がそれに参画して審議の委員会もできると思いますが、過去の例から考えると、往々にして理事者がつくってこられた素案がそのまま承認されていくことが多いので、私はあえてそれが出てくる前にこのことをお願いしたいということを重ねて強調したいと思うんです。

先ほど市長は引き続き市政を担当される、立候補される力強い御表明をいただきまして、私どもも歓迎するところでございます。市長さんが向こう4年間担当されることにつきまして、これが4年間でできるか、できないかは別にしまして、今後、どのように取り組んでいかれるかという決意をお聞かせいただけないでしょうか。

- 市長（池田忠雄君） 大谷議員さんから今後の市政運営の方向づけあるいは基本構想の問題について、あるいは具体的には、府中駅の高架化という御提言も含めて御質問をいただきました。先ほど、企画室長からお答えさせましたように、いま、現課でその作業をあらゆる英知を集めてやってる最中でございます。何とかこれからの和泉市の町づくり、住んでよかった和泉市を目指して、私も議会の御協力、市民の御理解と御協力をいただきながら、推進させていただきたいと存じておる次第でございます。いろんな町づくりについて、先ほど6点申し上げましたが、広大な本市の地形でございますので、調和のとれた、活力ある町づくりを何とか今後とも進めてまいりたい、このように存じている次第でございます。

いま、中央丘陵開発を進めておるところでございますが、何といたしまして、この和泉市の表玄関口は御指摘のとおり、和泉府中駅であります。この駅周辺をどう整備していくか、中央丘陵の中心部は新駅、副都心もできますが、中心部との調和は、道路でもって図らなければならないという考え方がございます。その意味合いから御協議をいただき、中央線を第2阪和まで抜いてまいらなくてはならないと存じております。その一環として、大阪府道の泉大津粉河線の中央線の延長線上から今年度末までに何とか13号線までは拡幅させていただく。府との協議なり買収もほぼ順調に進んでいるわけでございます。13号線から第2阪和までに至る間には商店が密集しておりますが、これを拡幅して第2阪和につなぐことが、今後の緊急課題と

なつてこようかと思ひます。

そういう意味合いで今後、府中駅周辺整備事業をどう進めていくか。もちろん、本市の財政実態から、本市だけではむずかしゅうございます。第3セクター的な民間のエネルギー、活力も活用させていただき、周辺開発をもう一度考えていかなければなりません。その中で泉大津粉河線から第2阪和に至る間を拡幅することが1つ。それから、御指摘のとおり、表玄関口の和泉府中駅周辺の再開発事業も、これからの課題といたしておるわけでございます。そして、どう調和をとっていくか、これも十分検討を進めてまいります。

それから、駅の連続立体高架の事業でございますが、私鉄と国鉄のサービスの違いはあろうかと思ひます。いわゆる政令指定都市以外の市が連続立体交差事業を図っていく都市計画を立てるとすれば、これは先ほど御報告申し上げましたように、まず、大阪府との話し合いと御理解、こういうものがないと、単に国鉄と本市が折衝する問題ではないわけでございます。弱小な50万以下の衛星都市和泉市としては、連続立体交差問題については、まず、府との協議、それから、国鉄との3者協議という道行きになろうかと思ひます。

むずかしい問題を御提起いただいております。議員さんが御指摘のとおり、今日、明日の問題ではございません。将来展望に立って、あるべき姿を求めての御提言でございますので、これからも和泉府中駅周辺の再開発、中央丘陵との道路部のつなぎ方、あるいは和泉府中駅をどのようにもっと将来の表玄関口にふさわしいものに持っていくか、駅の改造も必要であるという認識もいたしております。そうした問題も含めまして、基本構想ももちろんですが、現実的な課題として私たちは受けとめさせていただき、何とか表玄関口をもっと発展都市にふさわしいものにどう持っていくか、周辺をどのように持っていくか、今後の課題として真剣に検討を重ねさせていただきたいと思ひます。御提案いただきましたことを厚く御礼申し上げまして、御答弁にかえさせていただきます。

- 19番(大谷昌幸君) 割合、力強い御答弁をいただきましたが、私たちは、自分らのところは「灯台もと暗し」というか、案外、評価の仕方が低いんじゃないかと思ひられます。念のため申し上げますが、阪和線の中で「緑の窓口」があるのは和泉府中駅だけなんです。これが皆さん、案外に御承知やおまへん。和泉府中駅から乗ってる人は、「緑の窓口」ぐらいはどこにでもあるがな、と思ってるかもしれませんが、鳳駅にすらないんです。天王寺駅と和泉府中駅と和歌山駅、これだけにしかないんです。というのは、営業係数が113とかの阪和線ですが、その中で和泉府中駅の占めるウエートが非常に大きいわけです。その府中駅について、こういう立体化の話運輸省と建設省に持っていったら、案外スムーズにいくんじゃないかと思ひわけです。先ほど市長も言われておるように、国鉄というよりも、府と国だと思ひますが、議員

の皆さんの中にも、中央と太いパイプを持っておられる方も多々あるとお聞きしております。市も議会も一体となって今後、早期実現に向かって努力を重ねていかれるようお願いしたいんです。

ただ、泉大津粉河線を拡幅されることは、以前からの計画があり結構ですが、聞くところによると、阪和線と立体化するという事も聞いております。これは町の発展を阻害こそすれ、発展にはつながるものではないということは、どこでも言うてます。交通の面からはええかもしれないかもしれませんが、しかし、町の美観、発展、商業活動の進展から考えれば絶対にプラスにならないということは、肝に銘じて十分お考えいただきたいと思います。今後、ひとつ市を挙げてそういうことに力を入れていただくということで、私の一般質問を終わりますが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○

○ 議長（成田秀益君） 次に、9番・直村静二君。

○ 9番（直村静二君） 一般質問を行います。1番目といたしましては、差別・格差是正についてでございます。同和問題及び同和行政は民主市政の原点だ、こういうことで市長は常に言ってるわけでございます。本市の同和行政も10数年を経まして、昨年からは地域改善ということで新法が成立し、5カ年間という時限立法にもなりました。そこで、これが国会で共産党初め各党が一致した法律でございます。中身は、同和地区、つまり対象地域と周辺地域との一体性及び公的施設の開放等々、従来の同和行政の一部ひずみなどの是正ということで施行されておりますが、まず第1番に、この新法を尊重し、実行するという決意が市長にはできてるかどうか、その点を第1番にお尋ねしたいと思います。

次に、その中で解放センターの利用状況でございますが、新法の制定後、どのように前進し改善されたのか、これをお答え願いたい。

次は、和泉市で固定資産税の同和減免なるものが行われておりますが、対象地域の中で同和減免を行うことは一定の意義もあり、地区の低位性の解消にも役立つと思いますので是認しておりますが、地区外の同和減免については、この際、改める必要があるのではないか。周辺地域との一体性という立場からどのように改善しようとしておるのか、お尋ねしたいと思っております。

さらに、この固定資産税の問題ですが、一般の市民は、国民健康保険の料金の計算にこの固定資産税が100分の6または108というように料金計算されて賦課されておりますが、同和関係の国民健康保険料金の場合には、この固定資産税を基礎にして賦課の出た金額から2分の1の減免をしているのではないか。その点について、一般市民との格差というものが拡大してい

きますので、それを是正すべきではないか。これが新法の精神だと思っておりますので、明快にお答えを願いたいと思います。

次は、同和地区内、対象地域内の住民が同和施策を受けるために市の窓口申請書を出しても、これを却下しております。また、個人給付について、先般の6月議会で私が取り上げて、次の議会までにちゃんとしてもらいたいという要望をしておきましたが、今日まで何ら明確な答えももらっておりませんので、きょう、この本会議の中でお答えを願いたい。

次は、いま、幸校区の校区編成の問題で審議がされておるわけでございますが、この中で運動団体などが「差別校区である」というような認定のもとに、その差別校区というワッペンなども出回っておる、かように聞いておりますが、明治以来ずっと幸小がありまして、父兄の方も一生懸命にやってきた中で、いまごろ改めて差別校区などとの認定をだれがしているのか。教育委員会としては、差別校区なんてつくった覚えがあるんか、その点を明快にお答えを願っておきたい。

以上が差別をなくし、格差を是正していただくという立場からの質問でございますが、従来のやり方のことは、常に本会議、委員会を通じて申し上げておりますが、今回の質問の基本は、昨年から施行されております略称・地対法の本質と実行について大幅な是正を和泉市がせないかん、それが真の部落解放につながるという立場で申し上げておりますので、明快な答弁をお願いしたいと思っております。

2番目の開発指導要綱とミニ開発、こういうことでございますが、現在の開発指導要綱は、環境及び公園、水路、道路その他も含めまして、問題のミニ開発で町がゆがんではいけないということで網をかぶせてございますが、この件について、内容としては、実は、森田紡績の跡地の件でございます。民間の開発業者がこれを一部買収しまして現在、地ならしをしております。ところが正直言いまして、森田紡績の跡地は、現在の買収したよりも大きな土地が横に横たわっております。町のうわさでは、その分も全部売却するであろう、もっと大きなものであろうということです。この開発指導要綱の扱いについてお尋ねしたいと思います。

この民間業者が現在の地点で160戸を建てる場合、和泉市が一体幾らお金をもらうのか。この前の質問のお答えでは、お金はもらわないが、そのかわりに一定の公園用地を提供していただくということでケリになった。つまり、そういう形でいいのかどうか。さらに、これが第1回はそういうふうにしても、第2回目には、さらに跡地を買収して倍に広がったら、この分担金はどうなるのか。また、岸和田南海線とつなげる道路については、どの程度提供させるのか。また、水路の改修などはどのようにするのか。たまたま、いまの民間業者の分が、第2回目には他の民間業者に変わった場合、後から来た業者は余分な負担をするのではないか。つまり、

部分開発、2段階開発ということで、指導要綱の線から外れた場合のことを心配しますので、その点を行政指導として、いまの指導要綱の中で改善すべきは直ちに行きたくしていただきたい。そういう立場からの質問でございますので、現在の指導要綱の限界というか、良好な環境を得るためにはどうすればいいか、この点をお答え願いたいと思います。

この地域開発の2番目は、里道の関係でございますが、たとえばいま申し上げました森田紡績の跡地開発の中で水路、それに沿う里道、これが町中でいろいろわさになってます。森田紡績は一定の払い下げを受けてる、いや、そういうものはないはずや、いや、あるんやという。私はそれによって町づくりの里道の関係については、現に工場の中に組み込まれておいて、その里道を通るわけにはいきませんが、払い下げをしたんだというわさがありますので、その点について、明快にいつごろ払い下げがあって、そして、なかったのか、あったのか、この点をきちんと市としてはやっとなんていただかないと、地元からいろいろと整備の要望が出ておっても、その辺のところどうまくいかないということになれば市も後で困ると思いますので、その里道については、明快な行政指導の立場から、今日の段階できちんとしたお答えを願ってあげれば、地元の皆さんも一定の判断を持って折衝をするのではないかと。

以上、簡単に質問の要点を申し上げましたが、いろいろと明確な答弁をしていただくことを希望し、また、そうでない場合は再質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長（成田秀益君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 直村議員の差別是正についての冒頭の御質問の点、昨年4月から施行となりました地域改善対策措置法、この法律を守るのかどうかという基本なお尋ねでございます。法治国家でございますので、その法律の精神を体しながら、議員さん、一般市民の御理解を得て進めてまいりました同和对策事業は、名前が変わりこそすれ、同対法の部落解放の精神の尊重という基本的な趣旨に沿いまして、今後も行政を行ってまいりたい。冒頭のお尋ねでございますので、私からこの点お答えさせていただきたいと存じます。後の数点につきまして、それぞれ担当の部課長から御答弁をさせます。

○ 議長（成田秀益君） 次。

○ 同和对策部長（橋本昭夫君） それでは、4つの御質問のうち2点につきまして、私からお答え申し上げます。

まず、2点目の固定資産税の減免と個人給付の事業のその後の経過でございます。いま、市長が新法を遵守するという事を受けまして、私どもは現在、大阪府の同和对策審議会、これは先生御承知のとおりですが、今後の同和行政の課題について従来から諮問を受け、作業を進めているというふうに関き及んでおりますが、その審議会の答申を受け、その制度の中に盛り

込まれる総合計画の推進あるいは行財政の整備あるいは個人給付的事業のあり方については、十分議会でも御審議をお願いする段取りになるかと思いますが、大体、10月末ないし11月ごろに一定の報告が出ると思いますので、それを守ってまいりたいと思います。

そういうことから、個別にお答え申し上げますと、固定資産税の減免につきましては、本市は、歴史的にいても非常に大規模な対象地区でございまして、なおかつ、独立した行政体として長年、経緯してまいりました。また、改良事業を中心とする環境改善整備事業も、非常に範囲の広い区域の整備等もございまして。これは客観的な条件でございまして、そういう中で、対象住民の方々の自立の促進のために、固定資産税の減免を46年度から行ってまいっておるものでございまして。現在、対象の方々の自立を促進するためにも、現状の対策を継続してまいりたい、かように考えます。

次に、個人給付的事業の関係でございまして、6月に御指摘ございました問題でございまして、われわれはその後にも府同促方式を遵守することが、府下市町村の普遍的な対応でございまして、ぜひ御理解をお願いしたいということでお話をさせていただいてまいりましたが、58年度については、一定の御理解も得、個人給付的事業の執行ができたんでございまして、57年度については、どうしても諸般の条件整備が府同促方式になりませんので、現在のところ、未執行という状態に相なっているという現状でございまして。基本的にこのルールにつきましては、ぜひ対象住民の方々の御理解と御認識を得たいというのがわれわれの一念でございまして、どうか御理解と御賢察を賜りたいと存じます。

以上でございます。

- 9番(直村静二君) 答弁が抜けてないですか。質問の中では正せないかんというポイントを言うてます。地域の一体性という中身として次官通達とかあるでしょう。
- 同和对策部長(橋本昭夫君) 失礼しました。それを受けまして、府の同和对策審議会で今後の同和行政のあり方ということで審議されると、簡単にお答え申し上げたわけですが、次官通達につきましては、たくさんございまして、第1には法の趣旨、第2番目には、法律施行に当たったの留意事項ということで、2つに分かれております。法施行に当たったの留意事項につきましては、旧同和对策事業特別措置法の運用が、いわゆる行政機関と対象地区住民の法律のごとき印象を与えていたことにかんがみ、やはりもっともっと広く国民の理解と協力を得るという立場で、法の運用に当たっていただきたいということでございまして。

後、物的施設につきましても一定の通達がありますが、その運用に当たっては、周辺地域の住民の利用にも配慮すること。個人給付的事業につきましては、行政の主体性を確保しつつ、その運用の確保を図るということは一貫という方針でございまして。



○ 議長（成田秀益君） 次。

○ 同和対策部理事（生田 稔君） ただいま御質問ございました地域改善対策事業の新法施行以降、どのように解放総合センターの利用について改善されたかの御質問だと存じます。

解放総合センターといたしましては、去る3月以降、政党、団体及び個人を問わず、設置目的に沿いましてセンターの利用に供しているわけでございまして、その点につきましては、各方面の議員さん、委員さんの御尽力、御了解をいただいたと思っております。したがって、いま申し上げましたとおりに運用しているわけでございます。

以上でございます。

○ 議長（成田秀益君） 次。

○ 教育次長（杉本弘文君） 議員さん御質問の第5点目の幸小学校の校区編成の問題に対しまして、教育委員会よりお答え申し上げます。

御承知のとおり、適正就学対策審議会において現在、幸小学校校区について御審議をいただいているところでございます。この審議会に審議課題として御提示申し上げます問題点は、1つは、将来の町づくり計画である環境改善整備事業によります影響。2つ目には、昭和51年の審議会におきまして幸校区と決めながら、それが実施に至ってない中での不自然な現実について、これらの実態等を総合的に御審議をお願い申し上げているところでございます。現在、審議会において御審議を煩わしております。この点御了解をいただきたいと思えます。

○ 9番（直村静二君） 一通り答弁がすんだんですが、抜けてる部分もあり、ポイントがはずれてる点もありますが、まず、センターの使用状況ですが、幸地区内でいまの解放同盟のやり方、あり方、行き方について批判的な人々の団体がございましてね。しかし、同和問題については、もちろん、差別を解消せないかん、公正な同和行政をやらせないかんという立場であるわけですが先日、申し込みに行ったところが貸してくれない。ところが、あなたの答弁では、いろいろ協議もし、政党、団体、個人を問わず使ってもらってます、と言う。私は、そのあなたの答弁はうそだと思ってます。この9月になって申し込みに行ったが、断ったじゃないですか。ところが、あなたは「いや、ちゃんとやっています。開放しています」という答弁でしょう。一遍、申し込み用紙の現物を持ってきたら明らかになるんじゃないですか。私が言うてるのがうそか、あなたが「貸しました」言うのが正しいのか。多くの議員さんは、直村議員がうそを言うてるのか、あなたがうそを言うてるんか、どっちが本当かな、となりますな。はっきりしなさい。

○ 同和対策部理事（生田 稔君） ただいま先生御指摘の問題につきましては、9月8日の件であろうかと存じますので、この件につきましては、十分御議論をいただいた中で御使用いた

だいてるわけですが、その点若干、誤解があったように考えますので、今後、職員に対しまして、この設置目的、いわゆる政党、団体、個人を問わず、ということを踏まえて十分指導してまいりたい、かように存じておりますので、よろしく願いいたします。

○ 9番(直村静二君) 9月8日の件やと言うけど、結局は断ったんでしょう。あなたは「貸した」と言うが、私が質問してるのは、「全解連和泉支部」ということで申し込んだのに、それはあかんということでしたから、なぜか、と聞いている。一体、どないなってるの。

○ 同和対策部理事(生田 稔君) 使っていただきました。したがって、9月8日の件につきましては、十分に使っていただいております。ただし、窓口事務として若干の誤解があったように見受けまますので、私どもも含めまして今後、十分この趣旨を踏まえまして職員を指導してまいりたい、かように存じます。

○ 9番(直村静二君) 使ってもらいました、と言うたか「全解連和泉支部」の人に使ってもらったんか。申し込み用紙には、必ず目的とか団体を書くでしょう。それなのに使ってもらったと言っても、私は、それはなかりうと思ひます。あんたは使ってもらいました、ということになれば、どういう形で使ってもらったんか。職員が今後、気をつけます、と言ってるが、それはどういうことや。9月8日の時点ではお貸ししましたけれども、申し込みの書類については、こう、こう、こうです、しかも、それがうまくいかなかったから、今後、改めて気をつけてちゃんとします、ということは、それはそれで筋が通ってますわな。私が言うのは、「全解連和泉支部」が、地元の住民としていままで何回も却下されてきた。運営委員会には私も出て文書もつくり使っていただこう、そして、9月に申し込んであかんというのはどういうことか、と聞いている。いま、使っていただいたというのは、どういう形で使ってもらったんですか。そこをはっきりせんと、ちょっと前へ進めへん。

○ 同和対策部理事(生田 稔君) 内容につきましては、懇談会という形で使っていただきます。申請者は、全解連の方でございます。

○ 9番(直村静二君) それは個人名ということですか。

○ 同和対策部理事(生田 稔君) はい。

○ 9番(直村静二君) それは、今後改めるんか。

○ 同和対策部理事(生田 稔君) 当然、いま申し上げましたとおり、政党、団体及び個人を問わず、3月以降進んでまいっておりますので、その点には十二分に留意し、そこのないよう運営していきたいと存じております。

○ 9番(直村静二君) そんなら、これから「全解連和泉支部」という署名をつけてね。それで委員長なり会長のハンコをつけて申し込んで、目的には同和問題の研修会、懇談会として出

せば、もちろん、場所によっては使用料金もはっきりしますが、そういうことによって今回は個人の名前によって懇談会としてもらって全解連に使ってもらいましたという答弁やから、それやったら、何もわれわれが苦勞して、何とか公的施設の開放、運用について広く使用に参画してもらってるのに、それはあかん。あなたの答弁では、いや、職員の仕事上の手違いであれば、それはしょうがない。しかし、今後はどのような団体であろうとも、きちんと目的と内容も、団体の署名もつけて貸すということを改めて確認しておこうやないか。そうしないと、いやがらせということに受けとめるんです。同じ部落の解同側はそうではない。市の公共機関が差別をしたり、いちゃもんをつけるということは、基本的人権の尊重と市民権の妨害となるからやめとけ、それが新法でちゃんと出てるから、周辺地域に利用を広げて公正な同和行政をやるということで、再度、答弁しなさい。

○ 同和对策部理事(生田 稔君) 3月以降の問題として今後、政党、団体及び個人を問わず、基本的に貸していく、利用していただくということでございます。

○ 9番(直村静二君) 基本だとか言っても、基本も二通りあるんですか。今後、きちんとしていただくということを確認して、これは終わっておきます。

固定資産税の答弁では、愛想のない答弁でした。答弁漏れがあるんですが、国保の方からひとつ答弁してください。

○ 市民部長(富田宏之君) お答え申し上げます。

先生の御質問の中で固定資産税で対象地域の中から2分の1の減免をし、また、国民健康保険料の賦課にも固定資産税の分がございしますが、その中でも、また、2分の1の減免をするのは重複ということでございしますが、国民健康保険料については、減免前の保険料が算定の基礎になっておりますから、二重にはならないと考えます。

○ 9番(直村静二君) ああいう言い方をしているが、固定資産税の減免は、国保の賦課の対象とはしていないということですが、しかし、その国保の対象となった固定資産税の額は、保険料率に入っているんでしょう。それとも、抜いてるの。

○ 市民部長(富田宏之君) はい。入っております。

○ 9番(直村静二君) そうすれば、固定資産税の分を入れて国民健康保険料、均等割や応能割を合合わせて20万円と出たとすると、それをすばっと国保は同和減免の対象が2分の1やから10万になるわけですわ。一般の人はそうはならない。

片や固定資産税は地区内、地区外を問わず一定の比率で減免しておる。私は、これは大阪府がどう言おうと、国がどう言おうと、今度の地対法では周辺住民との一体性ということから、固定資産税の減免なんかしてどうして一体性を守っていくんですよ。そんなことをすれば、

地区外へ出ていっても同和の減免があるんやとなって、地区外への転出の促進剤の1つにもなるし、さらに、そのことによって地区の一体性をどないしていくんか。

私は、従来の地区内で70平米までは全額免除、地区内で改良事業をやるんですから、地区内の土地については、地域の向上という点で賛成なんです。しかし、地区外に行った人にまで安くしてあげるということは、そこには新しい市民同士が、同和問題の解決の上で固定資産税の減免が障害物になるという意味ですから、それは地域の振興から外れている。逆差別や、という声も出てくる。私は、逆差別なんて声が上がってきたらいかんので、解消せないかんから言うてる。それは同和地区の拡大でしょう。

1つの例を挙げておきたいが、明快になるのは、阪和線がございまして、北信太、信太山、府中とあるんですが、阪和線の西側に固定資産を持つてる者に固定資産税の減免はやってるんですか。

- 同和対策部長（橋本昭夫君） やっております。
- 9番（直村静二君） それはなぜですか。阻止せぬ部落解放はできないでしょう。阪和線の西側というたらね、従来の対象地区からうんと離れているではないですか。市長、何で固定資産税をまけたるんですか。しかも、同和減免でしょう。その周辺の人たちも、何でや、と疑問を持ちます。もし、生活に困ってるんやったら、私はあえて言うが、固定資産税はまけてあげなさい。ただ、固定資産税は別に払えるように同和施策の補助金として、その計算で組み入れてあげた方がまだいいんじゃないですか。同和でまけてもらうてる、何でや、となる。土地は売買されるものでしょう。同じ市民の扱いをなぜしないんですか。市長、いやしくも、法治国家ですからね。まして、地対法はそういう精神を今度は盛り込んでます。上で種々論議されてる。幾ら論議しても結構やが、こういうことはやめた方がいい。その方が本当の部落解放に役立つ。特権的なものになっていくんやないかということです。だから、困っているんやったらその人を援助せないかん。それやったら、所得基準を導入して、困ってる人には補助金を出していく、これは当然でしょう。市民は、幾ら固定資産があっても、固定資産税はまけてくれるというのは納得できません。正しい同和問題に対する認識を阻害します。今後も固定資産税の減免については、同和地区内の対象地区に限るということを強く求めておきます。そうしないと、周辺地区との関係がうまくいかないと思います。一定の答弁をもらい、実態についての意見も主張しましたので、この辺で終わっておきます。

個人給付でございまして、府同促方式であれ、何方式であれ、市民の差別はいけな。だから、部落解放同盟の言う、その下部組織の要求組合に入って運動もし、会費も払ってもらわんと、高校進学奨励金、その他については渡さない、こういうことでいま同対部長は、そのた

めに話し合いをして、何とか納得しなければ公金は渡さない、ということルールとして相手に理解させようとしてる。これは57年度は1期分は出てるんですね。57年度の2期分については、あかん、というわけですわ。大体、同和対策の個人給付については、すべて等しく対象地域に住んでおられる方に平等に、公平さを欠かないように支給するというたてまえですが、すべて同盟の指導する団体に入れ、入れと市が勧める。また、今度の地対法問題で解放同盟は、すべての部落の住民はすべて要求組合に加入させよ、と指導している。

そして、いままでの直接操作ではなく、遠隔操作で言う。もちろん、要求組合が対策執行委員になってますし、また、要求組合には、選挙のときに会長名で動員をかけるし、運動団体に対する特権的管理なんです。お金がほしければ会に入れ、言うことを聞け、動員の状況が悪い、会費も納めへん、そんなもんはあかん、それが支給の要件になるというのか。私は、一切の差別に反対するという事も聞いてます。だから、意見の違いは違いとして、そこに行政の主体性を持って十分話し合いをすることです。

それなら1つ、お聞きしますが、同対部長、幸地区内で解放同盟の組織する要求組合に入らない人は部落解放はできないんですか。また、解放運動に参加できないんですか。意見や思想が違ったら、窓口で申請書を持っていってもポンと蹴るんですか。それが差別の解消、市民権の保障、基本的人権の尊重になるんですか。入らなかつたらどうするんですか。いややったらね。会費を納めよということは、目的、規則を承認して入ることでしょう。もし、逆に、会費を納めないわ、となると、お前、やめてくれと要求組合の方から言われる。脱会したら公金はやらんということになるんか。入らない人には救いの道はないんか。ちょっと答弁してください。

- 同和対策部長（橋本昭夫君） 運動団体と要求者組合の組織との問題でございしますが、基本的に運動団体は運動団体としての自主的な運動をされてると理解されます。したがって、いま、解放同盟とか全解連とかの組織の名前も出ておりますが、その組織に入っていない人はどうなるんかという御意見もお聞きします。要求者組合というのは、政党の支持あるいは運動団体の運動に対する支持の是非を前提条件とせずに、自分たちが奨学金を必要とする立場で子供の教育をどう考えたらいいのか、そういうことで位置づけております。したがって、超越的という用語弊がありますが、思想信条あるいは政党の問題につきましては超越した形で、いわゆる1つの要求を満たすということで長年、ずっと続けておりますので、これは運動団体相互間でも、その組織については確認をしておるわけでございます。

以上でございます。

- 9番（直村静二君） 長年続けてきてるということですが、法律が新しくできたんです。ど

んな法律でも差別をしたらいかんわけでしょう。ということは、超越した組合なんてありませんよ。執行委員会をやってますわ。どうして超越してるんですか。超越できない。だから、そのことを余り同対部長が強調されると、要求組合は、公金をいただく資格組合ということになる。論争の蒸し返しですが、今度、新法ができたので、この問題もクローズアップされていますが、部落住民の差別をなくさないかん。解同の組織する要求者組合に入らんと金を出さないと、別の観点から聞くと、あなたがいまおっしゃったが、要求者組合はいろいろあるが、何ぼ補助金を出してますか。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 15団体で年間、800万円の経費でもって活動を助成してございます。

○ 9番（直村静二君） 市長、これね、そういういやがらせをする団体に公金を600万も800万も出してるんやから、そういう声が上がってきたら、市の行政の主体性を持って処理してくれたらどうや。入れと言っても、いやや、というのは、はっきり言うて力関係ですわ。入っても、いやや、と言ったら出ていけ、ほしければ入る。はっきり言うて、要求組合は運動団体やないですか。単なる受給資格組合やないですか。要求組合に入ったらええと言うのは、解放同盟の言うとおりに動くということでしょう。要求組合に入れば、ハンコ1つで選挙の動員がかかってくる。その団体に入らなかつたら金くれへん。市長は、それまでにも53、54、55年度は、問題はあったが、ちゃんと公正を保つために支給した。しかも、そんな要求組合に対して補助金を出してる。結果的には、一部幹部が、いや、やる必要がないと言えば、地区協から推薦が上がってこないから、金は出さない。

その協議のメンバーに市が入ってるんやないですか。話し合はずっと続けたらよろしいかな。団体が違う、思想信条が違うなどと言っても平等やないですか。どの団体もそこへ入れというのは、平等の扱いやない。この点は今後も追究していきますが、絶えずこのことを私がしょっちゅう議会で言うてるということは、よく知ってもらいたい。同和行政は民主主義の原点でございます、ということですが、実は特定団体の言いなりになって、一部少数といえども、部落解放を願う住民の方々を行政権で支配していることになる。これはきちんと公正なものにしていてもらいたいし、また、そうすべきやないですか。何党によらず、何派によらず、そうすべきやないですか。法律の遵守は、市民に対して、国民的課題の同和問題の解決のための基本的な姿であろうと思うんです。強く改めてもらいたいと言うておきます。

次の教育問題についてお答えを聞きましたが、差別校区については。これはどういうことや。その答えは漏れましたね。ワッペンを出してるの。

○ 教育次長（杉本弘文君） 差別校区云々と云うよりも、教育委員会の考え方としまして、

51年の審議会において決定、答申をいただいた幸小学校校区について、池上下宮線の事業化の遅れによって、伯太小の一部が、原則として幸小学校校区と決めながらも、その目的が達成されていない。そのために不自然な現象を存置する結果となっております。それが子供たちの発達を保障していく教育の目的が阻害され、子供の育成を図る学校教育の目的が損なわれていくという判断のもとに、御審議をお願い申し上げているわけでございます。御理解いただきたいと思っております。

○ 9番(直村静二君) あなたの答弁は、そない言わなしょうがないと思っております。いま、差別問題である団体が差別校区だと認定したら、「差別校区ではありません」と教育委員会は言うんか。いまの答弁やったら、答えられへん。つまり51年にやったが、幻の校区や。「何とかせよ、差別校区やないか」、「はい、そうです」と答えを出すんか、そうなるじゃありませんか。差別をなくすためにやってきた、校区編成の審議をやってきたやつが、今度、差別校区やと言われて「そうです」となったら、われわれも委員やったから、そのときに答申を出した者が皆、差別者になるんか。教育長、はっきりしなさい。われわれもそないなるんか。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

教育の機会均等と平等、公平の基本として、先生がお説の百年の歴史と伝統にある幸小学校でございます。通学区域その他をめぐりましても、差別校区というような考え方は毛頭持っておりません。はっきりそういう考え方は解消してもらいます。かつ、次長からお答え申し上げましたのは、現在、御審議いただいている過程の中での現況と問題点ということで、その事情を御説明申し上げたものでございますので、この点もあわせて御理解いただきたいと存じます。

○ 9番(直村静二君) 教育長の答弁は一応、了といたします。そんなもん、差別校区はだれがつくったんか、われわれはそのときの委員やったからね、市長の責任になってくる。差別校区なんて教育委員会は認定できないはずです。先ほどの次長の答弁では、校区が実現してないから差別校区や、となったら、認めなしょうがない。膨大な公費でいろんな同和加配もし、何とか教育水準の向上のためにやってるのに差別校区と認定された。ワッペンとかそういうものは直ちに外してもらいなさい。そうしないと、審議会でものが言いにくくなりますよ。教育委員会は、きちんと教育の中立性、公平性を守ってもらわんといかんことを強く要望しておきます。

以上、進めてまいりましたが、やはり同和問題はかなり和泉市内でも、本当に国民的課題であると皆納得して、そして、部落解放をやっていかないかんという、われわれの狙いからはまだまだだそれてる。市内に入っても差別の問題もなかなか解消してない。広報に載せて出さない。十何年かやってきて、確かに物的施設の面では前進してきましたが、これからは、社会的な差

別指向の権利として出てきますから、物だけではとても国民的課題は達成できないし、また、差別をなくそうと思ったら、それぞれ民主市政の原点である公平性、民主性を守ってもらわんといかんと思います。また、市民もそう願っております。幸いにして、昨年からは新法ができましたので、よく読んで和泉市の実態に合わせて、そして、是正すべきものは大いに是正していかないかん。そのことをわれわれも市民に訴えるわけでございます。指摘だけでなく、市民の批判行為も姿勢そのものもよくしていこうということで、われわれも発言しておりますので、その点は逆行して受け取らないようお願いしておきます。

○ 議長（成田秀益君） 次。

○ 建設部長（逢野一郎君） 2点目の開発指導要綱につきまして、建設部長からお答え申し上げます。

まず、第1番目の開発負担金でございますが、これらにつきましては、一定の基本につきましては、公園等につきましては物納をお願いし、また、教育施設等では、1戸当たり30万円の金額をお願いしております。

2点目の部分開発の問題でございますが、開発申請に伴う公共施設の整備につきましては、周辺道路その他の状況を把握し、計画街路等の整合性を考慮しつつ、それぞれの開発の実態に即して指導しているところでございますが、これに関連する周辺施設につきましても、周辺の現況等必要な個所を調査し、道路、水路等の整備を指導しております。しかし、先生が御指摘のように今後、開発指導要綱につきまして、これらの点につきまして十分留意しながら今後も進めてまいりたい、かように思っております。

8点目の里道でございますが、御指摘の里道、水路につきましては、旧府中地区の区分については、約30メートルを昭和11年1月23日に内務省から払い下げを受けております。府中町607番地の5として個人名で登記しております。また、この払い下げの代替施設として、内務省が設置しております。この個所は今回、開発者の開発申請区域外でありますので、地元からの要望が強くありますが、地主と十分協議して、地元の要望にこたえるべく指導してまいりたい、かように思います。

以上です。

○ 9番（直村静二君） 開発指導要綱の問題では、私も詳しい条文等は記憶しておりませんが、公園とか30万円とか、いろいろございますが、指導要綱でこの際、お聞きしておきたいのは、大きい開発であれば割合目が届くし、いろいろできてるんですが、小さい部分的なものについては、お金を納めたらしまい、ということにもなりかねない。そして、一定の期間を置いてまたやる場合には、業者が変わり、適用できないとなりますね。だから、いまの部長の答弁があ



りましたが、この際、良環境の保持のために、開発の申請が出たら、その一定の開発面積、その地域の対象面積だけでなく、その周辺のところまでちゃんと行政指導して、こうなれば、こうなりますよ、これが必要ですよ、と先に明示してピシャッと話し合いのルールに乗せないとそんなもんは知らなかった、しょうがない、と後からなるんじゃないだろうか。

また、業者の頭の中では、建設省が開発促進の立場から、各自治体の開発指導要綱の緩和の指導を出してる、緩和といっても、100%の緩和と思う人もおりますし、そこらをきちんとしてもらわんといかん。これを機会にそういう面も把握してもらいたい。われわれも開発指導要綱については、いろいろお金が入って財政再建の間に合ったという側面もございまして、本当の狙いは、きちんとした良環境をつくる住民のための指導要綱であると思っておりますので、間違いやったら、間違いと言いなさい。

- 建設部次長（中上好美君） ただいま部長がお答えしましたように、今回の開発の部分につきましては現在、協議中でございます。基本的な考え方としましては、議員さんがおっしゃるように、住民のための良環境の町づくりというのは、全くそのとおりでございます、これまでもそういう方向でもって開発指導を行っております。

以上でございます。

- 9番（直村静二君） 多くを言うつもりはないんですが、大阪岸和田南海線も、現に路線が計画されてます。いずれこれには引っついていかならんと思えます。しかし、どちらが早いとなって、片方が幻の線と言うたら、片方が付けられない。時間的にロスになるんじゃないか。その後の買収をやるときには、さらにいろんなものが強くなってくる。

最後に聞きますが、現時点では、そういうことは協議はしているが、開発しようとする業者が首を振ったらできへんということやね。つまり、のみ込んでますか。それだけです。

- 建設部次長（中上好美君） 先ほどお答え申し上げましたように、今回の開発については、まだ、最初の協議の段階でございます、詰めにまでには至っておりません。したがって、今後の市の方での指導で、できる可能な限り開発指導要綱の精神に沿ってやっていきたいと考えております。
- 9番（直村静二君） これは半分泣いてる、遅いなと感じてましたが、まだ詰めてないんでしょう。結局、とにかくゴタゴタがありまして、後の土地は買いません。この分だけの開発ですわと、そんなふうに蹴られたらしょうまへんわな。次の人は名前が変わって、その地域の開発についての行為というものは、やはり関連した都市づくりの線に市の計画にはまっていたかくという1冊、1条を項目として入れてほしいということです。そうしないと、議会の場でやり合いして、その精神で詰めて、となってもうたら、何ほでも出てくると思う。ですからね、

小さいものや、中間のものやら。比較的大きいものはうまくいきますが。小さいものは2段階でやるから、くどいようですが、早急に助役さん、聞いておってわかりまっしゃろう、日の出ですがな。山荘の土地で5,000万円を持っていってるでしょう。どっちが損したか、知りませんが、やはりきちんと市がどこからも文句が出ないように、といて、何もしほり取れといってるんじゃない。業者の立場も理解する。良環境を保持するために、こうしました、ほかのところも皆やります、ということで、早急に詰めてもらわんと、やります、と詰めてしもうたらさらに遅くなりますから、その点、強調しておきます。

なお、最後に、この里道については、巷にいろんな噂が耳に入っておりますので、そういうことまで聞きたくなかったが、ちょっと公道があるんだ、それが払い下げを受けたんだ、現にそこには建物が建っているから、通ることはできず、そのまま残ってしまって、いまの里道がそのままいってしまうんじゃないか。地元の要望は市の方によく届いておるとお思いますので、それをよく見ていただき、行政指導をお願いしたいというふうに思いますので、これは、この点でとめておきます。

以上、質問をいたしました、これで私の質問を終わります。

○ 議長（成田秀益君） それでは、ここでお昼のため暫時休憩いたします。

（午前11時46分休憩）

（午後1時03分再開）

○ 議長（成田秀益君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。15番・穴瀬克己君。

○ 15番（穴瀬克己君） 通告の順に従いまして、質問の要旨を述べさせていただきます。

私、本会議におきましては再三指摘しておる問題でもありますので、理事者の皆様方におかれましては誠意ある御答弁をお願いいたします。

まず最初に、公園の管理運営についてであります。

市民の身近な公園として、住民憩いの場として、またレクリエーションの場として、本格的な公園施設整備が住民の強い要望でもあります。そのことは、市長はじめ理事者の皆様方が強く市民要望を感じ取っていると思うのであります。だから、常にこのように市民にアピールをしております。

和泉市は、豊富な緑に恵まれており、このすばらしい自然環境を損なうことなく、生活環境を整備し、市内に残された樹木地の保全、都市計画公園の整備を中心とした、健康で、安全で、かつ文化的な魅力ある町づくりを進めていますとっておるのであります。

また、57年の第1回定例議会での質問で、現状の管理運営では維持、推進していくことは困難であると原課の改善を申し上げましたところ、市長は、今後管理運営については改善を図ってまいりますと、これは明確に申し上げますとの答弁をされました。

そこで、お伺いいたしますが、具体的にどのように改善され、推進されたのか、お聞かせ願いたい。

次に、文化・スポーツ施設の推進についてお伺いいたします。この問題も、再三質問しておりますので、要点をしぼってお尋ねいたします。

甲斐田川運動広場及び野谷池グラウンドについては、確か58年完成に向けて取り組んでいたと思いますが、どの程度進捗しているのか、お聞かせ願いたい。また、いつから使用できるようにするのか、お答え願いたい。

それから、甲斐田川運動広場については、市長はじめ皆さん方の多大な努力によって、和泉市に初めてナイター設備が実現化する運びになったと聞いております。高く評価するものがあります。幅広い多くの市民より署名、陳情があったように、広く市民が利用できるよう、運用面には心を配っていると思いますが、管理運営についてはどのように計画されているのか、お聞かせ願いたい。

もう1点は、学校体育施設の開放についてであります。

モデル校を選択して、有効かつ公平な運営を図っていくために、学校開放運営小委員会を設置されて1年数カ月を経ましたが、どのような形で行われ、進んでいるのか、お聞かせ願いたい。

答弁のいかんによっては、自席より再質問の権利を留保して、終わります。

- 議長（成田秀益君） 理事者答弁。
- 建設部長（逢野一郎君） 穴瀬議員さんの第1点目の公園の管理運営について、建設部からお答えを申し上げます。

管理運営につきましては、議会の皆様方には事あるごとに、課の設置、あるいは運営の充実について御指摘を受けておるところでございますが、3月議会でも御答弁をいたしましたように、われわれといたしましては、現在の計画案の中で、公園係といたしまして4名の職員を張りつけておりますが、御指摘のように、公園管理については非常に不十分さがございます。このことを踏まえまして、来年の3月以降を含めまして、何らかの公園管理の運営ができるよう、何とかの方法で樹立していきたい、かように思いますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

- 15番（穴瀬克己君） 毎回快い返事で、その期待を裏切られているわけでございますが、

少し細かい実態をお聞かせ願いたいと思うんです。

現在の計画課で公園に従事しているのが、4名だといま答弁がありましたですけど、具体的に、じゃその4名でもって、和泉市に相当数の都市計画公園と都市公園並びに児童公園等が四十数カ所あるように聞いております。これにつきまして具体的に、公園数と公園面積並びに維持管理費をどのくらい計上しているのが、平米当たりの維持管理費、公園管理の職員数、公園の管理内容、この点についてお答え願いたいと思います。

- 建設部長（逢野一郎君） 公園の管理個所でございますが、公園数といたしましては、児童公園を除きまして、現時点では48カ所の公園の管理をいたしております。

その面積でございますが、31.54ヘクタールでございます。

ちなみに、これらを管理いたします58年度予算といたしましては、管理費といたしまして一応1,500万余りの予算を計上いたしております。この中には管理費、工事費の500万円も含んでおるわけでございます。また、その中には、委託料といたしまして658万余円も含んでおります。

以上でございます。

- 15番（穴瀬克己君） 平米当たりの管理費等、こちらで資料をいただいておりますので、こちらのほうから提起して進めていきたいと思うんですけど、いまの訂正していただきたいのは、管理費は1,267万1,000円ということで計上されているようです。若干、300万ほど違いますので。

それはそうとして、和泉市は、児童公園を含まなくて、48カ所で、平米当たり65園という管理実態であります。ところが、近隣市を見てみますと、泉大津では平米当たり486園、堺市で352園、岸和田では348園。これではね。65園で維持管理が十分できるのかどうか。この辺ちょっと疑問で仕方ないわけです。他市を比較して非常に申しわけないんですけど、他市での公園もなかなか充実した維持管理はでき得ないと聞いております。この65園という実態を見ますと、ほとんどできていないというのが実態じゃないか、このように思うわけです。

もう少し、工事費を除いて、害虫の防除並びに剪定だとか、除草、または清掃、公園等の屎尿の処理、こういったものを具体的な数字で出していただきたいと思います。

- 建設部次長（中上好美君） ちょっとその資料につきましては、ただいま手元に持っておりませんので、後ほどお届けしたいと思います。申しわけございません。

- 15番（穴瀬克己君） なぜ細かいところまで申しますかと言いますと、予算面等におきましても非常に少ない額で、その維持管理にかかる担当員数にしても4人でございます。これだけの広範囲な48カ所もの公園を持ちながら、これは事実上公園として機能を果たしている公園

でございます。計画を入れますと、もっと数が大きくなります。その意味で、開発が行われると、市はどんどん計画公園として、都市公園として引き取っておりますし、新住法に基づく公園も引き取っております。

どんどん引き取るのはいいけれど、果たしてそれが市民の、住民の潤いの場として、公園として引き取るわけですから、当然これに基づく維持管理の運営というものが裏づけされなければならない。和泉市の最大の課題である「うるおいのある町づくり」に必要な緑というものを、このような形で運用されているというのは憤りを感じずる次第でございます。

特に、市長は事あるごとにこのことを公約しております。ましてや、3期出馬の表明も先ほどなされました。「信念と誠実と実行」というモットーを掲げました。このことすらひとつも前進をしていない。これ3カ年にわたって、56、57、58年の一回データを出していただきたい。このことを約束していただけますか。

○ 建設部長次（中上好美君） 早速後ほどお届けしたいと思います。

○ 15番（穴瀬克己君） これで、ほんとに一步でも僕は前進した改革がなされているならば、非常に財政の厳しい折りに、何らかの方向で市民の潤いの場としての公園を整備していくという姿勢が見られるのなら、僕は細かいことまでせっついてやらないんですけども、事実、これだけの公園計画もされておって、相当数の公園が予想されますし、当然、その維持管理費としてすべてを賄っていくということは非常に困難であろうし、無理だと思います。

そのためには、地域住民の協力も得なきゃならないでしょうし、そういったところでは住民のボランティアを育成しなきゃならないのに、そういった角度での話し合いも、協議も全然されていない。児童公園でも一定の補助金を与えたままです。すばらしい環境を求めていこうという市の姿勢とはうらはらな実態でございます。この点について、市長、助役のほうから明快なる御答弁なり、決意をお伺いしたい。このように思います。

○ 助役（坂口禮之助君） それでは、私からお答えを申し上げたいと思います。

公園管理の非常に手薄なことにつきましては、各議員さんから再三にわたりまして御指摘をいただいておりますことは確かでございます。われわれといたしましても、何らかの形で公園管理の充実を図っていきたいという考え方は持ってまいっておったわけでございます。

しかしながら、現時点までの公園の実態と申しますと、新しく公園をつくっていく、あるいは手がけております公園の完成を急いでいくという方向に実は力点を置いてまいっておったわけでございます。ほんとに市民が憩えるような公園として、48カ所という非常に個所数は多うございますけれども、市自身、多くの住民の方々が憩えるような公園というものは、実は正

直申しましてほんとにごくわずかでございます。たとえば黒鳥山公園に代表されるようなところぐらいしか実はございません。

そういうことから、新たな公園が、できるだけ新しいある程度の規模を持った公園を当市としてつくっていくという方向にのみ目が向いておりまして、御指摘いただいておりますような維持管理のことにつきましては、いろいろ方法を講じてはやっておりますが、職員を増員いたしまして、直接そういう職員力の増強を図るというようなことは、実は今日まで手が届かなかったわけでございます。

しかし、鶴山台であるとか、あるいは緑ヶ丘、青葉台等々、ある程度まとまったところの緑地公園の管理につきましては、年々、いわゆる植木屋さんに工事請負の形で、剪定なり、あるいは手入れ等につきましてもお願いをしまいでございます。

たまたま今回、光明台地区の都市整備公団が開発いたしております光明台公園の新住事業が、来年の3月末をもって終わるということになっておるようでございます。そういたしますと、御承知のとおり光明池緑地として約24ヘクタールと申しますか、非常に広い範囲の公園緑地が、本市が引き続き造成、あるいは管理運営をしていかなければならないということになるわけでございます。

これだけの規模のものが、現在の48カ所の上にさらにふえてくるということになりますと、御指摘いただいておりますように、わずか4人の職員ではとうてい維持管理ができないだろうというふうに、われわれも自覚をしております。

したがって、それらのものと併せながら、今後の公園の全量とはいかなくても、市民が憩える公園の維持管理というものを促進し、かつ充実していくように配備してまいりたい。このように考えておるわけでございます。できましたら、公園協会のような、維持管理を専門に担当するような組織づくり等も併せて検討していきたい、このように存じておる次第でございます。

なお、一般的に、いまの公園の係の者は、いわゆる土木技術の関係の技術者ばかりでございます。ところが、実際の維持管理ということになりますと、いわゆる植木屋さんのような技術を持った人でないですね、いわゆる土木の技術屋だけでは完全な維持管理ができないということの御指摘も、原課からはいただいております。

そういう園芸関係に対する技術を持っておる職員等につきましても、適当な方をいろいろと考えておるわけでございますけれども、なかなかそういう技術屋というのは数少のうございまして、いまだに確保できずに、難儀をしているというのが現状でございますが、そうした技術屋も含めまして、今後維持管理の体制を強めていきたいと、このように考えておりますので、

御理解を賜りたいと思います。

○ 15番(穴瀬克己君) 特に、職員の増員だけでは非常に、これだけの公園数の維持管理も大変だろうと思いますし、そしてまた、特に樹木等は一度枯らしてしまうと、それこそ何十年とかかって育てなきゃならない貴重な財産なんです。

うちのトップの人は植木に余り詳しくないかも知らんけれども、盆栽しててもそうです。ちょっと手を抜くとだめになっちゃうんですね、生き物ですから。私たちでもやっぱりめし食わなきゃならないし、運動もしなきゃならない。穴ぐらにもぐってたら、ひよわな感じに育ってくるわけですよ。同じなんですよ、植木だって。せっかくこれだけの開発に伴う公園が入ってきて、また、大きく計画公園をつくっていても、これをほっておくと、せっかくの財産が、樹木が一遍にしてなくなってしまふんです。そこで気がついてやったって、20年も30年もかかっちゃう。このことに気づいていただきたい。

だから、担当の課にも土木専門の技術屋が来たって、植木のことはわからないわけですよ。だから、いま助役さんのおっしゃるように、園芸にたけた、そういう専攻してきた方が必ずおると思いますのでね、そうした人たちにきちっとした管理運営というものを指導して、その委託等もやってもらわなければならない。このように思うわけです。

ましてや、予算面でも、いままでの枠ではどうも無理ですわ。平米当たり65園。堺市ですらあれだけ狭い地域で、2課で12人がおって、352園。これは、工事費を別にして管理費—工事やなしに、その委託料ですね、剪定だとかそういった形の分でほとんど費用がかかっている。

それをうちで言いますと、56年には1,800数万円、57年には1,000万円、800万円ほどダウンしている。維持管理費が、少ない中で半減しているんです。言うていることとやらは、推進どころか削っちゃっているんですね。また、58年はどうかというとなら、1,200万。これでは言うてることと全然つろくが合わない。

この辺について、特に市長が毎度毎度公約しており、ましてや、2期満了で、3期目を目指しての出馬なんです。そういう形の中で、やっぱり市民に対して責任ある発言であり、そして行動としても、やっぱり責任をとった市政運営を図っていただきたい。そのことを強く要望するものであります。

それから、1つ提案ですけれど、ましてやここに都市公園というのが数十カ所あります。これについては、要するに新しく開発されたところの公園であります。ところが、この公園については何ら手が打たれていなくて、市の直営であり、市が直接管理しなければならない。児童公園は、地域住民との、町会とのタイアップがなされておりますけれども、この都市公園に

つきましては、市の維持管理になっております。こういった点、早急に地元のボランティアの育成というんですか、町会等との御相談を願って、少ない補助金でしようけれども、一定の補助制度も確立していただいて、地元の維持管理ができるような、そういう町づくりをしていていただきたい。

このことを強く要望するとともに、市民の潤いの場である公園の維持管理というものに対しては、もっと積極的な体制づくりを急いでつくっていただきたいことを要望して、この件は終わります。

次に、2番目の運動広場について。

○ 議長（成田秀益君） 次。

○ 指導部次長（明坂貞士君） それでは、2点目のスポーツ施設の拡張につきまして、教育委員会指導部の明坂からお答え申し上げます。

仮称甲斐田川運動広場につきましては、施設の概要をまず申し上げますと、総面積約2万6,000平米でございます。運動広場の大の方が9,000平米、小が5,000平米、テニスコート4面、クラブハウス、鉄筋コンクリート平屋建てでございますが300平米。自動車の駐車場が50台、自転車置き場100台。こういった施設の概要でございます。

現在、運動広場と管理棟について工事が進められておりまして、11月末日にそれが完成する予定でございます。工事は若干予定より遅れておるわけでございますが、管理棟、駐車場、テニスコートにつきましても、59年の3月末日には完成する予定でございます。したがって、59年の3月の定例議会に設置条例をお願いして、4月からオープンをしていきたいというふうに考えております。

また、これらの管理の運営の問題でございますが、運営にあたっては、人件費等極力経費の節減を図りまして、なお、運動広場の使用につきましても、広く市民に効率のよい、公平な利用をしていただけるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上が、甲斐田川運動広場の概況でございます。

次に、2点目の学校体育施設の運営委員会のことについてのお尋ねでございます。

この問題につきましては、過去、議員さんからいろいろ御提言をいただきまして、国府小学校におきまして、モデル校としまして、小運営委員会を設置してきたわけでございます。この運営委員会は、学校側の先生方お2人、教育委員会、使用者側の団体から5人。8人の運営委員会で実施してきたわけでございまして、委員長が当学校の教頭先生になっていただいております。

この委員会の内容でございますが、主に日程の調整と使用時間の調整を図ってまいってきて



おりまして、きょう現在までに大きいトラブルなしに、円滑に運営されてきております。したがって、57年度中の運営委員会の開催は、2回開催されております。

以上でございます。

- 15番(穴瀬克己君) 最初の甲斐田川の野谷池のグラウンドの件について詰めたと思いますので……。

まず、まだ完成を見ていない、59年度に実施という形の答弁ですけれど、やはり管理体制、運用面での計画等が当然もう検討がなされておらなければならないと思うんですけども、また、使用料—照明使用料、グラウンド使用料、これはテニスコートも、それからソフトボールグラウンド、共にその辺については、具体的な形での計画がなされているのかどうか。その辺についてお伺いしたいと思います。

- 指導部次長(明坂貞士君) 運営管理の問題でございますが、いろいろと方法があると思います。市が直接正職員をもって運営する場合、また、他市の例でございますが、民間会社に全面委託して運営する。またほかには、市内のいわゆる半公共的な団体に委託するといったようないろいろな方法があると思います。

市が直接運営する場合におきましても、非常勤嘱託制度とか、また、全くの試案でございますが、シルバー人材センターの活用も考えた運営を図っていき、先ほど申し上げましたように、人件費の削減を、極力経費の節減を図っていくような運営をしたいというふうに考えております。

次に、使用料金の問題ですが、現行の球場は1時間500円でございますが、テニスコートが300円になっております。これは、昭和52年に改正されて以来今日まで来ておるわけでございます。他市、隣接都市の使用料金等も私どものほうでつかんでおりますが、これら両方いろいろと検討しながら、早急に料金については適正な料金を決めていきたいというふうに考えております。

- 15番(穴瀬克己君) ということは、まだ具体的な数字としては、計画的にはまだされていないということですね。これは、他市のいいものは参考にさせていただいて、即対応できるような体制を早急に見つけていっていただきたい。

特に、運用面について、やっぱり夜間の利用ということになりますと、勤労青少年が勤めを終わってからのひとときという形では、かなり幅広い形での利用が期待され、そして必ずその運用面ではいろんな問題点が出てくるんじゃないかと思うんです。

現在の市民グラウンドにしても、なかなか使用でき得ないということで、あらゆるスポーツ愛好の方々がいろいろと指摘されております。一部の団体に占領されるとか、こういったよう

な形の運用にならないように、ひとつ配慮をされた運用面を考えていただきたい。

このことを強く要望するわけですが、現実問題、和泉市軟式野球のクラブだとかいう形で、特に野球のクラブに従事しているチームはたくさんあります。そうかといって、草野球程度の形で、各町内でのソフトボールだとか、野球だとかいう形で、即興で行うという形ではなかなか使用できないということを懸念するわけです。そういう意味では、幅広い多くの市民からの要望等も勘案して、本当に幅広い利用ができるような運用というものを考えていただきたい。このことを強く要望しておきます。

それから、いまの野球場の件ですけれど、ソフトボール、テニス場とこうありますね。で、ナイター設備は、野球のグラウンドのみの照明となっているように聞いておるんですけど、その点はどうか。

- 指導部次長（明坂貞士君） 野球場のみでございます。
- 15番（穴瀬克己君） 将来として、各民間等でテニス等も夜間での使用というのは非常に多くなっております。こういった画期的な和泉市で初めてのナイター設備の実現という形で、本当に市民全体も喜ぶだろうと確信するんですけど、そういった運びとなった中で、ましてや、隣にソフトボール、テニス等の広場がきちっとセットされておりますので、その点について、今後のナイター設備等の設置という目標を持って進んでいただきたいと思うんですけども、その点についてどうですか。
- 指導部次長（明坂貞士君） 甲斐田川運動広場の夜の夜間照明でございますが、これは過日、関西電力と業者の方で受電契約というものをいたしまして、受電契約のキロ数でございますが、120キロワットというような契約の受電キロ数でございます。これは将来、テニスコートに照明をする場合も、そこから工事をしなくてもいいという、将来するであろうという想定のもとの受電契約も結んでおります。したがって、将来いろんな時期が来りました場合においてはそういったことも可能かというふうに考えております。
- 15番（穴瀬克己君） 非常に期待の持てる答弁をしていただいたんですけど、野球グラウンドでは大体1,000ルクスぐらい、マウンドで。ソフトボールだと500ルクスぐらいでいけるだろうと思うんですね。で、テニスコートでは、同じく500ルクスぐらいでっか、これは。そうしますと、いまの隣接したテニスコート、ソフトボール場として、そこに夜間照明を設置すると幾らぐらいの費用がかかりますか。概算で結構です。
- 指導部次長（明坂貞士君） お隣の高石さんが野球場と運動広場並びにテニスコートの照明をされているわけですが、野球場の約、概算ですが、半額ぐらいでソフトボールができるように聞いております。なお、テニスコートについては、それよりも下回った金額で可能だという

ことでございます。

- 15番(穴瀬克己君) これは同時にセットすると非常に安く済みますけれど、そういうわけにはまいりませんでしょうけれど、高石では、夜間照明では大体1億1,500万ですな。うちの甲斐田川では恐らく1億数千万円になろうかと思うんですけれど、それについて、後で追加的にテニスコート並びにソフトボールの夜間照明も可能な送電の体制になっているということです、そんなにあわててね……、やっとなら1つできたんですから、そう簡単にはいかないと思いますけれど、いまのスポーツの振興からいきますと、夜間の利用というのは非常に高くなっております。そういう意味では、テニスコート等を一日も早く実現していくよう推進の方をよろしくお願ひしたい。このように思う次第でございます。

また、それと併せて、野谷池のグラウンドの利用、運用面もきちっと詰めていただいて、市民グラウンドと併せて、軟式野球ができるように聞いておりますので、そういった面。特に、軟式野球のグラウンド整備とともに、運用面を関連してやっていただきたい。市民グラウンドの利用と全然違う。おかしいなというような形じゃなしに、改正すべき点は、市民グラウンドも改正していただきたい。併せて、市民が広く利用できて、矛盾を感じないような形での運用面というものを精査検討していただきたい。このことをお願ひしたいと思います。その点についてひとつお答えを願ひたいと思います。

- 指導部次長(明坂貞士君) 現在の市民グラウンド、テニスコートの使用につきましては、使用する前月の第1月曜日に利用者の方々に体育館に来ていただきまして、土曜、日曜、祭日等の予約を1カ月前の月曜日に抽選で行っているのが現状でございます。

この予約貸し出しの利用の制限と申しますか、使用規則の中で、連続8日以上の使用は禁ずるといったような利用の制限も設けております。

御指摘の甲斐田川運動広場の利用につきましても、先ほど申し上げましたように、公平に、効率のよい利用方法で、広く市民の皆さんに利用していただけるようにというのが私どもの願ひでございます、できる限り市が主催する大会等はある程度の異動はあると思いますが、それ以外のすべては市民に利用していただけるようにしてまいりたい。このように考えております。

- 15番(穴瀬克己君) 後のを併せて。学校開放のですね、2回ほど開催されたという報告があったんですけど、各学校では開放に向けて進んでおりますけれど、こういった形の協議会体制というものは、校長の権限で使用許可を与えているというように聞いておるんですけど、ほかではPTA並びに各クラブの人たちの協議体制というのではできている個所はないのかどうか、お聞かせ願ひたいと思います。

- 指導部次長(明坂貞士君) 使用頻度の高い小学校、つまり国府小学校、郷荘中学校、和気

小学校等については、利用者の代表者の方々が校長先生といろいろ御相談をなさって、その使用の目的、時間をはかって、トラブルのないように使用しているというのが現状でございます。

ただ、土曜と日曜日しか利用されていない学校の方がやはり多うございまして、これは、学校長の権限で御判断していただきまして利用しておると。それが実態でございます。

○ 15番(穴瀬克己君) それでは、国府小学校に限定してお伺いいたしますけれども、夜間の体育館の使用をやってありますね。こういった形の中では、電気使用等、こういったものについてはどのような形で処理されておりますか。

○ 指導部次長(明坂貞士君) 国府小学校の体育館は非常に夜間の利用が多うございまして、金曜日を除きまして、剣道連盟、ママさんバレー等にほとんど使っておりまして、電気代につきましては、学校の維持管理の中から、特に市民の方がお使いになったからというようなことでの料金の徴収とか、そういうことはしておりません。

○ 15番(穴瀬克己君) ちょっとこれは学校教育の方にお伺いしたいんですけど、そういう形での夜間の電気使用等ですね、これがいまの中では問題ないという判断でそういうようにされておるのかどうか、ひとつお答え願います。

○ 管理部次長(逢野博之君) 教育管理部次長からお答え申し上げます。

ただいま使用料の件で御指摘があったわけでございますけれども、学校開放が盛んになるにつれまして、いろいろとそういう管理運営面での費用面がかさんでまいってくるということも事実でございます。これにつきましては、いろいろと先生方からの御指摘もあり、また、監査委員さんからも一部御指摘もございました。いろいろと教育委員会で、将来的なそういう学校開放に向けての1つの課題として現在検討しております。御指摘の点を十分踏まえまして、いろいろ今後の運営面を考えまして、十分検討してまいりたいと思います。

○ 15番(穴瀬克己君) これは使う方も気がねしますんでね、そういう点では、きちっとした使用要綱をつくるべきだと思うし、今後、学校開放の中で事故等も懸念されますし、責任の問題もいろいろと出てこようかと思えます。

そういう面では僕は、学校の開放と同時に、学校開放に伴う問題点というものを先に整理しなきゃならないんじゃないか。そのために、学校開放の運営協議会というものをモデルとして、ことは前進しましたですけど、こういった形の中で使う側の責任分担もはっきりとし、そして使用料等もはっきりとして、使う方も思い切って使えるような形にしなきゃいかん。

今までにいろいろと聞いております。ちょっと何か物持っていかなあかんねやとか、酒持っていったり、かし持っていったり、たばこを持っていったり、いろんなことを聞いております。こういった形での運用じゃなしに、きちっとした形で、使用できるような体制を今後詰めてい

かなきゃならない。その点の整備は僕はやっていただきたいし、このことが1つモデルとして、地域住民の方、また学校側にしても、そして使う側のスポーツの各クラブにしても、円滑な中で運営できる体制というのが、社会教育としてきちっとしたものをつくらなかったらいかん。それをその協議会の中で練って、1つのものをつくり出していく、これが新しい体制の学校開放につながっていくじゃないか。

どこの学校でも、校長の責任だから貸せないというのが、ほとんどの学校の先生の御意見です。中でいろんな事故が起こったり、また損傷等を起こされたり、こういった形で夜間はなかなか使ってもらえないというような形で、やっぱり学校の側に聞きますと、いろいろ問題点が多々ございます。こういったものを整理をし、円滑な運営ができるような形での協議会制度だと僕は思っているわけです。

そういう意味で、2回ほど開かれましたですけれど、中身について、協議内容をどのような形で——うちの社会教育課の方もだれか担当、協議会に入っていると思いますので、内容面について少し詳しくお聞かせ願いたい。

○ 指導部次長（明坂貞士君） 57年の5月に運営委員会が開かれたわけでございますが、先ほども申し上げましたように、グラウンドの使用につきましては、国府校区12の子供会がございまして。その12の子供会並びにそのお母さん方のソフトボールの使用する時間の調整、割当、また夕方、体育館を使用する剣道連盟とか各種団体の時間調整、日程、そういった使用者側の時間調整とそれを学校側が許可するというような話し合いでございまして、いま議員さん御指摘の使用者側の責任の問題、それに関連しまして、使用料の徴収。他市では使用料の徴収をしておられる市もあるというふうに私ども聞いておりますし、現実にはその使用料徴収規則というものも読んでございますけれども、本市の教育委員会では、義務教育施設からその使用についての徴収をするということについて、まだ上司との協議もしてございませんので、今後の問題点としてまいりたいと考えます。

○ 15番（穴瀬克己君） そういう面で、使用する側の使用の範囲ですね、これでの協議に終わっているような気がするんです。僕は一步深めて、学校側の立場も使用者側は理解しなければならぬ。当然、学校施設の破損の問題も出てきましようし、また、事故等の問題も出てきましようし、責任の問題も出てきます。こういったものを先にやっておかないと、後でね、これは学校の施設だから学校の責任だということになっちゃうんですよ。だから、いまそういう形で進んできているんですから、ただ使用だけの、分捕りの話し合いじゃなしに、今後スムーズな形で運営し、事故等の所在も明確にして、できるような内容の協議の方に、市の社会教育としては指導性を発揮していただきたい。そういう中で、じゃ黒鳥もやった、国府小学校もや

った。じゃ和気小学校もこれやったら取り入れてやっていけるというような形で、一步一步拡大し、地域のコミュニティーの広場として、地域住民の豊かな情操をつくり出す広場に、市民の、住民の核となるような学校という位置づけを僕は願う者の1人であります。

そういう意味で、いま社会環境の中で、非常に子供の非行の低年化という問題も大きく取りざたされておりますし、また、親子の断絶というものも耳にたこができるような形で慢性化してきております。こういった中で、本当に地域の中で、年齢の差もなく、親子、そしてその地域での心の触れ合いの場となるような、ひとつの地域と密着した広場という意味で、学校の開放というものを訴えてきているわけです。

何とかそういう意味で、ただ運動の場を提供するのみにとどまらず、地域の人間性の触れ合いの場を多く取り入れる場を提供していただきたいと思います。そして、和泉市が本当に情緒のあふれる、人間性豊かな市民としていていただけるような行政としての姿勢というものを発揮していただきたいと思います。このことを要望して、終わります。

○

○ 議長（成田秀益君） 次に、7番・勝部津喜枝君。

○ 7番（勝部津喜枝君） 7番・勝部でございます。

本定例会冒頭、池田市長の3選出馬表明が行われました。私は共産党市会議員団を代表して、池田市政の2期8年を市民の立場に立って総括的に振り返り、幾つかの点をお尋ねして、その特徴と実態を明らかにしてまいりたいと思います。

昭和50年11月、辻林富敏氏に1,277票という僅少差で当選し、池田市政が発足いたしました。54年10月までの1期4年間は、部落開放同盟との窓口一本化の継承とともに、支部助成金、活動補助金の支出、非常勤嘱託員という名目での雇い入れなど、解同への思いやり予算行政を行ってまいりました。併せて、問題の多い解放センター2.3億円、富秋中学校5.0億円、身体障害者会館4億6,000万円、幸小学校建てかえ2.1億円など、建設事業を進めてまいりました。これらの急激な同和事業の執行は、当然、市財政を破綻に招き、池田市政1期4年間で合計14億2,000万円という累積赤字となり、再建団体転落必至の状況が生まれたのであります。

昭和54年当初予算編成にあたり、「財政再建3カ年計画」なるものを打ち出し、市民と議会の批判の高まりの中で、同和関係費4,100万円の見直しを明らかにいたしました。しかしこれは、当年秋の市長選を見込んでのジェスチャーであったことは、当選間もない12月議会で、支部との合意が得られないという理由で、復活提案の申し入れを行ってきたのであります。池田市政2期目の4年間も、これに象徴されるように、行政の主体性を放棄し、同和行政は依然

として解同ペースで進められ、真の部落解放に役立たないばかりか、そのゆがみが一層拡大されてきているのであります。

それで、市長にお尋ねいたします。

その1、2期8年あなたが進めてこられた同和行政は、圧倒的多数の市民が望んでいる公正、民主、公開の立場からはかけ離れ、不公正、乱脈なものであったと思います。厳格な反省と、行政の最高責任者として自己点検どのようにされているのか、お尋ねしたいと思います。

その2、すでに国会では、13年間の旧法での同和行政の反省の上に立って、行政の主体性の確立とともに、施設の公正な運営、予算の公開、周辺地域との一体性の法的根拠を明らかにした新法が成立しております。残事業の見直しとともに、新法に基づく5カ年計画がいまだに議会に明らかにされていないのはなぜでしょうか。お尋ねしたいと思います。

次に、町づくりの問題であります。

先般、所管の委員会に総合計画についての経過と今後の予定の一覧表が示されております。午前中の大谷議員の質問の中でも一定明らかにされておりますが、現在、仕上げの準備を進めておられる基本構想案は、48年に策定された基本構想との関係で、基本的には固守していくとの午前中の答弁であります。この点、どのような点を改善され、また補足充実されるような内容になっているのか、お尋ねしたいと思います。

さらに、実施計画などについては、今後の状況はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

第2点、本市における都市計画の障害物である自衛隊基地について、この構想案、計画案の中ではどのように取り扱われているのか、お尋ねしたいと思います。

その3、中央丘陵開発についてお尋ねいたします。

この計画については、私ども共産党議員団かねがね本会議、一般質問でその都度取り上げ、問題提起、市民の声を反映してまいりました。現在、買収も大半進む中で、新たに人口増に伴う環境問題として、ごみの問題、また、都市計画決定と同時に、法的手続きとして、買収まだの部分の強制執行などはないのかどうか。農業を初めとする地場産業の振興策、治山治水対策など、さまざまな問題もまだまだ残されていると思います。

そこで、こうした問題点を前提としながら、重要な点として1つお尋ねいたします。かねてから公共指導型開発と言われておりますが、買収が完了した時点で、この都市計画はどこが責任を持って、主導で進められていくのか。さらに市のかかわりはどのようになっていくのか、お尋ねしたいと思います。

第2点、当初この計画が市議会に説明されたとき、財政試算、また、緑と住宅のパーセント

など、一定の試算は説明されておりますが、現時点でこの試案は、現在どのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

最後に、福祉行政に対してお尋ねいたします。

戦後政治の総決算と称して、これまで国民が築き上げてきた民主的諸制度を覆して、憲法改悪までも広言している中曽根総理は、財界と軍拡のための臨調路線を強行しております。すでに御承知のように、ことし2月実施された老人保健法は、老人医療の有料化、制限診療などで老人を医療から締め出しているのを初め、暴力団関係者の不正受給を排除するという名目で、生活保護受給抑制方針に沿った人件無視の申請手続の改悪を初めとするさまざまな福祉切り捨てが強行されてきております。今日、地方自治をあずかるものとして、こうした臨調行革に対する基本姿勢が激しく問われているところであります。

そこで第1点、市長にお尋ねいたします。

和泉市民の福祉を守り、暮らしを守るという立場から、今回このように強行される臨調行革に対し、あなたは政治姿勢として基本的な考えを明らかにしていただきたいと思っております。

第2点、具体的な福祉問題として、本市で最もおこなわれております障害児対策について若干お尋ねいたします。

現在、和泉保健所では、昭和55年より特別研究事業として、乳幼児健診の体制と内容の充実を図る中で、早期発見に一定の成果を上げてきていると聞いております。しかし、発見はされたものの、早期治療の体制として、本市との対応のおくれがかねがね指摘されてきているところであります。当議員団の調査によりますと、大阪府下で就学前児童の母子通園施設または教室というさまざまな名称はありますが、こうしたものがないのはただ1つ和泉市だけだということをお尋ねいたします。

さらに現在、一日も早い行政の温かい手を待ち望んでいる障害児と言われている子供たち、母親たちが三十数名自宅待機していることを御存じでしょうか。

その上立って、市長にお尋ねいたします。

現在、和泉保健所からこうした実態の上立って、何らかの要請、問題提起はあったのかどうか。もしあったとすれば、市長としてどのように要請にこたえる考えを持っておられるのか、お尋ねしたいと思っております。

これで質問の趣旨説明を終わりますが、自席からの再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（成田秀益君） 理事者答弁。
- 市長（池田忠雄君） 勝部議員さんから市政運営についてということで、いろいろと御指摘なり、御質問をちょうだいいたしました。多岐にわたっておりますので、基本的なお尋ねのことのみ私からお答えを申し上げ、細部は担当の部長よりお答えをさしたい、このように存じます。



すので、御了承をいただきたいと存じます。

いろいろと御指摘をいただいておりますけれども、2期8年間、大変議会の議員の皆様方、市民の皆様方の御理解と御協力を得る中で、市政を執行さしていただいております。おかげさまで、12億数千万円の赤字、57年度決算でようやく、皆さんの御支援のおかげで赤字財政を克服することができました。感謝にたえない次第であります。なお、財政基盤が脆弱でございますので、今後ともひとつ養生期間として、財政の健全化に向かって歩みたいと、このように存じております。財政再建に対する御理解と御協力にひとえに感謝申し上げますとともに、今後ともよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

行政は、議員さん御案内のとおり、多岐にわたっているわけでございまして、財政の再建を基本といたしながらも、多岐にわたる住民要望にどうこたえていくかということで、この4年間、また過ぐる8年間大変皆さん方に御協力をいただきながら、諸施策を進めさしていただいております。おかげをもって、教育、あるいは病院の問題、あるいは文化的な問題、いろんな意味で大きな前進を遂げることができたわけでございまして、私なりに皆さん方の御支援に感謝を申し上げている次第でございます。

重点施策の1つとして、同和行政をお取り上げいただいておりますけれども、本件につきましても、議会の皆様方の御協力をいただく中で、差別のない明るい町づくりを目指しまして、この8年間一生懸命同和行政の進展のために施策を進めさしていただいております。基本的な人件が尊重される人間都市を目指して、明るい町づくりに専念をいたしてまいりました。そうした中で、今後とも御支援をいただきながら、同和行政を進めささせていただきます。このように存ずる次第でございます。いろいろと御指摘をいただいておりますが、一定の前進を見さしていただいております。

なお、町づくり、福祉、いろんな御質問がございました。それぞれ担当の者よりお答えさせたいと存じますが、ただ、行政改革というものに対する市長のお考えはという基本的なお尋ねでございますので、お答えを申し上げたいと存じます。

行政改革、これはもう古くて新しい命題であるわけでございます。行政はいつも改革をして、市民の負託にどうこたえていくか。むだをなくして、効率のいい行政をどう進めていくのかということが、行政改革の根本理念だと私は理解をいたしております。そういう意味合いでは、議会の御協力をいただきながら、今後ともこうした基本的な考え方は腹に持ちながら、市政を施行さしていただき、市民の御批判におこたえをしていかなきゃならんと存じているわけでございます。

ただ、具体的な臨調のことに伴いますいろんな諸点につきましては、これはそれぞれの地方

自治体で守っていく立場というものがわれわれにあるわけでごさいます、そういう具体的な中身の問題につきましては、その都度市長会に相諮り、議会の御協力も得ながら、国に対しては物申さなきゃならん点は物申していくという、こういう考え方であるわけでごさいます。行革の基本理念には賛意を表しつつも、各論につきましては、その都度、国の方とも意見を反映さしながら、十ば一からげで、いわゆる中央の行革のために地方にしわ寄せをするとか、いろんな問題がございすけれども、そうした諸点については物申していく基本的な考え方でおるわけでごさいます。その点ひとつ御理解をいただき、今後とも一層の御支援を相賜りたいと存ずるわけでごさいます。

以下、諸点につきましては担当部長よりお答えをいたしますので、よろしく御了承願います。

○ 議長（成田秀益君） 次。

○ 市長公室理事（平野誠蔵君） 総合基本構想の御質問でごさいます。

1点目は、どのような視点で見直し、改善を行っているかということでごさいます。午前中にも、基本的には、48年策定の「人間回復の町づくり」の基本的な理念等は受け継ぐということはお答え申し上げましたが、しかしながら、現段階は、午前中にも御質問の議員さんに申し上げましたように、内後調整を近々に残しまして、なおかつ、審議会、最終的には議会の御審議をこれから仰ぐ段階でごさいます、いまの時点で中身の方向とか、具体的なことにつきまして申し上げることは差し控えさしていただきたいと思うわけでごさいます。

ただ、どういう点を見直すのかと申しますと、きわめて抽象的でごさいます、48年当時と現段階では、たとえば福祉の問題にいたしましても、高齢化社会の急速な到来等がきわめて現実的な問題等になっております。また、低成長下における施策等も課題でごさいます、これらにつきましてひたすら勉強を重ねまして、いま案づくりを行っておるところでごさいます。

実施計画につきましては、10年ないし15年の長期の総合計画の中で、通例的には、まず、現実的なものを中心にいたしました基本構想、それからその裏づけと申しますか、方向づけと申しますか、そういった基本計画、さらに、これは行政内部で短期的にほぼ3年程度を目安にいたしまして、財源調整を行った実施計画というスタイルで取り組むわけでごさいます、今回の場合も、いずれ総合計画が議会の御議決を得まして、策定されました段階で、適時に基本計画の中から、3年計画を短期計画として実施に取り組むというつもりでごさいます。

それから、自衛隊基地のお話でごさいます、これは、いろんな考え方がありにらうかと存じますが、きわめて現実的な判断をしますと、現状から飛躍した発想を構想の中に織り込むということは至難でごさいます。

○ 議長（成田秀益君） 次。

- 都市整備部長（浅井隆介君） 都市整備部浅井お答え申し上げます。

中央丘陵の件でございますが、都市計画はどこがしておるかということでございますが、これは、あくまでもまず市の都計審を経て府に出されるものでございます。この意味におきましても、原則的には市が指導者となる立場にあると考えておるわけでございます。もちろんこの計画は、市の総合基本構想を具体化するために、当時の宅地開発公団を呼び込んだものでございますので、今後とも市が指導、協議の中でこれを進めさしていくということに相なろうかと思います。

開発と財政のかかわりでございますが、以前に仮に算定したものが出てございます。現時点におきまして、用地の分譲等の価格等の決定もしてございませぬし、また、中に張りつく市が負担すべき施設についても、完全に決まっております。そういう中で、どこまでのものを織り込んで算定すべきかという問題はございますが、仮に算定をしたとすれば、その時点とほとんど変わりが無い。つまり開発地域のみをとらえた場合には、数年後には黒字に転換する。ただ、関連公共投資、それから公団との負担区分の問題等がございますから、現時点においてそれがどういうふうなかかわりになってくるかということは言えないのではないかと思います。

以上でございます。

- 議長（成田秀益君） 次。
- 市民部次長（中川鉄也君） 福祉関係のうち障害児対策について市民部中川よりお答えを申し上げます。

先ほど勝部議員さんの御質問の件ですが、保健所からの問題提起でございますが、先週の木曜日、9月22日の日に保健所の所長さん、予防課長、保健婦長さんの3名がお見えになりました、われわれは保健所より資料の提供等を受け、保健所での障害児の早期発見の実情について聞かしていただきました。

就学前の児童で、障害児ということで保健所の方でおおむねつかんでいる方が116名ほどおられるわけですが、そのうち56名が保育所へ、5名が幼稚園へ、あとの6名がもず学園ということで、半分以上の方がそういうところで収容なり通園しておるわけですが、なおかつ30名余り通園しながら訓練を受ける施設が必要ではないかという提起をいただいております。

そういうことで、いろいろお話し合いをさせていただいて、1回目の話し合いということもあったので、結論めいたところまではいかなかったのですが、基本的には、保健所さんのおっしゃるとおり、やはり市としても通園施設については、今後検討していく必要があるんじゃないかという立場を確認させていただきました。

具体的には、将来、福祉会館の中で、これらの施設を考えていきたいというぐあいに考えて

おります。それまでの間、以前母子寮を使ってそういう訓練をやったこともございますので、暫定的にそれらの施設ができるかどうか、両者でさらに検討していこうということで、1回目の話し合いが終わったということです。今後も、定期的に保健所と福祉とでそういう話し合いを持っていこうということで、現在のところは終わっているという状況でございます。

○ 7番(勝部津喜枝君) 市長に一般質問なり意見を申し上げたいと思います。

3選出馬の表明をされるわけですから、2期8年についてのそれなりの自負心なり、今後の決意なり自信があるということは当然だと思います。その上に立って、私が前で申し上げましたように、事実と実態の上から同和行政については不公正、乱脈であったとはっきり申し上げているわけですから、そうでなければ、ないというふうに明快な御答弁をされるべきだと思うんです。その点は避けて、何か抽象的な答弁に終わっているという点に、私は午前中、今後の市政運営に誠実をうたっておられるあなたとしては、非常にずるく、市民をあざむく答弁をされているというふうに言わざるを得ないと思うんです。

で、同和行政につきましては、とりわけ共産党議員団では、直村議員が名実ともに奮闘してまいりましたが、今回の本会議の質問の中でも、固定資産の減免と幸小学校の問題を取り上げて具体的にただしてあります。

固定資産税の減免については、これまで幸3町のみならず、富秋、伯太、尾井までも含めた8町にまで広げて、しかもこうしたことが、地区の拡大と地区の中での人口の流出を食いとめることに役立たないということでの同和地区の拡大であるということなどで、共産党議員団かねてから問題の指摘と改善を要望してきてあります。

さらに、幸小学校の問題については、重大な池田市政の失政として、今日、再度校区編成審議会開かれておりますけれども、同和行政の根本的な観点と問題点を改めない限り、単なる校区編成をさわることだけでは解決できないという立場を、審議会の中でも共産党議員団は明らかにしております。

午前中、共産党の直村議員が取り上げました差別校区という問題。こういうプレートが出されているということ。これが現物ですけれども、これを解同の「守る会」から、子供たちの胸につけるように要請されると同時に、小学校の先生方には200円で買うようにという要請がされていることが、事実としてあります。

池田市政の2期8年がいかに不公正、乱脈であったことと、いかに市財政を圧迫したかということは、かねがね市民の中でも明らかにされてきていることです。

共産党議員団調べによりまして、旧法の中で13年間に費やされてきた物的施設の事業費約400億円と言われております。この中で36.6パーセントが借金として市の肩の上にかかって

きております。さらに、今後残事業が300億円といわれる中で、その中での財源見積り、借金が30パーセントを超えるといわれております。

あなたは、この8年間で何とか14億余りの赤字を解消することに努力をしてきたと言われますけれども、一方で市民負担の公共料金の値上げを次々とやりながら、最大の問題であるこうした同和行政の財政上の負担については、全く目をつぶっているというこの態度は、再度申し上げますけれども、平静を装いながらも、今後の和泉市政に横たわる重大な財政問題として、私はこの議会で明らかにしておかなければならないと思う次第であります。

次に、自衛隊基地の問題ですけれども、あなたご自身からこの問題についての明快なお答えがぜひいただきたかったわけでありまして。今日、反核と平和は国際的な世論にもなっております。いかに現実の中でのむづかしい課題であるとはいえ、真に平和を望むなら、自衛隊基地撤去の精神は、どこかの部分で貫くべきであり、明快な答弁をされるべきであります。

実際の問題として、実現していくことの不可能なむづかしい問題であるとはいえ、いわゆるこれまでもよく言われておりました理想の追求を投げ捨てては、和泉の市民の真の幸せには役立たないのではないのでしょうか。こうした重大な問題に答弁をそらしておられる政治姿勢は、決して誠実なものだとは私は思いません。

次に、開発の問題ですけれども、担当からの御答弁もいただきましたし、正直申し上げまして、私ども、学者や、またそうした点での専門家でもございませんので、種々むづかしいことはたくさんあると思えますけれども、改めて1点だけお尋ねしたいと思うんですけれども、昨年8月の大雨のときの全国各地の災害が、都市型災害としていろいろ問題が指摘されております。河川の対策を含めて、治山治水を後回しでよいという課題ではないと思えます。

根本的な対策は今後の計画の中に生かされるとしましても、当面の対策は、河川の治山治水を含めて、どのようなお考えと具体策を持っておられるのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

併せて、単に高級な5,000万も6,000万もするような住宅で、サラリーマンのねぐらをつくれればいいという状況ではないと思えます。旧市街地との調和ある町づくりと、さらに今日までの和泉市を発展させてこられた数々の市民、地場産業の発展をこの町づくりの中で生かしていくという課題は、当面、今日から検討されていってよいと思えますので、この2点について、どなたからでも結構ですので、責任ある御答弁をいただきたいと思えます。

- 議長（成田秀益君） 理事者答弁。
- 市長（池田忠雄君） 重ねての御質問でございますので、2点につきまして私よりお答えを申し上げたいと存じます。

いろいろと価値観、あるいは御批判というものは、どの行政にも、人間のする行政ですからあろうかと私は承知をいたしております。しかし、同和行政につきましては、私は全国で有数の対象地区を抱える本市の体質上、いろいろと議会の皆さん方の御理解を得ながら、御議決をいただいて、予算執行をいたしてまいっております。乱脈、不公正はないと私は存じております。国民的な課題の同和行政、大規模対象地区を抱える本市のこうした現状、こういう中で同和行政を進めておりますこういう中でのございますので、明確にお答えを申し上げ、御批判、御質問というものは多々それぞれのお立場であろうかと存じますが、少なくとも乱脈、不公正な同和行政はしていないことは、明確にお答え申し上げます。このように存じます。

それから2点目の、自衛隊についてこれからの町づくり上どう思うのかと。別に避けたわけではございませんで、担当からお答えをさしたわけですが、私は明確にいつも申し上げておりますけれども、やはり国民として、どうして自分の愛する郷土、愛する国家というものを守っていくのか。これは国民等しくの共通課題ではないかと思うわけであります。

反核、反軍縮、これはいずれも私たち人類共通の願いでございます。私も同感であります。再び戦争はいやであります。ただし、そういう平和を守っていくためには、やはり最小限の備えというものが、独立国家である以上当然であろうかと存じます。これは価値観さまざまだというものの、最小限自分の国は自分で守るといふことの自衛措置というものは、何びとも否定するものではなからうかと存じております。

こういう観点からいたしまして、前々からあります自衛隊、私は最小限の国を守る措置としての、国防という観点からの必要性があるわけでございます。

そういう中で、住民との共存共栄と申しましょうか、そういう位置づけの中で1つ災害があれば自衛隊にも出動を願い、いろいろと市民のためにも災害防止の観点からも働いているという実績もあるわけでございまして、自衛措置という問題と反核、反軍縮とは同じにはならないと、このように存じておりますので、その点ひとつ御理解を深めていただければありがたいと存じます。

2点だけお答え申し上げ、細部は担当よりお答えさせます。

- 都市整備部長（浅井隆介君） 都市整備部浅井からお答え申し上げます。

この開発で一番問題になってまいりますのは、先生も御指摘のとおり、河川、治山治水の問題でございます。昨年の8月1日、3日につきましては、予想外の大きな雨が降ったわけでございます。この計画の中でも一番大きな問題点といたしまして、大津水系に属します松尾川並びに横尾川にこれらの雨水が排水されますので、これらの改修計画というものも当然協議を進めてまいっております。

この大津水系につきましては、大阪府が全体計画の中で河川改修計画を持っておられます。現在、これは下流から改修を進めるわけですが、泉大津地区において左岸側から改修を進めておる。用地買収にも入っておるわけでございます。

しかしながら、河川の改修というものは、その延長キロからも考えますと、非常に長い年月がかかってまいります。下流部につきましては、府が年次計画で、上流部につきましては、関連開発区域として、公団が補助金を受けまして、府においてこれをしていく。その間につきましては、当然、造成の時点におきましては、それぞれの谷筋に沈砂池、流水池等を設けまして、土砂流が一気に下流に押し流されてこないような措置をとって、水量調整の上で放流していくという形をとります。

同時に、河川改修も進めますが、この造成が終わりまして、事業を進めていく中では、それぞれの区域に暫定調整池を設けます。これにつきましては、大阪府が砂防指定工事許可基準というものをつくってございます。これは、いままで100年間に降った雨の量から算定をいたしまして、十分な量を貯水するような指導基準でございます。これらに基づきまして暫定調整池をつくって、ここで水量を調整して放流する。最終的には、河川がすべて改修された中では、これらのものもつぶしていくという形で進めてまいります。

もちろん、実施段階におきましては、さらに細かい詰めを行いまして、河川災害、土砂流による住宅への災害が起こらないように、十分注意を払ってまいる所存でございます。

それから、開発区域における地場産業とのかかわりでございますけれども、この開発区域の中には、一応サービス・インダストリーゾーンとして、一定の規模の地域を設ける計画を立ててございます。これらの具体的な業種とか、どういうものを呼び込むかにつきましては、今後、担当部局と府と十分に協議をいたしまして、進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

- 7番(勝部津喜枝君) それでは、もう1点福祉の方でお尋ねいたしたいと思いますが、保健所からのそういう懇談といいますが、話し合いがあったということなんですけれども、昨年6月でしたか、私どもの方の原議員もその障害児問題で、共産党議員団が滋賀県の大津へ調査に行った報告を兼ねまして、要望の一般質問等も行っているんですけれども、福祉センターができてから何らかの形で出発したいと。これは決して悪いことではありませんし、否定するわけじゃないんですけれども、とりわけ障害児問題というのは、一日一日が非常に重要な問題でありますし、急がれているというふうにも思ったんです。

それと併せて、今までやっておられた母子教室が一応閉鎖になったのは、保育所の方へ全員入ったからということもありましたけれども、やはり内容なりがまだまだ不十分であったことなども指摘されておると思うんです。その点で先ほどの答弁で、池上の母子寮ですか、その辺との形で何とかということでしたけれども、市だけでこういうものをやろうとすると、正直申

し上げて、現在の池田市政の非常にうわべの福祉、かっこうだけの行政をやるというようなところが基本的にありますので、私は決して実のあるものにならへんと思うんです。

特に障害児対策などは、保健所とか、児童相談所とか、心理判定員など各専門の分野の方々に、どうして対策をしていくのかというふうな、名称は何でもいいんですけども、協議会なり準備会なりというものを発足させる中で、福祉センターができたときにも、機能を持った、充実した障害児対策というのが即座に出発できるんじゃないかと思うんです。

その点、共産党議員団かねてから主張もしておりましたし、今日の保健所のそういう報告書は、私どもの調査でも、そうしたものが一日も早くできることが非常に要請されていることを、客観的に裏づけていると思うんです。

その点で、たとえば不法看板撤去の協議会はあっという間にできているんですから、こうした協議会ができないはずはないと思うんです。

障害児問題というのは、口だけではなくて、そういう各界専門家の福祉の医療体制のチームワークを組んだ中で方向づけも出てくると思いますので、その点ぜひやっていくという、保健所の要請にもこたえ、また、何よりもそうした子供を持つ親と子の将来のためにやっていくという決意を、ここでははっきりと述べていただきたいと思うんですけれども、その点お答えいただきたいと思います。

- 市民部次長（中川鉄也君） この4月に新しい保健所長さんがお見えになって、初めてのこの問題についての話し合いということでございます。そういうことでございますので、先ほど勝部議員さんの御質問の中で、こういう通園施設がないのは和泉市だけだというような指摘もいただいておりますし、われわれとしても基本的には、設置するということについて市の段階で特に問題はないというぐあいに考えておるわけでございます。

ただ、以前に母子寮を使ったこともあるんですが、場所的にはやはり——この前も保健婦の婦長さんともお話ししたんですが、あの場所ではやはり狭い。自由に子供が伸び伸びと動き回れる場所が必要だということで、母子寮については狭いということで、実現ができなかったものですから、ほかにどっか適当なところを暫定的にお借りできないものかどうか、まず担当部局の方で考えた上でやっていきたいというぐあいに思っております。

むろん今後も、どこまでが範囲かは別として、少なくとも保健所とは定期的に話し合いをわれわれは持っていきたいという立場で、この前も別れておりますので、今後とも保健所とは協議を進めていきたいと考えております。

- 7番（勝部津喜枝君） ぜひ積極的な取り組みを要請しておきたいと思います。

たとえば、116名中56名が保育園に入っているということですけども、これにしまして



も、実態としましては、その中での訓練、療育はどのような状態でやられているのか。さらには、保母さんの教育などが、そういう障害児を預かるという点で適切なものが得られているのかどうかなど、検討される課題も多いと思いますので、指摘だけしておきたいと思います。

それと、たとえば保健所の場合、処置基準としての項目の中に、そういう、母親が働いていなくても障害児であるということでの処置基準というのが明確にされているのかどうかなど、まだまだ障害児対策としては不十分な点も指摘されますので、その点は申し上げておきたいと思います。

最後に、締めくくりたいと思いますけれども、市長に申し上げておきます。

81年の10月に「部落実態調査」なるものが行われまして、このときに、共産党議員団も早速市長に申し入れを行っておりますけれども、この実態調査の推進協議会の長に橋本佳行氏、副に池田市長になって進めていくということが明らかになりまして、私ども当時、12万市民の長として、また行政の主体性を持つという点からも、決してふさわしい行為ではないということとで申し入れを行っております。

即答を避けたままで今日来ておりますけれども、新法の最大の精神であります行政の主体性と広く市民の合意をもらって、これまでの旧法の中での不公正、乱脈を反省した上で今後やっていくという点が、あなたの先ほどの答弁の中に一かけらも見出せないことは、本市にとって本当の意味での部落解放と和泉市発展のために非常に残念なことであります。私ども共産党議員団、今後もうこうした点は明らかにしていく中で、和泉市の真の発展と市民のための市政を実現するために奮闘してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○ 議長（成田秀益君） ここで、暫時休憩いたします。

（午後2時34分休憩以後再開されず、自然散会）



第 2 日





職 名	氏 名	職 名	氏 名
改良事業部長	角谷泰夫	用地担当参事・ 土地開発公社事務局長	中辻寿夫
改良事業部次長	前田守正	教育委員長	堀内由延
改良事業部次長	笠木恒忠	教 育 長	葛城宗一
改良事業部次長	高三一行	教 育 次 長	杉本弘文
病 院 長	竹林 淳	管 理 部 次 長	逢野博之
病院事務局長	藤原光夫	指 導 部 長	藤原勝次
病院事務局次長	吉田日出男	指 導 部 次 長	竹田明郎
水 道 部 長	田中 稔	指 導 部 次 長	明坂貞士
水道部次長兼 総務課長事務取扱	岩井益一	選挙管理委員会委員長	高橋正道
会 計 課 長	赤田 信	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消 防 長 兼 消防署長事務取扱	松村吉堯	監 査 委 員	久光喜多男
消防本部次長兼 予防課長事務取扱	高宮武男	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
消防本部次長兼 総務課長事務取扱	一ノ瀬喜広	農 業 委 員 会 会 長	坂上國治
用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	内田 繁	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行

※ 備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次 長	北野敦夫
主 幹	西井 正
議事係長	大中 保
議 事 係	佐土谷 茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和58年和泉市議会第3回定例会議事日程

(9月28日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		一般質問について	
2	監査報告 第20号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和58年3月分)	P. 1
3	監査報告 第21号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和58年3月分)	P. 12
4	監査報告 第22号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和58年3月分)	P. 18
5	監査報告 第23号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和57年度 昭和58年4月分)	P. 23
6	監査報告 第24号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和58年4月分)	P. 34
7	監査報告 第25号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和58年4月分)	P. 45
8	監査報告 第26号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和58年4月分)	P. 51
9	監査報告 第27号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和57年度 昭和58年5月分)	P. 56
10	監査報告 第28号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和58年5月分)	P. 66
11	監査報告 第29号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和58年5月分)	P. 77
12	監査報告 第30号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和58年5月分)	P. 83
13	監査報告 第31号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和58年6月分)	P. 88
14	監査報告 第32号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和58年6月分)	P. 99
15	監査報告 第33号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和58年6月分)	P. 105
16	監査報告 第34号	定期監査(昭和58年度第1次分)結果報告	P. 110
17	認 定 第 1 号	昭和57年度和泉市水道事業会計決算認定について	P. 1
18	認 定 第 2 号	昭和57年度和泉市病院事業会計決算認定について	P. 3
19	議会議案 第 3 号	決算審査特別委員会の設置について	別 紙
20	議 案 第 3 7 号	和泉市自転車駐車場条例を廃止する条例制定について	P. 4
21	議 案 第 3 8 号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 6
22	議 案 第 3 9 号	工事請負契約の締結について (幸第二団地11棟建設工事)	P. 10

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
23	議 案 第 4 0 号	市道の路線認定について（鶴山台 4 9 号線）	P. 12
24	議 案 第 4 1 号	市道の路線の廃止及び認定について（北池田 1 号線並びに北池田 1 号西線及び北池田 1 号東線）	P. 14
25	議 案 第 4 2 号	財産取得について（和泉市立光明台南小学校校舎）	P. 16
26	議 案 第 4 3 号	昭和 5 8 年度和泉市一般会計補正予算（第 1 号）	P. 18
27	議 案 第 4 4 号	昭和 5 8 年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）	P. 40
28	議 案 第 4 5 号	昭和 5 8 年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	P. 44
29	議 案 第 4 6 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P. 50
30	請 願 第 1 号	北池田小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願	別 紙
31	意 見 第 1 号	織機登録制の存続に関する意見書	別 紙
32	意 見 第 2 号	健康保険給付引き下げ等、医療保険制度の抜本的改悪に反対する意見書	別 紙

1	議会議案 第 4 号	議長辞職許可について	別 紙
---	------------	------------	-----

1	選 挙 第 2 号	議長選挙について	別 紙
---	-----------	----------	-----

（午前 1 0 時開議）

○ 議長（成田秀益君） おはようございます。議員の皆様には連日御出席賜り、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

（市会事務局長報告）

○ 市会事務局長（吉岡昭男君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席されておる議員さんは 21 名でございます。欠席並びに遅刻の届け出ある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、21 名でございます。

○ 議長（成田秀益君） ただいまの報告どおり、出席議員数 21 名をもちまして議会は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

○ 議長（成田秀益君） 日程第 1 「一般質問」を行います。1 番・若浜記久男君、お願いいた



します。

○ 1番(若浜記久男君) 通告に基づきまして、一般質問を行います。

まず初めに、直接質問には関係ございませんけれども、昨日、本会議の冒頭に池田市長は、この11月に予定されております市長選挙におきまして、3期目の立候補をいうことで表明されたわけでございますけれども、これらにつきましては、市民の多くの方、また、この議会の関係者、理事者にあっても、当然予想されたものである、このように考えておるわけでございます。

振り返って見まして、この2期、8年間を見てまいりますと、非常に厳しい財政事情のもとで市民の理解を得られましたことは、2期目の無投票当選ということが如実に物語っているかと思えます。これらも議会あるいは市民、理事者一体となった中で、この苦しみを分かち合ってきたという信念が、危機に瀕した状況を脱したものだというふうに考えておるわけでございます。

このような中にあって、福祉は政治の原点だといってはばからない池田市長は、教育環境の整備を初め、福祉行政の推進を次々に実施されたことは、高く評価するところであります。昨日、池田市長は基本6項目を掲げられました。非常に市民本位の基本姿勢であるというふうに考えております。また、勤労者の福祉センターあるいは医療センター、また、婦人あるいは弱者のための施策も個々には考えておられるやに聞いております。これらにつきましても、私たちが日ごろ、政策要望として市にお願いしておるところの政策と全く一致するものであります。こういう意味合いにおきましても、ぜひとも市長にあられては、この11月の市長選挙において健闘を期待するものでございます。

さて、次の一般質問でございますけれども、この2月1日に老人保健法が成立をいたしまして、7カ月が経過をしたところでございます。老人患者を診察している医療機関は一時の混乱も薄れ、平静を取り戻したようでございますが、多くの良心的な医師は、この老人保健法は、現在でも直ちに福祉の切り捨てにつながる、弱い患者の心を無視しておるもの、老人保健法全体が示しているものが、老人医療に対する軽視、差別、そして、老人の生存権すら否定するもの、などと、この老人保健法に対する反対の声が現状でも高まっているのも事実であります。また、患者と家族の戸惑いも大きく、不満と怒りが噴出しているところであります。今後さらさらさらに矛盾が広がり、深刻な社会問題となることも十分予測されるところであります。

この老人保健法の実施前の患者数と比較してどのように推移しているのか、ふえているのか、減っているのか、その増減の比率を簡単に御答弁をお願いしたいと思います。

そして、この老人保健法が実施された2月1日から現在まで、市立病院における70歳以上

の入院患者数と外来患者数をお示し願いたいと思います。

次に、これは福祉課の担当になると思いますが、まず、和泉市に政府特例許可病院と位置づけられている、いわゆる老人病院は幾つあるのか、病院名とベッド数、収容状況をお知らせ願いたいと思います。

次に、この新法は、今までの国民健康保険法とは違って、全く新しい70歳以上の老人を対象にしてつくられたものであります。まず第一に、老人病院というものがはっきりと位置づけられておりますが、市立病院にあっては、70歳以上の老人の患者さんが6割以上おられるとは思えませんので、恐らく一般病院ということであろうかと思えます。老人病院の介護重視ではなく、治療ということになるわけですが、新設されている入院時の医学管理料との関係で、これに重点治療されているのかどうかをお聞きしたいと思えます。

それから、この新法が実施されてからそれぞれの医療機関から保険請求がされていると思いますが、70歳以上の老人患者の数はどれぐらいあるのか保険請求高はどうなっているのかということ、最高幾らなのか、最低は幾らなのか、平均ではどのようになっているのか、御答弁をお願いいたします。これについては、入院患者のみで結構かと思えます。

次に、甲斐田川運動広場についてであります。私たちは昨年、超党派において市民一体となって身近な運動広場、運動公園の設置を、と署名活動を展開いたしました。そういう中で1万余の市民の賛同を得て各界、各層の団体を結成し、市長折衝あるいはこの議会においても、それぞれ運動を行ってきたところであります。

そういう中であって、市長初め理事者の心を動かすことができまして、待望の公園広場が完成間近となって、この活動に参画していただいた市民の皆さんの喜びはひとしおであります。まず、関係者に対して敬意を表するものであります。ところで、この件につきましては昨日、穴瀬議員から質疑応答がなされ、管理運営、条例制定等も含めほぼ明らかになってきておりますので、ほとんど重複しますので、角度を変えて2、3点、お尋ねしたいと思えます。

まず、質問の第一点でございますが、この運動広場は、テニス、野球、ソフトと多目的であり、また、家族を含めての公園の色合いもあるわけでございます。そこで、これらの名称はどのように考えておられるのか、考え方があれば、お示し願いたいと思えます。

次に、管理運営についてでございますが、これらも昨日、委託なり、あるいは本市のシルバー人材センターの活用を図るという御答弁がなされておりますけれども、どれぐらいの人員が必要なのか、具体的な数字をお示し願いたいと思えます。また、日曜日、祭日以外のウィークデーの利用は皆無に近いと考えられますが、利用料はどのように考えておられるのか、お示しを願いたいと思えます。

次に、広場の構造上の点についてお伺いいたします。

いわゆる野球をする大球場、ソフトを中心とする小球場の構造上の違いをお尋ねいたします。いわゆる野球場の大きな広場についてソフトができるのかどうかという質問であります。

最後に、関係者の努力によって、議会においても極力要望の強かったナイター設備が設けられていることに対し高く評価するところでありますが、昨日の御答弁にもありましたように、電力の余裕があるということで、将来的には、小球場、テニスコートにもナイター設備が設置される、このように理解をするところでありますが、昨日の穴瀬議員の質問にもありましたように、いわゆる一挙にすべてをやっていくことはできなかったのかどうかを質問いたします。

以上、数点にしぼって御質問いたしました。これにて質問を終わりますけれども、答弁のいかんによっては再質問の権利を留保して、終わらせていただきます。

○ 議長（成田秀益君） 理事者答弁。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 第1点の福祉部門の医療につきまして、私の方から御答弁させていただきます。

第1点目のいわゆる本年2月から実施されました老人保健法によって患者数がどういうぐあいに変わったか、という点での御質問でございますが、まだ、老人保健法が施行されて7カ月余でございますし、実際、医療費の支払い審査を終わったのが、まだ6月分までという状況でございますので、すべての数字での比較対象は非常にむずかしいことでございますので、参考までに昨年の6月と本年同月の比較を例にとって説明したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、昨年と今年ですが、いわゆる老人保健法あるいは老人医療の対象者が、昨年と今年で若干変わっております。昨年6月では5,126名、これに対して本年6月で5,956名で、830名対象者がふえております。

次いで、入院件数でございますが、昨年は421件、本年は450件でございます。

それから、外来の件数でございますが、これも1人で2、3の複数のところへ通っている者がございますので対象者を上回りますが、外来件数が5,658件、それから、今年の6月で6,316件でございます。これをそれぞれ対象者との比率で出しますと、入院の受診率が昨年6月で8.2%、本年6月で7.6%ということで、0.6%下がっております。また、外来については、昨年6月で110.4%、本年6月で106%ということで、これについても4.4%下がっているというのが現状でございます。

それから続きまして、医療費でございますが、昨年6月の70歳以上の老人に対する総医療費が2億6,956万7,000円、対象者1人当たり52,588円でございます。これに対して本年6月が2億8,676万5,000円と、金額的にはふえておりますが、対象者1人当たりが4万8,147円

ということで、8%ほど医療費としては下がってるというのが現状でございます。

なお、入院、外来の最高、最低、平均の金額については、現在、資料を持っておりませんので、後日、提出したいと思っておりますので、御了承を願いたいと思っております。

それから、第2点目の和泉市内における老人病院の状況でございますが、老人病院と申しますと、入院患者のうち、70歳以上の方が6割以上を占めている病院を老人病院という言い方をしております。これにより老人病院として知事の許可があれば、特例許可ということで、一定の医療費の点数表を使えるということで特例許可病院がでございます。和泉市には、この特例許可病院をとっておるのが2カ所、森病院分院でベッド数が144、もう1カ所がおりおの和泉病院、ベッド数が330床でございます。これの入院状況ですが、森病院分院については現在、満床と聞いております。おりおの病院については若干、ベッドに空きがあると聞いておりますが、それも少し前の状況でございますので、現在の状況については十分把握しておりません。後日、調べて連絡したいと思っております。

なお、特例許可外病院については、和泉市にもあかみね病院？というのがありましたが、現在は入院患者をとっていないということでございますので、これには関係してこないというぐあいに思っておりますので、御了承願いたいと思っております。

一応、福祉部門の答弁はこれで終わらせていただきます。

- 議長（成田秀益君） 次の答弁。
- 病院事務局長（藤原光夫君） 市立病院問題につきまして3点ほど御質問がございましたので、御説明申し上げます。

まず、第1点目の市立病院の老人患者の推移ということでわれわれがとらえておる範囲内のことにつきましては、いわゆる65歳以上に2月から負担がかかるようになりましたが、老人医療としてとらえている部分の数でございますが、57年度におきましては、入院患者数99,852人に対しまして、老人患者数が35,482人、35.5%でございます。そしてまた、4月から8月までの患者数の状況でございますが、42,431人に対しまして、老人患者数が15,535人、率にして36.6%という数値になってございます。外来部門では、57年度は、178,880人に対して、老人患者数は42,579人、率で23.8%、58年4月から8月までは83,204人、うち老人患者数が19,738人、率にして23.7%、入院で若干57年度より率で伸びてます。外来については、ほぼ同じような推移になってございます。

次に、2点目の診療の内容のことかと存じますが、市立病院の診療料金の算定につきましては御承知のとおり、和泉市立病院の料金等に関する条例に基づきまして算定しているものでございます。一般診療と老人診療との差につきましては、いわゆる一般診療は国民健康保険診療

報酬算定方法を用いまして算定し、老人診療につきましては、2月から施行されました老人保健法の規定による医療に要する費用の算定方法、この2本立てで算定しているところでございます。

内容につきましては、御指摘のとおり、入院の医学管理料につきましては、入院した日から2週間以内は、一般診療部分では一律に2,100円、老人医療につきましては2,250円、入院した日から1カ月までは、医学管理料につきましては、同額または老人医療費の方が高い料金をもって算定し、入院期間が1年を超えた場合は、老人医療費の方が、1日につき医学管理料が60円低くなっておるといふものでございます。

続きまして、市立病院の入院患者に対する診療費の額がどのような程度になってるかということでございますが、2月1日に老人保健法が施行されまして、2月分のいわゆる老人保健法の適用を受けた入院患者数を対象にいたしまして調査いたしましたところ、2月におきましては、延べ2,021人の70歳以上の老人が入院治療に当たりましたが、そのうち1日当たりの入院費用額は、平均して27,000円ということでございます。

以上でございます。

- 1番（若浜記久男君） なぜ患者の推移をお聞きしたかと言いますと、私どもの手元にある資料では、ちょうど老人保健法が施行されてからの全国の病院、診療所の一部を外して非常に患者さんの数が減ってるわけです。この減り方としては、2月と3月については大体15%～20%減になっています。いま、お伺いしますと、ほとんど入院、外来についても変わっていないという状況でございますけれども、これについては、やはり大阪府独自の所得制限という中から、このような数字になってあらわれてきているのかどうかも踏まえて考えて見たわけでございます。私は本来、この老人保健法が施行されてから減っているんじゃないかという認識を持っておったわけですが、そうしますと、いろいろ後でお聞かせ願いたいわけですが、診療報酬、いわゆるそれらの問題にからんできて減っているんじゃないかと考えておったわけです。

というのは、やはり私たちのところに市立病院で治療、診察をしていただきたいという患者さんからの依頼が非常に多くあるんです。その中で本市の市立病院にあっては、なかなか老人の入院となりますと、ベッドの空きがないとかで常に待機させられる状態になっており、入院することが不可能に近い。いろいろ他の病院を御紹介いただいているやに聞いております。いま、お聞きしました森病院というんですか、そこらに行ってもなかなか引き受けてもらえないという状況が多々あるわけです。そこで今後、どう考えておられるかということも、後ほど御答弁をいただきたいと思うわけでございます。

それから、医療費のことについてちょっとお伺いいたしますけれども、先ほどの御答弁が理解しにくかったんですが、いわゆる老人患者の入院時の医学管理料というのがあるわけですが、そうしますと、たとえば市立病院を初め府中病院とか泉陽病院とか大手の総合病院があるわけですが、ここらで老人保健法の対象で入院されますと、この医学管理料だけで診療されておるのか。市立病院もそうだと思うんですが、はっきりしないのは、質問もちょっと変な格好で進んでおりますけれども、いわゆる市立病院で70歳以上の方が治療されたら、すべての処置料、検査料を含めて治療をされるわけですね。そうしますと、その老人保健法の厚生省基準にある医学管理料の範囲内で治療をされてるのか、されてないわけですね。そのことを1回詳しくお知らせいただきたいと思うんです。

○ 病院事務局長（藤原光夫君） ただいまの御質問に対しましてお応えいたします。

先ほども若干、診療報酬点数につきまして、健康保険診療算定方法があるということでございます。これは厚生省から告示された一定の算定方法でございまして、入院した場合には、医学管理料、また、看護料、給食料、寝具等の基本的に算定できる金額と、そしてまた、その患者の状態によりまして、処置料に点滴あるいは薬料とかが加算されるわけでございます。御質問の医学管理料につきましては、固定した処置をしなくても、入院した場合には、医学管理料が一般の場合は、2週間以内だと1日2,100円算定できる、いわゆる請求ができるわけなんです。

○ 1番（若浜記久男君） そうすると、市立病院で治療を受けた場合、それだけの範囲内の治療がなされると思うんですが、それらの費用については個人負担とか、そういうことはないわけですか。ということは、それらについては、国保あるいは社会保険の方になるわけですか。

○ 病院事務局長（藤原光夫君） いわゆるその分につきましては、老人保健法によりまして、費用を支払基金等に病院なり医療機関から請求し、2カ月後に市立病院の会計に入金されるシステムになっています。

○ 1番（若浜記久男君） ということは、結局、基準以上の費用を要しても保健法の方に請求されるということになるわけですね。ちょっと待ってください。当然、基準にしたがって、これだけの点数で治療しなさい、ということが決められてると思うんです。そうしますと、それだけの請求点数以上の治療を当然、市立病院においてはされる。いわゆる2週間までは220点、215点ですか、乙表ですね。そうすると、2,000何がしの、たとえば2週間入院した場合、2,150円の治療しかできない、このようになってると思うんです。それ以上の当然、市立病院においては金がかかると思う。それぞれ1項目、1項目の点数表を見ていきますと、そうじゃないですか。

- 病院事務局長（藤原光夫君） 説明が不十分で申しわけございません。いわゆる先ほども申し上げましたように、市立病院に入院された場合、老人にかかわらず、看護料が何点、そして、医学管理料が入院してから2週間までは何点、2週間を超えて入院された場合は何点と段階がございます。それが固定的な点数を請求できるものでございます。それ以外にいわゆる治療として点滴をするとか、あるいは手術をするとか、いろんな医療行為を行った場合は、それ相応の老人保健法に定められた療養に関する算定方法がございまして、その額の医療行為の算定方式に当てはめて請求をするということでございますので、その算定方式の範囲内の治療でしたら、本人に対して、その分の負担はございません。
- 1番（若浜記久男君） ちょっとまだ不勉強でわからない部分も多々あるんでお聞きしてるんですが、そうしたら、ほかの総合病院、一般病院と位置づけられているところの泉陽病院なり府中病院において、70歳以上の患者が6割以上収容されておれば、知事なり厚生省に申請すれば、政府特例の老人許可外病院という形になる。そこで70歳以上の老人の入院患者さんが治療をされると、当然、その基準というものが適用されるというふうに思うんですが、これはどうですか。
- 市民部次長（中川鉄也君） 病院の種類でございますけれども、先ほど申し上げましたように、和泉市内では、老人専門病院として特例許可をとっているのが2カ所、森病院とおりの病院です。それから、許可をとっていない特例許可外病院があかみね病院？でございます。それ以外の病院は、市民病院と同じように、一般医療機関という扱いになってございます。
- 1番（若浜記久男君） そうしたら、一般病院という形になっているわけですね。特例許可外、特例許可という形ではないわけですね。ということは、たとえばどれぐらいの患者さんがおられるのかわかりませんが、市立病院であれ、泉陽病院であれ、府中病院であれ、70歳以上の老人の患者さんが実際に6割以上収容されている中で申請をされて、初めてその基準とかそういうものが適用されることになるわけですね。
- 市民部次長（中川鉄也君） そうです。
- 1番（若浜記久男君） わかりました。そうすると、こういうことは言えないんですか。当然、老人保健法という形の中で行われていくわけですが、いずれの病院においても老人保健法という形でされるわけですか。その基準というものは一切、適用されてないということですか。厚生省から示されている特惠、老人の基準というか、それらは老人病院以外の病院に入院されておる患者には該当しないということですか。
- 病院事務局長（藤原光夫君） そのとおりでございます。いわゆる特例許可病院の申請での施設となった場合は、医療法に基づく従業員数、看護婦数、医師数も少なくないんですが、

そのかわり1カ月の点滴注射、検査等の制限が加わります。

○ 1番(若浜記久男君) 何回も繰り返して申しわけないですが、確かに老人保健法の大きな目的はそこにあると思うんです。老人病院とか一般を区分けすることによって、患者さん48人に医師が1人いいとか、8分の1ぐらいですんだるわけです。老人病院ということで考えていけば、それはいいんですよ。普通の一般病院で70歳以上の人たちが、いままでどおりの診療を受けて、いままでどおりの形で老人保健法によってその医療費が請求されているのか、そのところをひとつ。

○ 病院事務局長(藤原光夫君) 先ほども申し上げましたとおり、老人保健法が施行される前は、社会保険診療報酬点数表を受けて、老人も皆その算定方式で請求をしておったわけです。しかし、老人保健法が施行された後、いわゆる老人診療報酬点数表が新たに厚生省から告示されまして、その点数表を採用して請求をする。患者さんに対する治療の内容とかは、全く同等でございます。

○ 1番(若浜記久男君) もうちょっと私も詳しく勉強していろいろ個々に質問もさせていただきたいと思いますが、それでは、そういう特例病院とか老人病院の患者さんのみについてそれらが適用されるということであれば、当然、老人病院においては、その基準内の治療しかできないとなると、ほとんど治療されないんじゃないかということが、1つの大きな疑問として残るわけでございます。その点どうでしょうか。

○ 市民部次長(中川鉄也君) 老人許可病院ということでは、主として老人の慢性疾患の患者を収容するというたてまえになっておるわけです。したがって、いろんな手術を要するとかの病気については、一般の医療機関、慢性疾患の老人については、老人の特例許可病院というぐあいになってきていると理解しております。従来から大体、老人病院というと、特に手術等は比較的少なかったということでございますので、以前との比較での医療内容については、大きくは変わっていないと理解しております。先ほど病院の局長からも答弁申し上げましたが、入院時の医学管理料については、一般病院であっても、老人病院であっても全く同じ点数でございますし、それから、いろいろ点滴注射、薬等についても、同じ点数の適用を受けますので、大差はないというぐあいに思っております。

○ 1番(若浜記久男君) ちょっと理解の仕方が違うんですが、一般病院でもその基準は該当するわけですか。いわゆる政府の許可病院と一般病院の老人については、全く同じ扱いということですか。

○ 市民部次長(中川鉄也君) そうです。

○ 1番(若浜記久男君) そうしますと、基準でいった場合は、病気の種類によっていろいろあると思いますが、その基準内の枠では当然、治療ができないというか、そういうふうに思う



わけです。

ちょっと質問を変えてお聞きしますが、たとえば老人病院で治療というか、介護というか、そういう表現をされておったが、医療と介護の中間的なものだと思いますが、そういう中で当然、点滴注射なり皮下注射なり、日常の洗眼とか、いろんなことがなされる治療費が相当上がってくると思いますし、それだけ基準以上にやれば金額がかさんでくる。老人保健法ではそれだけしか下りてこない、処置した分だけしか費用は下りないわけですね。そこで、個人負担とかの問題が出てくると思います。

- 市民部次長（中川鉄也君） 先ほども答弁しましたが、医学管理料とかについては固定されておりますが、たとえば注射とか薬代とか手術であるとかは、要った費用が点数計算で支払いをされております。したがって、入院の医学管理料等については、これは何も老人だけではございませんが、一定の日数がたてば下がっていく仕組みです。点滴注射の場合、手数料というか、それらについては減点されておりますが、薬代等については当然、保険でどの程度まで認められるかどうかは別として、その範囲内で使っていた分については審査して、支払機関で認められたものはすべて支払うという仕組みになっております。
- 1番（若浜記久男君） 余り理解できない部分が多々ありますので、ちょっともう1点だけ。審査支払基金というのは、厚生省の出先機関ですか。
- 市民部次長（中川鉄也君） そうです。
- 1番（若浜記久男君） ということは、病院や診療所から支払基金にきてそこで決定する。それが福祉の方に回り、そこからまた支払機関を通して病院に行くということですか。
- 市民部次長（中川鉄也君） はい。
- 1番（若浜記久男君） ということは、その中で上がってきたすべてのものについて審査し、支払いを命ずることになってるわけですね。その支払いの請求の額は、福祉の方ではわからないわけですか。どういう形で審査機関から報告があるわけですか。
- 市民部次長（中川鉄也君） それぞれの医療機関が支払基金に対して請求をするわけです。その中でお医者さんとか公益代表の専門家が、その請求が妥当かどうか、すべて審査する。そこで決定されたやつをそれぞれの福祉なら福祉、国保なら国保へくる。それを元にして支払っているのが仕組みです。
- 1番（若浜記久男君） わかりました。非常に弱いお年寄りが、本来、70歳になれば「古稀」ということで祝福されるが、実際には、病院から締め出されるという状況になりつつあり、現にそういう事例を私どもも見ております。老人の病気は慢性的、複合的なものが多く、病気の原因は幾つも抱えておりますし、その意味で老人病院では介護と医療の中間に位置づけられ

ておるわけですが、やはり皆入れるような施策も今後、考えていかなければならないんじゃないか。

老人社会と言われて久しいが、間近に迫っておるということで、この人たちを手厚く保護できる施策も十分考えていただきたいと思いますが、ひとつ市長さんの考え方というか、この保健法に付随してサービス事業も考えておられますけれども、それ以外に福祉面で何かやるようなお考えはないのか、ちょっとお聞きいたします。

- 市長（池田忠雄君） 若浜議員さんからいろいろ御指摘なり御質問をいただいているわけですが、高齢化社会に向かっていく折から、具体的な御質問に対しましてはお答えいたしました。が、ちょっとわかりにくい点は後ほど、担当者から議員さんに御説明を申し上げたいと存じます。

総括して、お年寄りを大切にしていこう姿勢というものは、われわれ後輩の勤めでございます。私たちは十分意思を体して、これからもきめ細かにいろんな施策を持っていかなければならないと、総論的に私自身、考えておるわけでございます。

具体的な問題につきましては、老人保健法の施行後、現状、数カ月を経過した時点でございますので、御質問に対する御答弁も若干、まだ流動的な面があるやにお聞きいたしておるわけでございます。今後、この推移も十分見極めながら対応させていただき、御心配をいただいることにわれわれも極力、努力する心構えでございます。いろんな民間の病院もありますが、それらの実態、推移も十分見極めながら対応していかなければならないということでございます。お時間をいただきながら実態の把握に努め、お年寄りを大切にしていこう、総論的には全く同感でございます。この気持ちでこれからも行政として対応してまいりたい、このように思っております。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

- 議長（成田秀益君） 次の答弁。
- 指導部次長（明坂貞士君） 2番目の（仮称）甲斐田川運動広場についてお答えいたします。まず、その名称でございますが、議員さんの仰せのように、この運動広場は多目的広場の性格もございまして、そばには光明池がございます関係もありますので、そういった目的に沿うような名称を今後、考えていきたいと存じます。

2番目の管理運営の問題でございますが、開設時間は、ナイターの実施する月は、午前8時から午後9時までの11時間、ナイターを実施しない月は、午前8時から午後6時ということでございます。したがって、変則的な勤務になろうかと思っておりますので、職員が3名必要かと考えてございます。

利用の問題でございますが、現在の市民球場の平日の利用度は29%でございまして、土、

日曜、祭日が77%、テニスコートにつきましては、平日が35%、日曜、祭日が81%、光明池の運動場、テニスコートにつきましては、平日が58%、日曜、祭日が85%という高率でございます。したがって、甲斐田川運動広場のテニスコート、運動場につきましても、相当の利用があるものと予測しております。

3番目の大きい運動場、小さい運動場の構造の違い、特に大きい運動場については、ソフトボールができないかというお尋ねでございますが、私どもの考え方といたしましては、大きい運動場、ナイター設備をした運動場につきましては、軟式野球に限るという考え方は持ってございません。多目的運動広場でございますので、軟式野球、ソフトボール、サッカー等の利用も考えてございます。小さい方の広場は面積の関係もあり、大人の軟式野球はむずかしいと考えてございますが、小さい方は、少年野球、ソフトボール、キックボールといった利用が望ましいと考えてございます。

最後のお尋ねのナイター設備を一挙にしてはどうかというお尋ねでございますが、甲斐田川運動広場の建設につきましては現在まで、府の企業局といろいろな経過がございまして、そういった中から、ナイター設備については本市で施行していくということになってございます。仰せのとおり、一挙にやることは理想かと存じますが、財政的な問題もあります。しかし、できるだけ早い機会に御期待に沿うようにやっていきたいと考えてございます。

以上でございます。

- 1番(若浜記久男君) 非常に先ほど、つまらん質問、わけのわからん質問で時間を食ってしまいましたが、この質問をさせてもらったのは、昨日、ほとんどのことは十分明らかになって理解しておりますが、このナイター設備の問題を取り上げましたのは、私どもの考え方として、野球場にもナイター設備が必要なことは当然でありまして、ソフトボールのできるような、最近是非常にソフトを愛好される方が多いということで、まず、そこらの辺に設置していただきたかったということがあるわけです。それで、野球ができる広場で、そこでソフトもできればいいわけですが、軟式野球だけを主体と考えるならば、いまのナイター設備を計画されておるところを、ソフトボールもやれる球場に計画変更できないかと考えて、ナイター設備の問題についてお伺いしてるわけです。この点もう1度、御答弁願いたいと思います。
- 指導部次長(明坂貞士君) 大きい広場につきましては現在、ネットフェンスもできております。小の方もできておりますが、利用につきましては、軟式野球、ソフトボール、その他サッカー、キックボール等にも御利用していただくという考えでございます。したがって、ソフトボールの場合でしたら、面積も広うございますので、2試合でもできるようになってございます。

- 1番(若浜記久男君) ということは、確認して終わりますが、いまのナイター設備をされる予定のところにあつては、ソフトも何でもできると理解してよろしいんですか。
- 指導部次長(明坂貞士君) はい。
- 1番(若浜記久男君) わかりました。非常に多くの市民の皆さんが喜んでおられますので、早急にやっていただき、条例制定していただきたいと申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

- 
- 議長(成田秀益君) 次に、13番・並河道雄君。
  - 13番(並河道雄君) 通告順にしたがつて要旨を申し述べます。

国保運営について、最初に、医療費通知制についてお伺いをいたします。

膨張する医療費抑制策が大きな問題になっておりますが、国保は他の保険に比べ、特に財政基盤が弱い。そこで、患者側の乱療、医師側の過剰診療防止に効果的な医療費通知制を実施するよう、以前の一般質問でも提言を行いました。が、国、府からも行政指導がされてると思いますが、本市の実態をお尋ねしたい。

次に、高額療養費の貸付制度についてお聞きますが、高額療養費負担限度額が51,000円に引き上げられ、市民は医療費の負担増で苦慮している現状でございます。そこで、貸付限度額を95%から100%にぜひしていただき、また、資格条件の緩和をお願いしたいと思います。が、関係当局の御見解をお伺いしたい。

3点目に、医療費の負担軽減のための措置として確定申告の際に医療費控除を申請し、所得金額から医療費総額から5万円を差し引いた金額を控除することによって、一たん支払った税金の還付を受ける制度がある。この控除を申請するに当たっては、原則として支払った医療費の領収書を添付する必要がある。しかし、この領収書の発行については、大病院の場合は比較的円滑に行われているが、普通の病院では、入院以外はほとんど発行してくれないのが現状である。歯科医の場合は、領収書を発行することがむしろまれである。そのため当然、権利として受けられるべきはずの医療費控除も、実際には相当の制約を受けているのである。

この矛盾を補うため、税務署では、たとえ領収書がなくても、医療機関を利用した期日と病名、支払金額等を記載し、これに医療機関を利用したことを証明できるものを添付すれば、ある程度は医療控除を認めることになっている。しかし、これもはなはだ不明瞭なため、多くの人はみすみす医療控除の恩典を放棄している。

かかる矛盾の根本は、領収書を発行しようとならない医療機関側にあることはもちろんであるが、現状の中での改革課題として、国保加入者が医療費を支払った場合、支払金額を記載した

医療証明書ぐらゐは当然、発行すべきである。そこで、国保加入者に対して、年間医療費の本人負担額を記入した医療証明書を発行すること、金額を記入することが不可能な場合は、医療を受けた証明書だけでも発行してもらいたいと思うが、この点について、関係者の所見をお伺いしたい。

次に、水路改修工事について、今般、上代町隣接地の小野町において水路の改修工事が行われましたが、既存水路にヒューム管を埋設して暗渠にし、その上を土砂でかぶせ、住宅を建てるのに好都合な工事ですが、付近の住宅は昨年の集中豪雨の際、水路が溢れて浸水し、住民は不安に駆られました。業者のメリットだけを考えたこの工事には、納得しかねるものがあります。この工事が実施されるまでに至った経過と、光明池土地改良区とはどのような協議がなされ、また、どのような指導、要請を現在、行っているのか、明確にお答え願いたい。

次に、福祉行政について。最初に、生活福祉資金についてお尋ねします。

昨年度の利用状況について御説明願いたい。

次に、障害者問題について、身障者にとって生活上の悩みは多い。中でも最大の悩みは、思うように就労できないということである。特に最近のような不況社会においては真っ先に影響を受け、途方に暮れるのは身障者であり、ますます身障者雇用は厳しくなることが予想される。

そこで、こうした状況の中で、障害を克服し、進んで社会活動に参加しようとしている身障者に対して、市は、就労等その他の相談に積極的に応ずるための身障者就労相談室を設置し、施策の推進を図るべきだと思うが、いかがお考えか。

次、保育行政について、いろいろ理事者には御努力をいただいているようですが、未満児あるいは途中入園等は、未だに困難な地域があるようです。地域の偏在をどう解決するのか、お伺いしたい。また、民間と公営の公費負担割合、市の持ち出しについてお尋ねしたい。

最後に、老人福祉についてお尋ねいたします。

関係者の御努力でシルバー人材センターが設置されましたが、求人に対する充足率、経過等を御説明願いたい。

次に、独居老人、寝たきり老人について、過去何回か議会でも質問をしてみました。市長も昨日の所信表明で、健康で生きがいのある町づくりを述べられました。市の取り組みについて御説明願いたい。

以上、再質問の権利を留保して、趣旨説明を終わります。

- 議長（成田秀益君） 理事者答弁。
- 市民部長（富田宏之君） まず、市民部関係からお答えいたします。

国保運営についての医療費の通知でございますが、被保険者の方々に健康に対する認識を高

めていただくとともに、国民健康保険事業の健全なる運営を図ることを目的として、昭和55年度より実施しているところでございます。

実施の内容につきましては、府の指導のもと、府と府医師会との協議の整っている項目について、年1回、ある月を定め、診療報酬明細書に基づき、各世帯に通知をしておるところでございます。

このことについて昨今、医療費の増高は国民所得をはるかにしのぐものであり、このまま医療費が膨張を続けた場合、被保険者の負担も耐えられない事態に立ち至ることが予想されます。そのようなことを踏まえ、今後、より一層地域医療を守るという観点から、医療費の抑制を初め、適正受診と健康管理の思想を高揚するため、より充実したものにすべく、積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、2点目の高額医療費の貸付制度でございますが、第1点の現在行っている95%の貸付枠を満額にせよ、との御指摘でございますが、これにつきましては、過去、再三の御指摘をいただき、80%から現行の95%としたものでございまして、満額貸付としなかった理由としましては、医療費に変動が生じた場合を想定し、貸付枠を95%としたものでございます。

第2点の貸付条件の緩和でございますが、貸付条件中「1年以上和泉市に居住している者」となっておりますが、このことについては、かなり厳しい内容とは存じますが、先ほどの95%貸付を初め、他の条件については、他市よりもかなり有利な取り扱いとなっておりますのでございます。

御承知のとおり、国保加入者については、低所得者が多いというところから、市独自の施策として高額医療費貸付制度を設置、実施しておるところでございますが、本制度の内容については、ある程度各市との均衡を失することのないよう考慮する必要もでございます。今後、各市の状況を十分見極め、検討していきたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

次に、医療費に係る領収書の発行でございます。医療機関にかわって市が発行し、被保険者の手助けができないものか、という御質問でございますが、市においては、被保険者が医療費を支払ったかどうかは不明であり、また、自由診療との差額については、市では把握できない等、いろんな問題もございまして、今後、府の指導を仰ぎながら検討してまいりたいと考えますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

- 13番（並河道雄君） 医療費通知制でございますが、組合健保においては、54年度から不正受給の告発運動とあわせて実施されてまいりました。市町村国保についても、年1回実施するように、ということで国、府からの行政指導がなされたわけでございますが、このデータによりますと、3,270ある市町村の国保のうちで、52年以前から実施している市町村が

102ありますが、年間医療費が1人当たり4,000円安くなったという結果が出ております。これについては、出来高払いというか、医療費の診療報酬の請求が点数制度になっておりまして、乱診というか、薬漬け、検査漬けというケースも多々出ております。また、加入者側にあつては、自分のかかった医療費を知ることによってハシゴ診療、病院を転々として変わり、乱診療を受けることを防止するためにもぜひ実施していただきたいわけでございます。いま、年1回ということですが、その回数をふやしていただく点のお考えはおありかどうか。また、われわれが要求した場合、いつでも自分の医療費については教えていただけるようになってるのかどうか。また、そういう制度になっていなければ、どんな形で教えていただけるのかどうか。いまは、年1回ということで集中的に決めた月を出して全世帯ということですが、もう少し効果的にやっていただけたらと思うが、その点の御答弁をいただき、この医療費通知制については、終わりたいと思います。

○ 保険年金課長（原 美助君） お答えいたします。

医療費通知の回数をふやせ、ということでございますけれども、われわれといたしましては当然、議員さんが御指摘のとおり目的がございますので、年に2回あるいは3回あるいはまた、ある月を合算いたしまして通知する、あるいは最終的には、1年間をトータルしたものを翌年度に通知するとかを積極的に推進してまいりたいと思います。ただし、これについては、市独自の行為となつてまいりますので、市の医師会あるいは府の医師会等との協議を重ね、了解を得た後にそういった形で実施してまいりたい、かよう考えております。

2点目の医療費の内容についてのごでございますけれども、一応、国保については、病院からの診療報酬明細書がございますが、これは他に公表してはならないという基本的な事項がありますので、ひとつその点は御理解を願いたいと思います。

○ 13番（並河道雄君） 大都市ほど医師会の関係がありまして、医療費通知の実施状況が非常に悪いという結果が出ております。しかし、いま市民部長からお答えがありましたように、受診側、また、医師側の協力によって健全な国民健康保険事業を実施する上において非常に重要な制度ですし、また、市民負担の軽減にもつがなっていく1つの制度でございますので、どうか完全実施を目指して頑張ってくださいようお願いして、この医療費通知制については、以上で終わります。

それから、高額療養費貸付でございますが、現在、95%ということですが、これは市の条例事項で100%にしようと思えばできるわけでございます。いまの答弁では、医療費に変動があるのぢょつとむずかしい。また、他市との関係もあるということでございます。それと、1年以上和泉市に居住している条件は厳しいけれども、このままでいきたい、ということでご

ざいます。医療費変動ですが、実際、いままでどれぐらいの人がそういう返還をしたのか。また、何人ぐらい年間で高額療養費を利用しているのか、お答え願いたいのと、貸付限度額が高額になった場合、5%でも非常に大きな額になるわけでございます。その辺、医療費請求に誤りがあって返してもらわんといかん結果が出た場合でも、本人に説明すれば、その辺のところはある程度納得していただけたと思いますし、借りるときすでにそういう説明がされております。最近の医療費の異常な値上がりによって自己負担分が毎月数十万円かかるのが常識的な状況になっております。また、この高額負担分が戻るまで3カ月も6カ月もかかる。これはいろんな病院等の連合会への請求手続きが少しでも遅れると、半年ぐらいかかる。そういう場合もありますので、どうか早急に100%にさせていただきたいと思いますので、いま言うた点だけお答え願いたいと思います。

- 保険年金課長（原 美助君） 第1点目の貸付条件でございますが、53年度が17件、54年度が42件、55年度が53件、56年度91件、57年度が127件、58年度が8月までで58件でございます。

また、2点目の100%満額にせよ、ということでございますけれども、当然、事前には説明はいたすわけでございますけれども、高額療養費の貸し付けを受ける方々は、こういうことを言っただけでございますが、低所得者あるいは生活に困窮しているということですので、実際に高額療養費が下りてきた場合、持ち出し分になるということでございます。結果的には、被保険者の方々が困ることもございますので、ひとつ今後、検討はさせていただきますが……。また、この95%につきましては、各市の例をとって恐縮でございますけれども、80%から90%というのが最高でして、本市の場合、95%といたしておりますので、その点もあわせて御理解を願いたいと思います。

- 13番（並河道雄君） 1点だけ。和泉市内で1年以上居住ということですが、たとえば堺で半年住んでおって、国保に入って、もちろん完納しておって、和泉へ引っ越してきたというケースもあるわけでございますが、そういう場合でも、全くこの条件の緩和は考えておられないのか。それと、他市は低い、うちは高いという高額療養費ですが、これは逆に和泉市が低くて、他市が高い福祉のケースもあるわけでございますので、これは唯一の本市の独自の上乗せというか、珍しく95%まで貸し付けてるわけですから、あと5%のことですから、われわれも市民さんに説明する場合、高額療養費の超えた分は全部市が貸し付けてくれるんだ、あとの5%はちょっとあきまへんね、というのではニュアンス、感覚的にも違うと思うんです。また、5%でも非常に高額になる場合もございますので、今後、この制度については、ぜひ100%にさせていただきよう御検討をお願いいたします。



次に、領収書の件ですが、非常にむずかしいのはわかっております。先ほどの趣旨説明でも申し上げましたが、この制度をやっている市もあるわけでございます。ちょっと逆にお聞きしたいが、それでは、医療費の通知なんかもできるんですから、個人が1年間に支払った額ぐらいは、何とか掌握できるんじゃないかと思いますが、どうですか。

○ 保険年金課長(原 美助君) 領収書の件につきましては、一応、証明書ということであれば、受領したところが証明するとか、あるいは領収書を発行するのが当然ですが、市がそれにかわってする、あるいはレセプトに基づいて、医療費がこれだけということを証明した場合、お医者さんとの関係あるいはまた、患者さんとお医者さんとの信頼関係という微妙な問題もございまして、これは部長も説明しましたように、府の指導を仰ぎながら今後、ひとつ検討させていただきたい、このように思いますので、よろしく願いいたします。

○ 13番(並河道雄君) 細かい点については、個々に委員会等で発言したいと思いますが、課税最低限が6年間も据え置かれている勤労者にとっては、可処分所得の減少で年々厳しさを増す中で、還付請求ぐらいは当然、われわれの権利として行使したいのは当たり前のこととでございます。事務処理の増加とかいろいろ問題点もありますが、今後、実施の方向で検討願いたいと要望いたしまして、終わりたいと思います。

○ 議長(成田秀益君) 次。

○ 建設部長(逢野一郎君) 2点目の水路改修工事につきまして、建設部からお答え申し上げます。

まず、経過から申し上げます。昨年、開発者から光明池土地改良区に暗渠工事の施工申し入れがありました。昨年12月11日付で本市に施工協議があり、検討の結果、管径を2,600ミリとすることで、水量計算書を作成の上、施工させるよう回答したものでございます。その後、本年4月、工事が相当進捗することになってから、上代町から光明池土地改良区に対し、問題を指摘されたのでございます。その内容といたしまして、以前より浸水している区域であるにもかかわらず、管径を縮小し、暗渠にすることは心配だということで、問題があったわけでございます。

これの回答といたしまして、昨年の浸水は土砂が非常に水路にたまってるということで、これを撤去すれば、何らかの形で昨年のような水害にはならないだろうということで地元と協議をいたしまして、これを早速撤去したわけでございます。これにつきまして、地元住民からはかなり抗議を受けたわけでございます。

次に、かんきょでございますが、10年間の降雨量確率の計算をした上で水路の改修工事をしたわけでございますが、現在、地元の間では、平行線のままでございます。その状態で

去る1カ月ほど前に、地元から今度は本市あてにこの趣旨を持った住民の方々が数名代表せられて、市長にいままでの経過を含めた形で陳情をされたわけでございます。それを受けてわれわれは、光明池土地改良区との協議をいたしまして、再度、現場の調査を行いました。その結果、ある程度の範囲を含めた形で十分検討すべきであるということを光明池土地改良区に申し入れをいたしまして現在、その作業を行っているわけでございます。いましばらくの日時をお願いしたいと思います。その結果をまとめ次第、議員さんを通じまして地元の皆さんと十分協議をいたしまして改修したい、かように思いますので、よろしくおほいしたいと思います。

- 13番(並河道雄君) この問題については、地元にも理事者の人たちが再々来ていただき、説明していただいた経過がございますが、水路改修工事について11月8日ですが、こういう文書で光明池土地改良区の理事長あてに阪和林業というところが出しているわけです。それには、「このたびの水路改修に際し、和泉市小野町(上代町の隣接地)23の19外地先において、現況3面水路を暗渠にする必要が生じたので、よろしく御配慮を願います」というものです。それに対して光明池土地改良区が和泉市の方へ相談に来ておるわけでございますが、その回答を池田市長名で光明池土地改良区の角野理事長あてに出しておる中で、水路の改修については、光明池土地改良区において維持管理願いたい。それから、雨水排水については、技術的に検討を行った結果、下記項目について指導されたい。2,600ミリのヒューム管と流速は2.5メートル/C以下にせよ、となっておりますが、この点について、ちょっとお尋ねいたします。

現在の規定がありますが、現工事後の流速はどれぐらいになるのか。それから、計算式では、池の水量をどのように考えておられるのか。恐らくせい水計算と思いますが、ヒューム管を埋設した場合、ヒューム管の中にいろんな土砂が詰まるわけです。そういういろんな悪条件を考えた結果、どのようにその辺はお考えになっているのか。

それと、暗渠にした部分の利用ですが、業者がこういう広告を出しております。すでに道路にするようにというね。南大阪ハウジングでございますが、「太陽と緑溢れる街」というものです。その暗渠部分がすでに道路になっている。ずうっと水路に沿ってなっております。その暗渠部分について、何か聞いておられるのか、お伺いしたい。

- 下水道課長(山崎琢磨君) お答え申し上げます。

勾配は0.8、延長が120メートルでございますので、高低差は約10センチぐらいになるかと思えます。流速ですが、約1.6メートルでございます。池の流出量でございますが、山林、田畑を同一に計算しております。なお、池につきましては、流出調整をやるということで、うちの方もその旨指導しましたが、光明池では、1メートル20の流出調整をやるということで

ございます。

先に申し上げましたように、10年確率の上にこれだけやるわけですから、急に水が少なくなるということでございます。私どもの指導では、管径が2,600ですが、これの約半分を流れるぐらいの管径にしておけということを伝えております。

また、道路敷につきましては、光明池土地改良区の問題でございますので、いま、うちの方では、直接的には話をしてございません。

- 13番(並河道雄君) この写真をちょっと見ていただきたい。去年8月の風水害のものでして、すべて川みたいになってます。田畑が全部浸水し、住宅も完全につかった経過がございます。地元では、この工事に対しては、不安、怒りで改悪工事だと言ってる人もおります。いまの答弁ですと、どうも光明池の方に責任を半分ぐらい押しつけた、どうも納得がしかねるわけでございます。

災害時というのは、人間はたてまえだけでは動けない、本心があるわけですので、本当は本音の部分もちゃんと知らせてもらわないといけなわけです。ところが、本音の部分は知らさないでたてまえ的なことばかりの情報を出してくると、人間はだんだん不信感がつのってくる。地元からそういういろんな陳情、要望も出ておりますので、この件については、もう少し具体的な回答をしていただきたいと思います。それと、こういう技術的な説明でございますので、なかなか納得しにくいのが、現実にあの管径で、あの流れで、昨年のような降雨量があった場合大丈夫なのかどうか、こういう答えの方がわれわれにはピンとくる。流速が2.5/C、ヒューム管2,600とか、いろいろむずかしい物理の計算が出てくるが、なかなかわからない。

それと、工事完了後は境界等をちゃんと設置して将来、紛争が起きないようにせよ、という意見書もつけておりますが、現実には、いろんな紛争が生じておるわけですので、今後、この問題についてどのようにお考えか、市長の御見解をお伺いをしたいと思います。市長さんに陳情書も出ておりますので、よろしく願いいたします。

- 市長(池田忠雄君) 並河議員さんの水路問題についてのお尋ねにお答えいたします。

先ほどから建設部長がお答えさせていただいたことでございますが、確かに地元から私の方に陳情書もいただいているわけでございます。議員さんも御案内のとおり、光明池土地改良区の水路改修ということで、やはり担当は光明池であろうと私も存じておるわけでございます。行政区域内のこうした水路については、市の方に一定の施工について光明池土地改良区から協議が上がってくるという仕組みの中で、本市が意見を言い、行政指導をしていくというのが実態でございます。

問題は、端的に申し上げて、住民の御不安でございます。いろんな住民と光明池とのやりと

り、感情問題は別にして、災害時に改善をしたあのヒューム管で済むのかどうか、御不安を感じての住民世論ではないかと拝察いたしております。その意味合いで建設部長を初め現課に命じておりますのは、その辺について大丈夫なように、御不安のないように光明池土地改良区と協議をし、指示をしなさい、ということで、その後も対応させていただいてるわけでございます。

問題は、光明池土地改良区の責任にかかわる問題だけに行政指導している本市の建設部長としては、ちょっと歯切れが悪くて申しわけないんですが、その点は、事柄の性格上ひとつ御理解をいただき、何とか住民の御不安を除去するために地元行政としては、光明池に対して除去対策を至急に立てるよう指導を尽しております。いま、協議の段階だと思いますので、誠意をもって光明池に対応し、住民の御不安にお応えしていく気持ちは十分持っていますので、もうちょっと時間を貸していただきたいと存じます。

○ 13番(並河道雄君) 水路改修についてはこの件だけでなく、方々の地域で問題が生じております。光明池土地改良区に対する問題も多々あるように思いますので、これは当事者能力がないので、直接は関係しない工事もあるわけでございますが、いろんな水路について光明池との協議がなされるわけですので、その辺で市としても、もう少し水路改修工事等に関しては、主体性を持って対処していただくようお願いをいたしまして、水路改修工事については、今、またいろいろ検討願いたい問題もあると思いますが、本議会では、以上で終わります。

○ 11番(成田秀益君) 次。

○ 市民部次長(中川鉄也君) 3点目の福祉行政について御答弁申し上げます。

まず、第1点目の生活福祉資金の昨年度の貸付実績でございますが、昨年度では6件、28万円の貸付実績がございます。

続きまして、2点目の障害者の就職等における市での相談窓口を設置せよ、という御意見でございますが、これについては、特に企業への就職斡旋というのは本来、職安の業務になっており、市の業務範囲を越えるものであって、市で直接就職を斡旋することはできませんが、今後、関係機関との連絡を密にしていきたいと考えます。

障害者全般の相談窓口といたしましては、まず、福祉事務所の福祉課で行い、個々のケースに応じて他の部局あるいは大阪府、国等の機関を紹介させていただき、対応させていただきたいと考えておりますが、当面、福祉課でやらせていただきたいと考えております。

続きまして、第3点目の保育所関係の御質問でございますが、未満児の入所問題あるいは途中入所の問題について、特に途中入所については、かねがねいろいろ御迷惑をかけているところでございますが、これの解決策といたしまして現在考えておりますのは、特に待機児童の多

いのが鶴山台周辺地区、それと、国府周辺地区でございますので、それらとの関係から、本年度事業といたしまして、池上校区に民間保育所を設置することにより、これについてはかなり解消するのではないかといい考えております。池上校区の民間保育所については、定員90名で来年4月開所ということで準備しております。

それから、保育所に対する公民の費用の比較問題でございますが、昭和57年度決算による分析では、公立一般保育園に対する年間運営費は76万6,000円、これに対して民間保育園では、同じく45万6,000円という数値でございます。

続きまして、シルバー人材センターについてでございますが、市内各事業所、一般家庭を含めまして、各般にわたる方々の御支援、御協力を得ながら、初期の目的達成に向けて努力しておるところでございます。そこで、業務開始から1年間の事業運営状況について、御報告させていただきたいと考えております。58年5月1日の会員数は、男が213名、女が104名、合計317名でございます。月平均の就労人員は、延べで551名、就労率は24.2%、1日平均就労人員が22.6人、1日平均就労時間が5.5時間、1人平均の1カ月就労日数が9日、1人月平均の配分金額が28,731円という数字でございます。当初の予測金額等よりもかなり伸びているというぐあいに理解しておりますが、まだまだ問題もあります。特に仕事の確保等については、さらに頑張っていきたいと思っております。おかげさまでシルバーについては、どんどん知られておりますので、比較的今後は大きく伸びるのではないかと考えております。

それから、最後の独居、寝たきり老人の対策でございますが、これについて現在、取り組んでいる対策といたしましては、福祉事務所で2名の看護婦の資格を持っている、非常勤職員ですが、寝たきり老人の家をおおむね2回訪問し、いろいろ看護等の相談に乗ったりしております。それから、今年4月から有料ヘルパーということで、いままでは生活保護家庭でございまして、特に生活困窮者に限られていた介護人の派遣制度を拡大し、すべての階層にも有料ヘルパーを適用させていただきました。その結果、所得税が3万円以上の世帯については、一定の負担金額が生じておりますが、それ以外の年間所得税が3万円未満あるいは市民税のみの世帯については、費用負担が実質上ゼロということで、かなり利用されております。現在、もう利用が終わったところもありますが、20件余の利用がされてきております。

それから、寝たきり老人の短期保護、これは寝たきり老人をお世話している家族の方が病気になるとか、あるいは冠婚葬祭等があった場合、寝たきり老人を市で契約しております特別老人ホームへ1週間か10日収容するというところで使っております。そういうことで、さらにいろいろの制度を検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○ 13番(並河道雄君) 最初に、生活福祉資金についてでございますが、昨年度は6件、借

りたいという人がおまして、28万円貸し付けておりますが、非常に利用度も少ないし、金額の限度額が5万円ということですのでしょうがないとしても、非常に借る人の数が少ない。一方、駆け込み資金というのがありますが、これは昨年度は延べだと思いますが、190件(190人)です。今年4月から8月までにすでに90件の申し込みがある。比率から見ても、市の制度と府の制度を比較した場合、非常に格差がある。ネックとなっているのは、保証人の問題が一番大きいと思います。市の制度においては、保証人をつけないと貸していただけない制度になってますが、この保証人制度を何とか撤廃してもらいたい。というのは、駆け込み資金の10万円ですら、保証人は原則的には要らない。民生委員さんの意見書だけでいける。この生活福祉資金も民生委員さんの意見書が要るわけですから、条件は全く同じでございますので、この保証人制度を何とか外してほしい。そのことによってもう少し利用する人もふえるであろうし、また、この貸付限度額も5万円になってますが、でき得れば、10万円ぐらいにしたい。そういうことによってサラ金に走らなくてもすむケースもあり、やはり市民サービスにつながると思います。困っている人を救済することになります。生活保護の対象にならん場合、一時的にこういうお金を借る人はたくさん出てきておると思いますので、その辺の御意見をまずお聞きしたいのと、同和地区においては、30万円まで貸してくれるように条例ではなっておりません。そういうことを比較した場合、5万円では少ないと思いますので、その辺の御意見、御答弁をお伺いしたいと思います。

○ 市民部次長(中川鉄也君) 社会福祉協議会が取り扱っている駆け込み資金については、言い方は悪いですが、府の資金ですので、それを極力使わせていただきたいということで、申し込みがあれば、社協の方を使っていただくようお願いしているわけです。駆け込み資金の場合は、社会福祉協議会が府から委託を受けてやっております、他市へ転出して、その社協でそのケースを持っていただくということで、比較的返済等もスムーズにいく。また、他市から当市へ転入されてきた人についても、駆け込み資金を借りて転入されてきた人については、当市の社協が責任を持ってやるということで、若干、市の生活福祉資金とやり方が違うので、一概に保証人を外すことがいいのかどうか、非常にむずかしい問題もあります。いままでも決算委員会や予算委員会等でこれについては、いろいろ御意見も伺っておることも事実でございますので、他市の生活福祉資金のやり方などもこの際、一度勉強させていただき、一定期間に結論を出していきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思っております。

○ 13番(並河道雄君) 生活福祉資金については、いまの御答弁のように取り組んでいただきたいと思っております。

それと、障害者の問題でございますが、先ほど、御答弁をいただいたわけですが、身体障害

者雇用促進法で民間では1.5、役所では1.9%と義務づけられてるが、なかなかその率は悪いように思います。シルバー人材センターの事務局でもいいし、また、市の市民相談室でも結構でございますので、そういう障害者に対する不安を解消していただきたい。就学することが人生の第1歩であれば、就職は、その自立の具体化であります。何も就職しないことには自立できないというものではありませんが、やはり障害者が非常に就職の問題で悩んでおりますので、早急に窓口設置をお願いしたいと思います。

それから、保育所ができるということで、途中入園等は若干、解消できるのではないかとという答弁でしたが、ただ1点、運営費について、公立と民間を比較した場合、公立は76万6,000円、民間は45万6,000円と非常に大きな格差が出ておりますけれども、この辺の要因はどうしてこうなってるのか、1点お伺いしたいのと、もし、人件費等の問題であれば、そういう雇用問題の改善あるいは間接費の節減等のいろんな問題が出てこようかと思っておりますので、その点だけお答え願いたいと思います。

- 市民部次長（中川鉄也君） 公立保育所と民間保育所の運営費格差の問題でございますが、御指摘のとおり、人件費の問題が一番大きいと思います。そのうちの1つは、職員の配置基準に公立と民間の差があるということが第1点。それから、当市の場合、民間保育所はまだ一番新しいのが53年で5年余しか経過していないので、職員の平均勤続年数や平均給与も、民間の方が公立よりも安いという実態があります。

それから、公立には、大阪府が直接、市を通さずに人件費補助というのが出ているわけです。これが先ほど申し上げた45万6,000円の金額には入っておりません。正確な数字はつかめませんが、それで民間保育所で一定の経験年数が生じてくると、そういう補助制度もありますので、その辺の差が76万6,000円と45万6,000円の差になってあらわれてると思います。

- 18番（並河道雄君） 保育所問題については、いろいろ問題点もあろうかと思いますが、やはり途中入園、未満児対策等は今後、措置基準の適正化あるいはそういう7項目ありますが、その他拡大解釈等が若干あるんじゃないかと思っておりますので、その辺も検討していただき、やはり要望通り、全員入れる形で検討していただきたいと思っております。

最後の老人対策でございますが、いろいろ過去の市議会でも質問もしてまいりましたが、シルバー人材センターも設置していただきましたし、いろんな形で検討していただいておりますが、移動入浴車あるいは乳酸菌飲料の配布等は、貝塚や岸和田あたりでも実施しておりますし、先ほどの話ではありませんが、うちは高額療養費は95%やが、ほかは悪い。逆にこういう老人対策等の福祉面では、他市の方が大きく進んでおります。この辺のところは、再三、議

会等でも述べてまいりましたが、この乳酸菌飲料の配布というのは、ただ飲むだけの現物支給が目的ではなく、やはり独居老人に配ることによって1人ずつ声をかけていっていただき、そして、独居老人の事故等を未然に防ぐという大きなメリットもありますので、この辺を御賢察いただき、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

○

○ 議長（成田秀益君） 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。

皆さん方の御協力によりまして、予定より早く終了いたしましたことを厚く御礼申し上げます。

なお、先の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、午後から議案審議を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

（正午休憩）

○



(午後1時再開)

- 議長(成田秀益君) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、御了承賜りたいと存じます。

それでは、日程審議に入ります。日程第2より日程第16までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

表題のみ朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 監査報告第20号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和58年3月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年6月10日

監査委員 久光喜多男

同 飯坂楠次

##### 記

- 1 検査実施日 昭和58年6月10日
- 2 検査の対象 昭和58年3月分の出納状況
- 3 検査の結果

3月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第21号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和58年3月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年6月10日

監査委員 久光喜多男

監査委員 飯坂楠次

記

- 1 検査実施日 昭和58年6月10日
- 2 検査の対象 昭和58年3月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第22号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和58年3月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年6月10日

監査委員 久光喜多男  
同 飯坂楠次

記

- 1 検査実施日 昭和58年6月10日
- 2 検査の対象 昭和58年3月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第23号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和57年度昭和58年4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年7月20日

監査委員 久光喜多男  
同 飯坂楠次

記

- 1 検査実施日 昭和58年7月20日
- 2 検査の対象 昭和57年度昭和58年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第24号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和58年4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年7月20日

監査委員 久光喜多男  
同 飯坂楠次

記

- 1 検査実施日 昭和58年7月20日
- 2 検査の対象 昭和58年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第25号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和58年4月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年7月20日

監査委員 久光 喜多男  
同 飯坂 楠次

記

- 1 検査実施日 昭和58年7月20日
- 2 検査の対象 昭和58年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第26号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和58年4月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年7月20日

監査委員 久光 喜多男  
同 飯坂 楠次

記

- 1 検査実施日 昭和58年7月20日
- 2 検査の対象 昭和58年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第27号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和57年度昭和58年5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年8月9日

監査委員 久光喜多男  
同 飯坂楠次

記

- 1 検査実施日 昭和58年8月9日
- 2 検査の対象 昭和57年度昭和58年5月分の出納状況
- 3 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第28号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和58年5月分収入役の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年8月9日

監査委員 久光喜多男  
同 飯坂楠次

記

- 1 検査実施日 昭和58年8月9日
- 2 検査の対象 昭和58年5月分の出納状況
- 3 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第29号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和58年5月

分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年8月9日

監査委員 久光 喜多男

同 飯坂 楠次

記

- 1 検査実施日 昭和58年8月9日
- 2 検査の対象 昭和58年5月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第30号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和58年5月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年8月9日

監査委員 久光 喜多男

同 飯坂 楠次

記

- 1 検査実施日 昭和58年8月9日
- 2 検査の対象 昭和58年5月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第31号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和58年6月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年9月5日

監査委員 久光喜多男  
同 飯坂楠次

記

- 1 検査実施日 昭和58年9月5日
- 2 検査の対象 昭和58年6月分の出納状況
- 3 検査の結果

6月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第32号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和58年6月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年9月5日

監査委員 久光喜多男  
同 飯坂楠次

記

- 1 検査実施日 昭和58年9月5日
- 2 検査の対象 昭和58年6月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第33号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和58年6月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年9月5日

監査委員 久光 喜多男  
同 飯坂 楠次

記

- 1 検査実施日 昭和58年9月5日
- 2 検査の対象 昭和58年6月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第34号

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第3項の規定に基づく昭和58年度定期監査（第1次分）を別記要領により執行した。

その結果を同条第8項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和58年7月28日

監査委員 久光 喜多男  
同 飯坂 楠次

- 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第20号より34号までの報告を終わります。

○

- 議長（成田秀益君） 次に、日程第17「昭和57年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。



(市会事務局長朗読)

認定第1号

昭和57年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により昭和57年度和泉市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和58年9月27日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和57年度和泉市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予算額				決算額	予算額に 比へて決算 額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	法第24条第3 項の規定に係 る支出額に係 る財源充当額	合計			
第1款 水道事業収益	1,585,266,000 円	91,316,000 円	0 円	1,676,582,000 円	1,700,791,382 円	24,209,382 円	
第1項 営業収益	1,390,186,000	78,100,000	0	1,468,286,000	1,488,093,871	19,807,871	
第2項 営業外収益	194,980,000	5,020,000	0	200,000,000	204,393,987	4,393,987	
第3項 特別利益	100,000	8,196,000	0	8,296,000	8,303,524	7,524	

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	法 第 26 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額	小 計	法 第 26 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額				
第 1 款 水 道 事 業 費 用	円 1,621,887,000	△ 3,389,000	円 0	円 0	円 0	円 1,618,498,000	円 0	円 1,594,728,228	円 0	円 23,769,772	
第 1 項 営 業 費 用	円 1,336,716,000	△ 289,000	円 0	円 0	円 0	円 1,336,427,000	円 0	円 1,314,901,549	円 0	円 21,525,451	
第 2 項 営 業 外 費 用	283,171,000	△ 2,350,000	円 0	円 0	円 0	円 280,821,000	円 0	円 279,634,904	円 0	円 1,186,096	
第 3 項 特 別 損 失	1,000,000	△ 750,000	円 0	円 0	円 0	円 250,000	円 0	円 191,775	円 0	円 58,225	
第 4 項 予 備 費	1,000,000	0	円 0	円 0	円 0	円 1,000,000	円 0	円 0	円 0	円 1,000,000	

(2) 資本的収入及び支出  
収入

区分	予算額							決算額	予算額に 比へ決算 額の増減	備考
	当初予算額	修正予算額	小計	法第26条の 規定による繰 越額に係る財 源充当額	継続費通次 繰越額に係 る財源充当 額	合計	合計			
第1款 資本的収入	円 435,530,000	△ 162,682,000	円 272,898,000	円 39,600,000	円 0	円 312,498,000	円 317,560,011	円 5,062,011		
第1項 企業債	204,000,000	△ 30,500,000	173,500,000	89,600,000	0	213,100,000	213,100,000	0		
第2項 工事負担金	224,070,000	△ 134,000,000	90,070,000	0	0	90,070,000	95,131,211	5,061,211		
第3項 負担金	7,500,000	0	7,500,000	0	0	7,500,000	7,500,000	0		
第4項 固定資産売却代金	10,000	1,818,000	1,828,000	0	0	1,828,000	1,828,800	800		

支 出

区 分	予 算						額			決 算 額	翌年度繰越額			備 考	
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計	法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額		合 計	不 用 額			
第1款 資本的支出	円 522,077,000	△121,219,000	円 0	円 400,858,000	円 39,600,000	円 0	円 440,458,000	円 0	円 0	円 0	円 4,809,240	円 0	円 0	円 4,809,240	
第1項 建設改良費	415,667,000	△121,027,000	0	294,640,000	39,600,000	0	334,240,000	0	0	0	4,809,220	0	0	4,809,220	
第2項 企業債償還金	106,410,000	△ 192,000	0	106,218,000	0	0	106,218,000	0	0	0	20	0	0	20	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額118,088,749円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんした。

# 昭和57年度和泉市水道事業損益計算書

(昭和57年4月1日より昭和58年3月31日まで)

1. 営業収益	
(1) 給水収益	1,357,937,891 円
(2) 受託工事収益	104,818,450 円
(3) その他の営業収益	25,337,530 円
	<hr/>
	1,488,093,871 円
2. 営業費用	
(1) 原水及び浄水費	663,678,132 円
(2) 配水及び給水費	152,620,114 円
(3) 受託工事費	83,708,046 円
(4) 業務費	133,406,881 円
(5) 総係費	92,414,473 円
(6) 減価償却費	184,580,268 円
(7) 資産減耗費	495,931 円
(8) その他の営業費用	3,997,704 円
	<hr/>
営業利益	173,192,322 円

3. 營業外収益			
(1) 加入金	179,040,000 円		
(2) 受取利息及び配当金	3,134,982 円		
(3) 他会計補助金	10,000,000 円		
(4) 雑収益	12,219,005 円	204,393,987 円	
4. 營業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	279,634,904 円	279,634,904 円	△ 75,240,917 円
経常利益			97,951,405 円
5. 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	963,324 円		
(2) 固定資産売却益	7,340,200 円	8,303,524 円	
6. 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	191,775 円	191,775 円	8,111,749 円
当年度純利益			106,063,154 円
前年度繰越欠損金			474,728,591 円
当年度未処理欠損金			368,665,437 円

# 昭和57年度和泉市水道事業剰余金計算書

(昭和57年4月1日より昭和58年3月31日まで)

## 欠 損 金 の 部

1. 前年度未処理欠損金	474,728,591円
2. 前年度欠損金処理額	0円
繰越欠損金年度末残高	474,728,591円
3. 当年度純利益	106,063,154円
当年度未処理欠損金	368,665,437円

## 資 本 剰 余 金 の 部

1. 国庫補助金	
(1) 前年度末残高	57,448,000円
(2) 前年度処分額	0円
(3) 当年度発生高	0円
(4) 当年度処分額	0円
(5) 当年度末残高	57,448,000円



2. 府補助金

(1)	前年度末残高	9,778,400円
(2)	前年度処分額	0円
(3)	当年度発生高	0円
(4)	当年度処分額	0円
(5)	当年度末残高	9,778,400円

3. 工事負担金

(1)	前年度末残高	2,674,772,480円
(2)	前年度処分額	0円
(3)	当年度発生高	95,131,211円
(4)	当年度処分額	0円
(5)	当年度末残高	2,769,903,691円

4. 負担金

(1)	前年度末残高	46,500,000円
(2)	前年度処分額	0円
(3)	当年度発生高	7,500,000円
(4)	当年度処分額	0円

(5) 当年度末残高

54,000,000円

5. 受贈財産評価額

(1) 前年度末残高

60,412,868円

(2) 前年度処分額

0円

(3) 当年度発生高

0円

(4) 当年度処分額

0円

(5) 当年度末残高

60,412,868円

翌年度繰越資本剰余金

2,951,542,959円

昭和57年度和泉市水道事業欠損金処理計算書

1. 当年度未処理欠損金

368,665,437円

2. 欠損金処理額

0円

3. 翌年度繰越欠損金

368,665,437円

昭和57年度和泉市水道事業貸借対照表

(昭和58年3月31日)

資産の部

1. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
1. 土地		318,643,064円
2. 建物	276,590,983円	
建物減価償却累計額	46,445,213円	230,145,770円
3. 構築物	5,627,418,064円	
構築物減価償却累計額	855,498,490円	4,771,919,574円
4. 機械及び装置	973,828,433円	
機械及び装置減価償却累計額	350,290,165円	623,038,268円
5. 量水器	140,088,193円	
量水器減価償却累計額	57,942,280円	82,140,913円
6. 車輛及び運搬具	14,973,553円	
車輛及び運搬具減価償却累計額	9,244,425円	5,729,128円

ト. 工具器具及び備品 38,610,860 円

工具器具及び備品減価償却累計額 14,843,402 円

チ. 建設仮勘定 316,886,452 円

有形固定資産合計 6,362,846,571 円

(2) 無形固定資産

イ. 水 利 権 60,000 円

ロ. 電 話 加 入 権 91,500 円

無形固定資産合計 151,500 円

(3) 投 資

イ. 投資有価証券 120,000 円

投資合計 120,000 円

6,363,118,071 円

固定資産合計

2. 流動資産

(1) 現金預金 435,825,941 円

(2) 未収金 145,121,024 円

(3) 保管有価証券 2,200,000 円

(4) 貯蔵品 56,602,538 円

流動資産合計  
資産合計

639,749,503 円  
7,002,867,574 円

負債の部

3. 固定負債

(1) 退職給与引当金

24,500,000 円

固定負債合計

24,500,000 円

4. 流動負債

(1) 未払金

23,851,383 円

(2) 前受金

218,470,350 円

(3) 預り金

7,983,150 円

(4) 預り担保有価証券

2,200,000 円

流動負債合計

252,504,883 円

負債合計

277,004,883 円

資 本 の 部

5. 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	119,803,235 円	
(2) 借 入 資 本 金		
1. 企 業 債	4,023,181,934 円	4,023,181,934 円
資 本 金 合 計		4,142,985,169 円
6. 剩 余 金		
(1) 資 本 剩 余 金		
1. 国 庫 補 助 金	57,448,000 円	
2. 府 補 助 金	9,778,400 円	
3. 工 事 負 担 金	2,769,903,691 円	
4. 負 担 金	54,000,000 円	
5. 受 贈 財 産 評 価 額	60,412,868 円	
資 本 剩 余 金 合 計		2,951,542,959 円
(2) 欠 損 金		
1. 当 年 度 未 処 理 欠 損 金		
欠 損 金 合 計	368,665,437 円	368,665,437 円
剩 余 金 合 計		2,582,877,522 円
資 本 合 計		6,725,862,691 円
負 債 ・ 資 本 合 計		7,002,867,574 円

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明をお願いします。
- 水道部長（田中稔君） ただいま上程されました認定第1号「昭和57年度和泉市水道事業会計決算」について御説明申し上げます。

まず、15ページの事業報告から申しますと、給水人口の伸長に伴い順調な需要増により、給水収益が前年度対比5.4%増加し、また、加入金収入についても、今福・寺門第二団地の入居に伴い、前年度対比54.7%と大幅に増加いたしました。

一方、費用面においては、一時借入金利息の皆無、その他諸経費の節減等、コスト低減化の経営努力により、前年度対比3.5%の上昇にとどまりました。

この結果、当年度純利益1億606万3,154円の計上し、前年度繰越欠損金を減少することができました。

次に、本年度の給水の状況につきましては異状なく、順調な給水ができました。また、漏水の早期発見、洩防工事の施行等、徹底した維持管理が一定の成果をもたらし、有収率については、91.6%と前年度より1.7%向上いたしました。

次に、建設改良事業の進捗状況につきましては、より安定した給水及び水質を確保するために、水道施設等整備事業において、水質試験室の附属設備、その他電気・機械設備等の充実を図るとともに、配水管更生事業として、水量増強のためのクリーニング及びライニング工事を施行しました。

また、改良工事については、一部を除き原因者負担による配水管布設工事を施行いたしました。

次に、普及の状況でございますが、昭和58年3月31日現在、人口、戸数とも98.9%と相なっております。

それでは、最初に戻りまして、1ページの決算報告書について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について収入より申しますと、第1款水道事業収益予算額合計16億7,658万2,000円に対し、決算額は17億79万1,382円となっており、予算額に比べ2,420万9,382円の収入額となっております。

決算額の内訳は、第1項営業収益では、給水収益及び受託工事収益外で14億8,809万3,871円、第2項営業外収益では、加入金外で2億439万3,987円、第3項特別利益では、過年度損益修正益外で830万3,524円となっております。

一方、支出につきましては、第1款水道事業費用予算額合計16億1,849万8,000円に対し、決算額は15億9,472万8,228円で、不用額2,376万9,772円となっております。不用額につきましては、自己水活用に伴う受水費1,297万円の外、薬品費106万円、配水及び給水費の請負工事費で193万円、支払利息で110万円等であります。



決算額の内訳は、第1項営業費用では、水づくりから料金回収までのすべての費用として13億1,490万1,549円、第2項営業外費用として、企業債の支払利息等2億7,963万4,904円、第3項特別損失で、過年度損益修正損19万1,775円となっております、第4項予備費については決算額はなく、全額不用額となっております。

次に、建設改良を主とする資本的収入及び支出について申し上げます。

まず、収入では、第1款資本的収入予算額合計3億1,249万8,000円に対し、決算額は3億1,756万1,111円であります。内訳といたしましては、第1項企業債で決算額2億1,310万円で、予算額どおりであります。

次に、原因者負担としての第2項工事負担金については、決算額9,513万1,211円で、予算額に比べ506万1,211円収入増となっております。

次に、第3項負担金は、決算額750万円で、一般会計よりの消火栓新設に伴う負担金として収入しております。

第4項固定資産売却代金については、決算額182万8,800円であります。

一方、支出につきましては、第1款資本的支出予算額合計4億4,045万8,000円に対し、決算額は4億3,564万8,760円であります。

決算額の内容につきましては、第1項建設改良費3億2,943万780円で、その内訳は、環境改善整備事業による配水管整備事業費1,173万4,648円、旧管内部のクリーニング・ライニングのための配水管更生事業費1,128万8,230円、水質試験設備工事及び浄水場施設整備工事等としての水道施設等整備事業費2億1,182万1,599円、開発地への配管工事等としての改良工事費8,154万3,415円、水道メーター等購入のための営業設備費1,304万4,328円となっており、480万9,220円の不用額が生じております。これは、改良工事費445万円その他であります。

なお、これらの工事概要につきましては、19ページ以下に記載いたしておりますので、御参照賜りたく存じます。

次に、第2項企業債償還金につきましては、決算額は1億621万7,980円となっております。

以上が、今回提出させていただきました決算報告書の概要でございますが、財政収支につきましては、昭和57年度末累積欠損金3億6,866万5,437円と相なります。しかし、資金面での不良債務額について申しますと、逆の3億8,724万4,620円となり、累積欠損金を上回る資金余裕ができたということでございます。

なお、損益計算書以下につきましては、省略させていただき、簡単でございますが、昭和57

年度和泉市水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

決算附属書類といたしまして、15ページ以下に各明細を添付いたしておりますので、これらを御参照いただきまして、速やかに認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○ 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 8番（原 重樹君） これはいずれ決算委員会等で審議されると思いますので、簡単にお聞きをしておきます。

まず、第1点に、先ほどの説明にもありましたけれども、水道といいますと、非常に天候に大きく左右されるところがあると思います。実際、今回の給水人口の伸びに伴いまして、宅地開発等によりまして、加入金の増収というのが5割以上もアップしている関係もあります。この加入金というのは、大体何戸になるのか、その辺、お答え願いたい。

2点目には、流動資産の現金預金というところですが、前年度と比べて非常に大きく伸びてるという説明もありましたが、この預金の名目等も含めまして、その原因についてお聞かせ願っておきたいと思えます。

それから、3点目に、有収率の問題ですが、57年度1.7%向上しているということですが、非常に大きく経営に影響を与えてくる問題でもありますので、今後の対策を決意を含めましてお聞かせ願いたい。

と同時に、参考のために、この9.1.6%というのは、府下平均よりちょっと上回っていると聞いておりますので、この数字そのものの府下トップレベルはどの辺か、お聞きしておきたいと思えます。

○ 議長（成田秀益君） 理事者答弁。

○ 営業課長（西口規矩治君） 57年度の加入金1億7,904万円の収入の件数につきましては、1,615件と相なっております。

○ 議長（成田秀益君） 次。

○ 水道部次長（岩井益一君） 第2点の現金増でございますが、主として定期預金等でございます。指定金融機関の住友、泉州両銀行に約2億円ずつございます。その他に料金の取り扱い等を行っている農協、その他地方銀行にも一部通知預金等をしてございます。

以上でございます。

○ 議長（成田秀益君） 次。

○ 工務課長（仲田博文君） 第3点目の有収率の問題につきまして、お答えさせていただきます。有収率につきましては、先ほど部長が述べましたとおり、新設時の徹底した土木工事、配水管更生と修理業務の迅速化あるいは漏水防止対策、これは直営で2班1組、1班2名の編成で漏水

調査をやらせております。また、専門業者委託調査ということで、これらの徹底した結果が出てきているものだと思います。

なお、有収率91.6%は、府下の計算でいきますと、大体5番目あたりに入ってくると思います。府下全域の平均が87.9%でございます。

- 水道部長(田中稔君) ただいまちょっと答弁漏れがありましたので、私から補足させていただきます。

いわゆる流動資産の現金が好転している問題でございますけれども、1つは、先ほど先生の御指摘にもありましたように、料金収入が天候によって非常に左右されますが、57年度は給水人口の伸びもあって順調に伸びた。夏場も順調に伸びたので、収入増が図られたということ。さらには、料金回収の私どもの経営努力でございますが、非常に焦げつきが少ない。大阪府でもトップクラスでございます。よその各市の未収金の状況を見ますと、非常に億単位、小さい市でも1億近い未収金があるということです。私どもでは、常に監査委員さんからも努力せよ、と指摘されておりますが、私どもの焦げつきといいますと、何十万円という状態でございます。そこに大きな資金の回収の差がございまして、これらが資金を好転させている大きな原因でございます。

なおまた、開発業者に対する負担金の徴収につきましても、私どもの実費事務費として、私どもの職員が実際に働く費用等についても回収しておりますので、これらも加えまして非常に好転してきたと私どもは理解しております。

以上です。

- 8番(原重樹君) 端的に1点だけ。

57年度1億余万円の単年度黒字、累積で3億6,000万円ほどの欠損金があるわけですが、減価償却が入っているからそういう関係になるのであって、実際には、預金等も含めて資金的に見れば余裕が出てきたと見ていいのかどうか、そう受け取ってもかまいませんか。

- 水道部長(田中稔君) 現実には、少し余裕ができてきているということです。

- 議長(成田秀益君) 他に質疑、御意見ありませんか。

- 15番(穴瀬克己君) ちょっとお伺いしたいんですが、老朽化に伴う水道施設等整備事業の中に入っていると思いますが、伯太町2丁目の府営住宅内の配水管につきましては、老朽化が進んでおっての水の濁りで陳情等が出てるんですが、その点については、どのような形で上がってきてるか、ちょっとお尋ねいたします。

- 議長(成田秀益君) 答弁。

- 工務課長(仲田博文君) 伯太東住宅の件でございますが、確かに最近、濁り苦情が出ております。したがって、現状は調査中でございまして、以前にも苦情を受け、一部配水管更生工

事を施行した実績がございますので、配水管更生工事を行うべく、現在、調査中でございます。

○ 15番(穴瀬克己君) これは管そのものが老朽化しているという形ではなく、クリーニングという形のものですね。調査し、そういった給水に不備のないように早急にやっていただくよう要請しておきます。

○ 議長(成田秀益君) 他に。

○ 1番(若浜記久男君) 1点だけ。

端的にお聞きしたいが、これはいずれ特別委員会に付託されて審議されると思いますが、1つは、鶴山台地域において非常に濁りというか、赤水が多いという苦情が私どもの方に寄せられておるわけでございます。水道のメーターまでは公団の管轄になってるのか。水道の方で引き継いでおられるのでこちらの管轄になっているのか。メーターから家庭までの分についてはどうなってるのか。こういう苦情がきてるのかという点を含めて、ちょっと御答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長(成田秀益君) 答弁

○ 工務課長(仲田博文君) 鶴山台地区で濁り苦情ということは、一時、工事をやった後の濁りの苦情はあったと思いますが、日常の濁り苦情は受けてないように思います。一応、市の責任の分岐点というか、賃貸住宅地区につきましては、親メーターまでは市の方で維持管理しております、分譲地区につきましては一応、メーターまでを市の方で維持管理しております。

○ 1番(若浜記久男君) 実は私、先日、ちょっと来てくれ、ということで寄せてもらったんですが、94棟の1帯ですが、実際、赤い水が出てくる。それで、3カ月毎に何か鶴山台の上り口でろ過するものを売っている、300円ぐらいですが、2カ月ごとに買ってるそうですが、メーターの腐食があるのかどうか。これらについて、どういうふうに改善、取り換えとか、やられておるのか、その点だけ聞いておきたいと思います。

○ 工務課長(仲田博文君) 確かに、濁りについては、議員さんの言われたことは事実です。今後、94棟につきまして詳しく調査して、御報告申し上げたいと思います。ちょっと私の方で詳しいことは聞いておりませんが、濁りの原因はいろいろあると思いますが、何分、鶴山台は施設全部が新しくなっておりますので、原因を調査しないとわからないと思いますので、後ほど調査次第御報告したいと思います。

○ 議長(成田秀益君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件は、この内容を十分御審議願いたいと思いますので、決算審査を後刻、議案として上程される決算審査特別委員会を設置し付託の上、閉会中も継続審議をお願いいたしますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御意議ないものと認め、本件を決算審査特別委員会に付託することに決めます。

- 
- 議長(成田秀益君) 次に、日程第18「昭和57年度和泉市病院事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 認定第2号

昭和57年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により昭和57年度和泉市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和58年9月27日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和57年度和泉市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出  
収入

区 分	予 算 額			決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法 第24条第3項 の規定による支 出額に係る財源 充 当 額			
第1款 病院事業収益	円 8,585,036,000	円 231,907,000	円 0	円 3,816,943,000	円 3,847,054,055	円 80,111,055
第1項 医業収益	3,366,866,000	229,173,000	0	3,596,039,000	3,621,148,051	25,109,051
第2項 医業外収益	177,690,000	2,734,000	0	180,424,000	185,426,004	5,002,004
第3項 特別利益	40,480,000	0	0	40,480,000	40,480,000	0

支出

区 分	予 算 額							地方公営 企業法第 26条第 2項の規 定による 繰越額	不 用 額	考 備	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公営 企業法第 24条第 3項の規 定による 支出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第 2項の規 定による 繰越額				合 計
第1款 病院事業費用	3,748,552,000	225,341,000	0	0	0	3,973,893,000	0	3,973,893,000	3,972,994,791	0	898,209
第1項 医業費用	3,417,641,000	258,841,000	0	1,972,000	0	3,678,454,000	0	3,678,454,000	8,677,857,817	0	596,188
第2項 医業外費用	330,611,000	△ 33,500,000	0	△ 1,972,000	0	295,139,000	0	295,139,000	295,136,974	0	2,026
第3項 予備費	300,000	0	0	0	0	300,000	0	300,000	0	0	300,000

なお、事業運転資金にあてため一般会計から61,609,000円を借り入れた。





支 出

区 分	予 算 額						翌年度繰越額			不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額		
第1款 資本的支出	円 723,670,000	円 0	円 0	円 723,670,000	円 0	円 0	円 723,670,000	円 0	円 0	円 0	円 8,031
第1項 建設改良費	円 31,233,000	円 0	円 0	円 31,233,000	円 0	円 0	円 31,233,000	円 0	円 0	円 0	円 7,864
第2項 企業債償還金	円 216,437,000	円 0	円 0	円 216,437,000	円 0	円 0	円 216,437,000	円 0	円 0	円 0	円 167
第3項 他会計長期借入金返還金	円 476,000,000	円 0	円 0	円 476,000,000	円 0	円 0	円 476,000,000	円 0	円 0	円 0	円 0

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 40,471,969 円は 損益勘定特別利益 40,471,969 円により補てんした。

昭和57年度和泉市病院事業損益計算書

(昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで)

(単位：円)

1. 医業収益	
(1) 入院収益	2,357,131,692
(2) 外来収益	1,174,622,365
(3) その他医業収益	<u>89,393,994</u>
	3,621,148,051
2. 医業費用	
(1) 給与費	1,827,673,350
(2) 材料費	1,358,322,466
(3) 経費	285,168,131
(4) 減価償却費	198,200,190
(5) 研究修費	<u>8,493,680</u>
	3,677,857,817

医業損失

56,709,766

3. 医業外収益		
(1) 受取利息配当金	6,013,793	
(2) 他会計補助金	151,691,000	
(3) 国庫(府)補助金	5,358,000	
(4) 患者外給食収益	14,919,456	
(5) その他医業外収益	<u>7,443,755</u>	185,426,004
4. 医業外費用		
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	281,156,263	
(2) 患者外給食材料費	<u>13,980,711</u>	295,136,974
経常損失		166,420,736
5. 特別利益		<u>40,480,000</u>
当年度純損失		125,940,736
前年度繰越欠損金		<u>2,463,325,201</u>
当年度未処理欠損金		<u><u>2,589,265,937</u></u>

昭和57年度和泉市病院事業欠損金計算書

(昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで)

(単位：円)

欠 損 金 の 部

1. 欠 損 金	
1. 前年度未処理欠損金	2,463,325,201
2. 前年度欠損金処理額	<u>0</u>
繰越欠損金年度末残高	2,463,325,201
3. 当年度純損失	<u>125,940,736</u>
当年度未処理欠損金	<u>2,589,265,937</u>

資 本 剰 余 金 の 部

1. 府 補 助 金	
1. 前年度末残高	1,118,000
2. 前年度処分量	0
3. 当年度発生高	0

4. 当年度処分額	0
5. 当年度末残高	<u>1,118,000</u>
翌年度繰越資本剰余金	<u>1,118,000</u>

昭和57年度和泉市病院事業欠損金処理計算書(案)

(単位：円)

1. 当年度未処理欠損金	2,589,265,937
2. 欠損金処理額	0
3. 翌年度繰越欠損金	<u>2,589,265,937</u>

昭和57年度和泉市病院事業貸借対照表

(昭和58年3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

1. 土地		153,235,865
2. 建物	2,804,491,844	
建物減価償却累計額	467,303,546	2,337,188,298
3. 構築物	3,266,791	
構築物減価償却累計額	1,275,835	1,990,956
4. 車 輛	3,330,000	
車輛減価償却累計額	2,739,230	590,770
5. 器械及備品	779,271,481	
器械備品減価償却累計額	494,936,517	284,334,964

有形固定資産合計

2,777,340,853

(2) 無形固定資產	2,347,556	2,347,556
1. 電話加入權		
(3) 投資	7,077,280	
1. 投資有價証券		
2. 長期貸付金	<u>2,800,000</u>	
投資合計		<u>9,877,280</u>
固定資產合計		2,789,065,689
2. 流動資產		
(1) 現金預金		72,764,210
(2) 未收金		703,510,787
(3) 貯藏品		68,911,697
(4) 前払金		<u>750,000</u>
流動資產合計		<u>845,936,694</u>
資產合計		<u><u>3,635,002,383</u></u>

負債の部

3. 固定負債	
(1) 特例債	40,560,000
(2) 他会計借入金	61,609,000
(3) その他固定負債	<u>10,473,155</u>
固定負債合計	112,642,155
4. 流動負債	
(1) 一時借入金	1,600,000,000
(2) 未払金	494,073,238
(3) その他流動負債	
1. 預り金(共済基金)	3,100,000
2. 預り金	<u>25,041,889</u>
その他流動負債合計	<u>28,141,889</u>



流動負債合計

2,122,215,127

負債合計

2,234,857,282

資本の部

5. 資本金

(1) 自己資本金

764,267,371

(2) 借入資本金

1. 企業債

2,688,634,667

2. 他会計借入金

535,391,000

借入資本金合計

3,224,025,667

資本金合計

3,988,293,038

6. 剰余金

(1) 資本剰余金

1. 貯補助金

1,118,000

(2) 利益剰余金

( 当年度純損失 )

( 125,940,736 )

当年度未処理欠損金

2,589,265,937

利益剰余金合計

△2,589,265,937

剰余金合計

△2,588,147,937

資本合計

1,400,145,101

負債資本合計

3,635,002,383

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました認定第2号「昭和57年度和泉市病院事業会計決算認定について」、その概要を御説明申し上げます。

まず、別冊決算書15ページをお願いします。昭和51年度より着手いたしました新館増築、本館改造等数年にわたる病院整備事業も、諸先生方の御理解、御協力によりまして昭和56年度で完了し、本年度より病床数327床を有する総合病院として本格的な運営に努めました。

運営状況につきましては、入院患者年間延べ9万9,852人、一日平均273.6人。外来患者年間延べ17万8,830人、一日平均602.1人でありまして、前年度と比較いたしますと、入院で8,046人、外来で1万3,511人の増加であります。

次に、会計決算の状況を御説明申し上げます。決算書2ページをお願いします。

収益的収入及び支出、収入第1項、医業収益決算額36億2,114万8,051円、第2項、医業外収益1億8,542万6,004円、第3項、特別利益4,048万円、収入合計第1款、病院事業収益38億4,705万4,055円、前年度と比較いたしますと、入院、外来患者数の増加と診療内容の充実により医業収益で5億4,341万3,254円、17.7%の伸び、医業外収益で一般会計からの繰入金等の増加により3,757万1,809円、25.4%の伸びであります。

一方、支出第1項、医業費用決算額36億7,785万7,817円、第2項、医業外費用決算額2億9,513万6,974円、支出合計第1款、病院事業費用39億7,299万4,791円、前年度と比較いたしますと、医業費用で診療材料費の急激な増加により5億948万5,916円、16.1%の増加、医業外費用で一時借入金利息等の減少により2,815万4,93円、8.2%の減少となりました。

以上の結果、医業収支で5,670万9,766円、医業外収支で1億971万970円の欠損、特別利益を加えた経常収支で1億2,594万736円の単年度欠損となり、前年度末未処理欠損金24億6,332万5,201円を合わせ、昭和57年末未処理欠損金25億8,926万5,937円に達し、すべて翌年度へ繰り越さざるを得ない状況となりました。しかし、病院運営上直接資金に関係する不良債務額は前年度より9,339万6,485円解消し、年度末不良債務額は12億7,627万8,433円となりました。このような単年度欠損金の生じた主な要因は、現行診療報酬は、実質的に5年有余据え置きと、その間の諸物価の上昇等による経営費用の増大によるものであります。

続きまして、決算書4ページの資本的収入及び支出であります。収入第1項、出資金決算額1億4,779万9,000円、第2項、他会計長期借入金5億3,539万1,000円、収入合計第1款、資本的収入6億8,319万円に対し、資本的支出第1項、建設改良費決算額3,122万

5,136円、第2項、企業債償還金2億1,643万6,833円、第3項、他会計長期借入金返還金4億7,600万円、合計第1款、資本的支出7億2,366万1,969円、収支差し引き4,047万1,969円不足となりますが、損益勘定特別利益より補てんいたしました。

以上が昭和57年度病院事業の概要について申し述べましたが、今後の病院運営に当たりましては、診療機能の充実、財政健全化の促進に努め、公立病院本来の目的達成のため一層の努力をいたす所存であります。

なお、決算書15ページ以下に決算附属書類、参考資料等添付いたしておりますので、御参照の上よろしく御審議賜り、原案どおり認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 8番（原重樹君） 簡単にお伺いしたいと思います。

まず、第1点、1億2,000万余の欠損ということで、諸経費の増大を理由に挙げられておりますが、累計が26億近くになるわけでございますが、この点での今後の問題、もちろん、公立病院としての使命等がありますが、財政問題を考えまして健全化への努力という意味での決意のほどを一言、述べていただきたい。

2点目に、薬あるいは注射等の料金等が患者の伸び8%余から比べて、前年度比大きく伸びてるわけです。単純に考えれば、1人に対する料金が上がったということになるんですが、原価等の問題もありますので、その辺が公立病院ですので、薬漬け、検査漬け等のことはないと思いますが、一言、述べていただきたい。

もう一点、参考までですが、今後の問題として、いま、医療保険の10割を8割にするということが言われております。もし、これが導入された場合、市民病院への影響についてお考えがあれば一言、述べていただきたい。もちろん、予想の話ですが、よろしくお願いいたします。

以上です。

○ 議長（成田秀益君） 理事者答弁。

○ 病院事務局長（藤原光夫君） まず、第1点目の財政健全化の決意ということですが、率直に申しまして、現下の医療診療報酬の中では、和泉市立病院の持つ特殊性と申しましょうか、新館増築による企業債の元利償還を多額にしなければならないという現況にあります。もちろん、われわれといたしましては、当面の課題といたします運営資金でございます不良債務の解消に努めてまいりたいという決意でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、薬漬け、検査漬け等の問題ですが、御指摘のように、公的な病院でございますので、薬漬け、検査漬け等は一切なく、患者さんの疾病の内容によりまして、いわゆる泌尿器科等の増加によりまして、点滴注射等の増加によるものであります。御理解を賜りたいと思います。

第8点目の10割給付、8割給付の問題につきましては、われわれとしては、ただ、病院の状況から、現在の4割から5割の人が一部負担金を支払って入っております。あとは全部保険請求という窓口体制をとっております。これが仮に8割給付とりますと、1日の外来患者数が大体57年度で平均400人強の人たちがすべて窓口精算していく。その辺で病院としては、事務の繁雑、複雑化が予想されるという点でございます。患者さんの数の動向につきましては、若干、その面から少なくなるのではないかと予想されます。老人医療の一部負担等から考えますと、当然、その心配もあると考えております。

(議長退席、副議長着席)

- 副議長(天堀博君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件についても十分御審議を願うため、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中も御審査をお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本件を決算審査特別委員会に付託することに決めます。



- 副議長(天堀博君) 日程第19「決算審査特別委員会の設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

### 議会議案第3号

#### 決算審査特別委員会の設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和58年9月28日提出

#### 和泉市議会議員

直村 静二	仁井 明
穴瀬 克己	出原 平男
飯坂 楠次	並河道 雄
貝淵 博治	原 重樹
橋本 佳行	柳瀬 美樹
松尾 季明	

## 記

### 1. 委員会の名称

決算審査特別委員会

### 2. 付託事項

昭和57年度和泉市水道並びに病院事業会計決算

### 3. 委員会の構成

本委員会は委員12名をもって構成する。

### 4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査を行なうことができることとし、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

○ 副議長（天堀博君） 提案理由の説明を願います。

○ 9番（直村静二君） ただいま上程されました議会議案第3号につきまして、提出者を代表いたします。提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、昭和57年度和泉市水道事業会計並びに病院事業会計決算を認定するに当たり、慎重審議を期するために本委員会を設置するものであります。何とぞよろしく御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○ 副議長（天堀博君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御意見ないものと認めます。よって、議会議案第3号は原案どおり可決いたしました。

なお、委員の選任については、本定例会の会期中に選任いたしたいと思いますが、御意見ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

---

○ 副議長（天堀博君） 日程第20「和泉市自転車駐車場条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第37号

和泉市自転車駐車場条例を廃止する条例制定について

和泉市自転車駐車場条例を廃止する条例を次のように制定する。

昭和58年9月27日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市自転車駐車場条例を廃止する条例(案)

和泉市自転車駐車場条例(昭和54年和泉市条例第19号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

放置自転車対策として、自転車駐車場を財団法人自転車駐車場整備センターが整備し、管理運営をすることに鑑み、この条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 副議長(天堀博君) 提案理由の説明を願います。
- 産業衛生部長(広岡史郎君) お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第37号「和泉市自転車駐車場条例を廃止する条例制定について」、提案の理由並びにその内容についてご説明を申し上げます。

御案内のとおり、近年、大きく社会問題化しております放置自転車公害に対応すべく、昭和54年11月に和泉市自転車駐車場条例の制定をいただき、駅周辺的美観保全、さらには、交通事故防止に取り組んでまいってきたわけでございます。

しかしながら、自転車駐車場設置当時の緊急性と財政上の問題から、いわゆる青空駐車場として未整備のまま開設してまいりましたことから、風雨による自転車の錆付き等、利用者の方々に大変御不便をおかけしてまいりました。この整備につきまして、常々、懸案といたしておりましたところ、幸いに本年度において、財団法人・自転車駐車場整備センターの御尽力により、まず、利用者の多い和泉府中駅前駐車場を整備していただくことになったものでございます。本月2月

ごろから市議会を初め、関係各位の御理解と御協力をいただいておりますが、おかげをもちまして、去る8月末に整備を完了していただきましたものでございます。これの管理運営につきましては、本市の一部負担額を整備センターで立てかえ願っておる関係上、償還が完了するまでの間、財団法人・自転車駐車場整備センターで行っていただくことになったものでございます。

なおまた、信太山駅駐車場につきましては、地理的な条件もございます、利用者が他の2駅と比較して少ないことから、運営が非効率な面が出ており、昭和57年度決算見込みで約200万円の赤字が生じております。これが受益者負担を原則として考えますと、御利用いただく方々に変な御負担を強いる結果となりますし、また、赤字の穴埋めとして一般財源に求めることの不合理性から、この際、他の2駅と同様、財団法人・自転車駐車場整備センターに管理運営を願うものでございます。したがって、本市が管理運営していく自転車駐車場はなくなりますことから、本条例を御提案申し上げた次第でございます。

なお、本条例を御議決いただいた後は、北信太駅を含め3駅自転車駐車場は、財団法人・自転車駐車場整備センターと業務委託締結がなされる和泉交通安全協会が実質管理運営をいたすものでございますが、過去において3駅には、市より設置工事費の一部、また、備品購入費として多額の投資がされており、管理運営が移管されても、本事業は公共的性格を有する事業でございますために、第1に、使用料は、周辺民営料金との整合性を保ちながらも料金改定は極力抑え、第2として、金銭出納簿、各帳票等の審査、指導、監査は、交通公害課において十二分に実施してまいり、第3に、これら管理運営状況を市議会所管委員会にそれぞれの状況をその都度、御報告を行ってまいりたく存じております。

最後になりましたが、本条例の附則といたしまして、施行日を公布の日から施行いたしますのでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由並びに内容の御説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、可決御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 副議長(天堀博君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 16番(赤阪和見君) 別に異議はないんですが、財団法人・自転車整備センターが今後、運営するということですが、後の補正予算との関連ですが、いま、全体的に向こうだということですが、この補正予算の件は後に聞けばいいんですが、幸い、ここでこの条例が決定されることの兼ね合いから、その点だけちょっと。
- 副議長(天堀博君) 理事者答弁。
- 産業衛生部長(広岡史郎君) 後の補正でお願いしておりますのは、北信太駅前駐車場の3階の屋根にテント工事をすることをお願い申し上げております。自転車整備センターでは、



3階までの工事を認めないという形態をとってまいっております。現状、これについても雨ざらしということですので、市の方で予算措置を願っていただきたいという提案でございます。

○ 副議長（天堀博君） 直村議員。

○ 9番（直村静二君） ちょっと2、3点、お聞きをいたします。

条例を廃止したら、このセンターが独立して運営をされるということですが、いま部長の説明をされたように、料金については民間との兼ね合いなど、市が管理監督するといろいろおっしゃっていますが、これは議会でそういう報告をして了承してOK、ということではなしに、いままでからもちゃんと報告されたことについて、センターとの間に文書契約をしてもらわんといかんのじゃないか、こう思うんです。独立の運営になっていくにもかかわらず、補正予算で3階のテントなどとお金を出す根拠、独立したセンターの会計の赤字、黒字その他のときにはどのようにするのか、つまり市としてどのようにアドバイスするのか、それは市としてちゃんと締結されているのかどうか。

聞きますと、交通安全協会に委託というか、交通安全協会がしようと、市がものを言わんといかん。市にお願いに来たものを市が受け入れる。そういう場合のきちんとしたものを文書契約で整備しておいてもらわんと、結局、綱引きになるんじゃないか。力が強いと、どうせ面倒みたれとなると、出しますがな。前回、きちんと委員会で追及しとけばよかったんですが、どうもいまの話だと、文書契約をつくっておかないと、交通公害課が職員を派遣して会計その他について目を通す。これは出向になるのか、それとも、仕事をしながらの片手間でやるんか。いままでやったら、市営の駐車場やったから、職員配置、人員は安全協会等からしていただく、とはっきりしておりましたが、独立した場合は問題があるでしょう。きちんと文書契約をセンターと市が取り交して報告し、補助についてもお願いするとなつてしかるべきではないか。その点、再度お答えください。

○ 副議長（天堀博君） 理事者答弁。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 本来、財団法人センターの事業は、地方公共団体を除く民間の民営、また民間人が自主的に事業に取りかかっている、制度上助成をするという趣旨でございます。本市におきましては、3駅を運営する中で和泉府中駅にできたわけでございます。先ほど申しましたように、市町村がこういう運営をするということは、固く禁じられておまして、それに類する半公共的な1つの機関といたしまして過去、交通安全協会に委託してまいったわけでございます。当然、交通安全協会は、整備センターとの間に業務委託契約をなされます。その裏づけとして、市が保証をするという形でまいっております。

御指摘の市と整備センターとの関係は、これはいままで口頭でいろいろしてまいっております。

今後、運営なり、大きな赤字等の予測せざるを得ない事態についてもいろいろセンターと詰めてまいり、運営上、市の立場も表明していきたい、かよう考えております。現時点では、おかげ様で3駅プールして今後も黒字が出ようと試算されておりますが、御指摘は十分胸に体しましてセンターと協議してまいりたい、かように考えます。

- 9番(直村静二君) だから何回も言うてるんですが、そういう答弁で議会として認めても、後で指導、監督なり相談する場合、担当の委員会なり議会で報告するというところでいけるんですか。もっとはっきり言えば、する義務があるのか。逆に市から「文書で報告しなさい」、その出てきた文書が所管の委員会に報告されるのか、そこのところを聞いている。このままで答弁を聞いてさっといくと、「いや、まだ詰めてないや、一定のトラブルがあるんや」となったら難儀するというので、報告の義務づけ、また、その辺は私の方も教えてもらわんとはいかんですが、助役さん、その点、明快にしてもらわんと、あの説明で了承したけれど、文書の取り決めはありませんね、となったら困ります。センターの長なり和泉市長さんの両方の署名で指導、監督を受けるとか何とかなければ、ちょっと筋が通らないんじゃないかと思えます。念のため。

- 助役(坂口禮之助君) お答えいたします。

御指摘の点につきましては、その通りだと思います。私自身も考えておるわけでございますが、実質上、形式的な面では、現時点では部長が御答弁申し上げておりますように、整備センターとの間では、口頭での話し合い契約という形になっておるわけなんです。それらについて、何らかの形で覚書等を締結したいと口頭で申し入れておりますが、先ほどの答弁にもございましたように、整備センターが行う自転車駐車場の言わば助成措置なんです、そういう措置をもって有料駐車場を設置する場合、その経営、管理は、地方公共団体を除いた他の団体もしくは個人となっております。そういう1項がございますので、市がこの駐車場の管理運営等につきましては、実質上、安全協会にやっていただくのですが、総括的な管理運営の責任をわれわれは感じております。文書協定を結ぶとなりますと、いわゆる地方公共団体ではできないということがございますので、それにひっかかっているところ、文書協定はできずに今日まで口頭で話し合いをしているわけなんです。

形式上は、条例を廃止して駐車場の関係につきましては、整備センターでやっていただくこととなりますが、実際の運営面につきましては、従来と全く変わらない同じ方式でやっていただきたい、こういう逆に先方の要請もあるわけです。と申しますのは、実際、周辺部の料金の関係あるいは職員そのものの管理運営の関係でもございます。それから、放置自転車等の関係もあり、放置自転車の撤去を整備センターがやれるわけがございませんし、やるとなると、行政権、警察権等でやるなど、いろんな問題もございますので、実際上は、いままでと同じ中身でもって運営に

当たっていただきたいという整備センター側のお話もごございます。そうい実態について、何らかの形で文書にしてきちっと整備しておかなければいけないということで現在、その点については、話し合いをしておるところでございませう。御指摘の点は私も同じ考えでございませうので、何らかの形で文書化して整備してまいりたいと感じております。

- 9番(直村静二君) 私は今後、いろんな問題が出てくるであろうと思っておりますので、そのときにひっぱり合いになったら、市がどのようにものが言えるか、向こうがどのように受け入れてくれるかです。いままでと同じように「お願いします」と都合のええことだけ言ってくる、都合の悪いことは知らん、となるといけなからね。助役さんの言うことは了解しますが、何らかの形で取り決めなり申し合わせ事項をつくらんと、議会の所管委員会や言うても、うわさを聞いただけとなるかもしれないしね。職員の配置問題にしても、賃金はどうするんかという問題も出てくるので、それはそれなりの相互交流の締結をしておいてもらわんといけな。先ほどの説明では、えらい議会に権限があるようですが、全然ありませんわな。その点、今後の研究課題というよりも、早く研究してほしいと思っております。

- 助役(坂口禮之助君) ちょっと誤解があつてはいけませんので、そういう形で総括的な管理運営は従来と全く同じように、市も当然、責任を持っていくということですが、直接その事務に当たる職員、いまおっしゃる料金徴収とか経費の関係は、すべて安全協会の方でやっていたわけでございませう。市の交通公害課が責任を持って管理運営をしていく、総括的な責任は持っております。覚書あるいは協定という形で結びにくいということではいまのところ、文書では持っていないんですが、場合によっては、いろんな諸条件をすべて打ち出した中身でもって市、安全協会、整備センターで今後の運営等について会議を開きまして、問題点の多いところについては、会議録という形で運営の総括的な確認をし合うという記録の保存もできると思っております。何らかの形で文書化して、個々の運営について支障のないようにしていきたい、かやうのに存じております。

- 9番(直村静二君) 交通公害課の職員が行つたとしても、市は管理運営のサービスに来てくれる、整備センターは人件費は払わない。片方は、そんなもん何しに行つてる、わけがわからない、となりますからね。助役さんの言うように、私も内心としては協議事項、話し合いでいこう、そして、そんなものをつくってもらふということ、議会の答弁の結果としてそう思つてますので、議会の答弁だけでは根拠がない。そういうことで終わつておきます。やってくれますな。

- 助役(坂口禮之助君) やります。

(副議長退席、議長着席)

- 議長(成田秀益君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第 37 号を原案どおり可決いたしました。



- 議長(成田秀益君) 次に、日程第 21「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

### 議案第 38 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 58 年 9 月 27 日提出

和泉市長 池田 志雄

### 和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

和泉市国民健康保険条例(昭和 35 年和泉市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 21 条各号列記以外の部分中「第 14 条」の次に「第 2 項本文」を加え、「減額した額」を「減額して得た額(当該減額して得た額が 255,000 円を超える場合には、255,000 円)」に改める。

附則第 6 項を次のように改める。

(昭和 58 年度分の保険料の減額の特例)

- 6 昭和 58 年度分の保険料に限り、第 21 条の規定の適用については、同条中「地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額」とあるのは、「240,000 円」とする。

### 附 則

- この条例中、第 21 条の改正規定は昭和 59 年 4 月 1 日から、附則第 6 項の改正規定は公布の日から施行する。
- 改正後の和泉市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)附則第 6 項の規定は、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。
- 新条例第 21 条の規定は昭和 59 年度分の保険料から適用し、昭和 58 年度までの保険料に

については、なお従前の例による。

- 4 改正前の和泉市国民健康保険条例附則第6項の規定は、昭和57年度分の保険料については、なおその効力を有する。

理 由

過般の地方税法等の一部改正の趣旨に鑑み、低所得世帯に係る保険料の減額について、昭和58年度の基本額の特例措置を講ずるとともに、減額算定方法の規定を明確化する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第88号参考資料

和泉市国民健康保険条例一部改正(案) 新旧対照表

新	旧
(保険料の減額)	(保険料の減額)
第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、 <u>第14条第2項本文</u> の賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が255,000円を超える場合は、 <u>255,000円</u> )とする。	第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、 <u>第14条</u> の賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額した額とする。
(1),(2) 略	(1),(2) 略
附 則	附 則
1～5 略	1～5 略
(昭和58年度分の保険料の減額の特例)	(昭和57年度分の保険料の減額の特例)
6 <u>昭和58年度分の保険料に限り、第21条の規定の適用については、同条中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」とあるのは、「24万円」とする。</u>	6 <u>昭和57年度分の保険料に限り、第21条の規定の適用については、同条中「地方税法第314条の2第2項に規定する金額」とあるのは、「24万円」とする。</u>

- 議長(成田秀益君) 提案理由の説明を願います。
- 市民部長(富田宏之君) ただいま御上程いただきました議案第88号「和泉市国民健康保険

条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、御存知のとおり、国民健康保険料は相互扶助の観点から、保険給付費に要する費用のうち、一定部分については、国民健康保険加入者に応分の負担を求めているところでございます。当市では、これを所得割、資産割、均等割、平等割の4区分により算出しておりますが、低所得者に対しても、資産割、均等割、平等割で保険料の負担が過大になる世帯もあるため、これを救済する目的で、保険料の減額いわゆる政令軽減の規定を条例第21条で定めて実施しているところでございます。今般、これについて、地方税法等の一部が改正されたことにかんがみ、本市におきましても、所要の改正が必要となったものでございます。

それでは、その内容について御説明申し上げます。

まず、条例第21条、保険料の減額措置につきましては、第21条各項列記以外の部分中「第14条」の次に「第2項本文」を加え、「減額した額」を「減額して得た額（当該減額して得た額が255,000円を超える場合には、255,000円）」に改めようとするものでございます。これは従来、政令軽減については、保険料算定額が賦課限度額、本年度は255,000円ですが、これを超えていた場合であっても、賦課限度額255,000円より均等割額並びに平等割額の額の各6割もしくは4割の額を減額していたものでございますが、今回の改正により、保険料の算定額が賦課限度額すなわち255,000円を超えていた場合には、その算定額より6割もしくは4割までの額を減額するよう改正するものでございます。

次に、附則第6項の改正は、みだしも含み、昭和58年度に限り、条例第21条による保険料の減額の基礎となる金額を、特例として引き続き24万円とするものでございまして、これは昨年度と同様の特別措置を継続しようとするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例中、第21条の改正規定につきましては、この改正により、従来の取り扱いに比べ不利になる被保険者がありますので、この部分の施行については昭和59年4月1日から、附則第6項の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の附則第6項の規定は、昭和58年4月1日から適用するものでございます。

次に、新条例第21条の規定は、昭和59年度分の保険料から適用し、昭和58年度分までの保険料についてはなお従前の例によるものでございます。

さらに、改正前の条例附則第6項の規定は、昭和57年度分の保険料について、なおその効力を有することと定めたものでございます。

なお、条例第21条第2項に定める4割減額の適用世帯で、その計算の基礎となる被保険者1人当たりの金額が、本年度より180,000円から185,000円に地方税法施行令が改正されておりますが、これについては、当市条例では読み替え規定となっておりますので、条例改正は行い

ませんが、御報告させていただきますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上で提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきますが、参考資料として新旧対照表を添付いたしましたので御高覧いただき、何とぞよろしく原案どおり可決御決定くださいますようお願いいたします。

- 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 9番（直村静二君） この条例ですけど、1つは、180,000円の分が185,000円、たった5,000円、4人家族で20,000円ですね。それでも、改善であろうと思いますが、しかし、一方では、255,000円を超えた分については、いままでは、政令減免を超えた分については、頂点から引いたが、今度は引かない。今後、この恩典からは外してしまうということですね。  
理屈を言ってもしょうがないが、市長に聞きますが、この政令減免でも、あくまでも、平等割、均等割です。だから、固定資産税の分については、丸っきり残ってます。100分の6かね。そうすると、その分についてはさわらない。ここのところを言うてる。困っている人の所得に合わせて政令減免ができますよ、と言うが、実は、固定資産税に賦課した分については一切ノータッチです。これらについても、政令減免をしなければならぬ。収入が少なくなった場合にね。市長の認めるもの、という減免条例をひとつつくってもらいたい。
- 保険年金課長（原 美助君） 困ってるといいますが、当然。減免の中には所得割も含んでおりますし、資産割も含んでおります。また、平等割、均等割も含んでおります。したがって、議員さんがおっしゃるような生活が困窮している、収入がないという場合、減免の対象になるということでございます。現行条例でも、そういうことでございます。
- 9番（直村静二君） 確認しておきましょう。政令減免4割できる場合、固定資産税の分まで引くことができるの。部長はあかんとおっしゃってます。
- 保険年金課長（原 美助君） 政令減免は、議員さんがおっしゃるように、平等割、均等割しかできませんが、条例21条の減免の規定がございますので、それらの条項でもって減免ができるということですよ。
- 9番（直村静二君） それは政令減免に準じて行うということになれば、その賦課した金額の100の8、100,000円が108,000円か9,000円か、その何割と合わせるんですか、あるいはしないんですか。
- 保険年金課長（原 美助君） ちょっと政令減免と減免はもともと別の問題でございます。たとえば生活に困窮しているとなりますと、政令減免に該当いたします。また、減免の対象にもなるという連携もございまして、もともと本来的には、取り扱い方が別でございます。

○ 9番(直村静二君) 市長が認めるということでやってもらったらい。政令減免に準じてやってもらったらいと内心は思っていますが、頭から固定資産税を計算するのはだめだ、別項を設けてもらわないとね。ひとつ研究課題としていただきたい。余りにも低すぎると文句を言うてゐるんです。限度を超えた人についてはあかん。後の減免については、固定資産税にまで踏み込んでやりなさい、ということです。

○ 議長(成田秀益君) 他に。

○ 16番(赤阪和見君) いまの質問の続きになると思いますが、減免については、今年になってから何件の申請で、何件減免されたかという点。いま、聞いておれば、政令減免された、されない、しかし、それ以上苦しい場合は減免という形でやるという答弁が出ておりますが、この減免が至難のわざで認められない。というのは、所得税が現年度課税、府、市民税が翌年度課税、保険料は翌々年度課税という形になってます。最近の好不況の波が激しい中で、非常に国民健康保険の加入者、高額医療費の貸し付け等は、言うて悪いが、低所得層が多いという答弁でしたが、これは聞き捨てならん言葉で、低所得者以外でも、非常に昨今の高額療養費からして貸し付けを受けるべき人がたくさんおるわけです。その点でちょっと減免の数と、もう1点、先ほどのうちの並河議員の質問でありましたように、100%貸付ということですが、これはほ保険課で小切手を切りますね。それを病院へ支払います。その病院しか受け取れないということですね。であるならば、100%貸し付けることによって1カ月あるいは2カ月後に、その病院からその人の保険に対して請求がくる。そこで間違っておれば、その貸し付けた本人から返していただくんじゃなく、保険料の支払いは市がするわけですから、その中から引けばいい。それによって100%貸し付けても支障はないんだと考えるんですが、その2点について。

○ 保険年金課長(原 美助君) 減免の件数が幾ら、金額は幾らかということですが、ちょっと58年度の減免を受け付けた件数の資料が手元にはないわけですが、57年度実績では57件でございます。

後段の件につきましては、並河議員さんにもお答え申し上げましたように、今後、検討させていただきますということで御理解賜りたいと思います。

○ 16番(赤阪和見君) 減免ですが、以前、決算委員会ですか、予算委員会ですか、あるいは保険料値上げのときか内容が出ました。年間5、6件しかないという報告が出たはずですよ。

58年度の4月から調べて、何件か後ほど調べて報告していただければ結構です。

それと、100%貸付ですが、そういう方向と違うんですか。個人から返していただかなければならない実態が生まれてくるわけですか。

○ 保険年金課長(原 美助君) と言いますのは、高額療養費は、医療費に基づいてその95%



が一応、支給されるわけでございまして、その医療費がどんな理由にしても減点ということになれば、高額療養費そのものが減りますので、その分が高額療養費支給額よりも貸付金額の方が多くなった場合、被保険者の方が持ち出しになるというわけでございます。

- 16番(赤阪和見君) 保険にかかったものが100である。結局、その中の8割が保険者の負担金、その中から5万1,000円あるいは8万9,000円というものが高額療養費で返還になる。一時立て替えておけばね。そうすることによって、100貸したとしますと、それは自分で持てない。その金は必ずお医者さんのところへ行きます。支払います。ということは、あんたここで借った100はね。お医者さんへ行ったやつが、今度はレセプトで請求されて、市役所の保険課へくる。そこで間違っておれば、ということでしょう。
- 保険年金課長(原 美助君) その前に一部負担金というのを高額療養費で払っていただきますので、被保険者の方が直接窓口にお払いいただくわけです。その分を市がお貸しする。そして、被保険者に今度は高額療養費を市が返すということでございます。
- 16番(赤阪和見君) それはわかってます。8万9,000円あるいは5万9,000円払って、残りの分をよう払わん人があんたそこへ借りに行く。自分がふところへ入れるわけではない。10万円か20万円は、必ず医療機関へ払う。ところが、あんたの言うのは、医療機関がレセプトの都合やいろんな関係でもっと低かった。本来、10万円借ったけど、9万円しか高額療養費としてなかったとします。その1万円は病院にあるんでしょう。よけいな1万円はね。本人さんが払わなくてもいい1万円はね。その後にあんたそこが医者から請求をもらうとき、1万円をよけいに払ったということはわかるわけでしょう。だから、7割を保険から払うとき、その1万円を引いて、別に被保険者から後に返してくれということはいらんでしょう。ただ、困るのは、保険以外のものが入っていたときでしょう。それは請求のときによく見ていただいて、それは医者から取るよりも、本来は病院の間違いですから、病院から請求してもらったらよろしいのと違いますか。
- 保険年金課長(原 美助君) 貸し付けは、あくまでも被保険者本人に貸してございますので、病院に市なり国保が請求できるどうかの問題が1点、残るわけでございます。
- 16番(赤阪和見君) プラス、マイナスを計算したらよろしいでしょう。後は病院に対して云々ですわ。その点だけ部長、ちょっと。
- 市民部長(富田宏之君) 先ほどから課長が答弁しておりますが、ちょっと食い違いがありますが、今日の一般質問でもお答えしておりますように、この問題につきましては、いろいろのケースがございます。100%を検討する中で問題点も精査し、いま議員さんが御質問の部分も含めまして、われわれの段階で十分検討を続けてまいりたいと考えますので、御了承願いたいと思

います。

○ 議長（成田秀益君） 田中議員。

○ 5番（田中包治君） 来年から1万5,000円上がるという。そうすると問題は、金がないから上げるのか、政令があるから上げるのかという問題がからんでくる。

もう1つは、余り例のない話ですが、和泉市は固定資産税割をやってるが、日本の税法からいって違法です。こういうところは少ないと思う。金が余ってるんやったら、所得割1本にしぼったらい。固定資産税というのは、この辺でたんぼ1反ほどあれば30万円ほど取られる。これは最高ですよ、所得が全然なくてもね。いま、たんぼ1反の所得なんて10万円ぐらいしかない。ここの問題を見た場合、政令があるから上げるのか、金がないから上げるのか。

それから、保険料というものの考え方は、やはり所得税法に基づくのが正しい。会社でも一緒ですよ。所得があるから、あるいは現金があるからたくさん取るというのはおかしい。ただ、こういう山間都市だから、それでなかったら困るんだということで、違法であってもやってるんだと思う、ざっくばらんに言ってね。日本の賃金体系からいっても、そこらをどう理解しているのか。

○ 議長（成田秀益君） 答弁

○ 市民部長（富田宏之君） お答え申し上げます。

今回、御上程申し上げております条例の中身でございますが、保険料の改定ではございません。保険料は何もさわっておりません。

○ 5番（田中包治君） いままでの24万円が25万5,000円になるんでしょう。

○ 市民部長（富田宏之君） そうじゃございません。保険料の改定は昨年にお願ひしまして、本年度は、保険料の改定はしておりません。この24万円といいますのは、減免をする世帯の所得制限額が24万円ということですので、ちょっと誤解されていると思います。

○ 議長（成田秀益君） 他に。

○ 19番（大谷昌幸君） ちょっと教えてほしいんですが、一応、保険は組合やから、保険料については議会に出てくるが、医療機関からレセプトを出しますね。国保の場合は、支払基金と違う別のところになるが、審査委員の審査にかかる。その審査委員はどういう構成になってますか。なぜ聞くかという、うちの和泉市の国民健康保険組合には、審査を通ったレセプト、請求が回ってくるが、うちの方は、それをそのまま100%OKして払っているものか、あるいはそれにもう1度目を通して、こちらで疑義があれば、もう1度審査委員会へ連絡できるものかどうか。過去、全然議場に出ていないので、先ほどのような問題が起こってくる。当市ではないと思うが、特に病院などの医療機関については、いわゆる水増し請求もあったということは、新聞紙上で皆

さんが御承知のとおりなんです。それか果たしてうちの国民健康保険にあったかどうか。恐らくなかったということはないと思うんです。そういう面から考えてちょっと説明願えませんか。

- 議長(成田秀益君) 答弁。
- 保険年金課長(原 美助君) 保険者の団体である国民健康保険団体連合会というのがございます。これは市町村の保険者の連合団体でございます。そこで専門のお医者さんとか、各層の委員さんがレセプトを点検していただいております。そして、それが和泉市の国保に返ってきた場合もう1度検討し、間違っておられるものがあった場合、再審査がされます。
- 19番(大谷昌幸君) そこで先ほどの問題にも関連しますが、現在、国民健康保険では、社会保険や共済保険のように初診料だけの負担ではなく、一律に3割負担です。そのとき医療機関が1万円と算定した場合、われわれは3,000円出し、残りの7,000円は国民健康保険連合会に回り、そこを經由して審査委員の手でこちらへ回ってくる。疑義があることは少なくなってくるわけですが、われわれが出したものは返ってきませんわな。医療機関が1万円と算定し、われわれが3,000円出して7,000円の請求がきた。審査委員では、これはちょっと点数から見てもおかしい。恐らく5,000円だ、となっても、われわれが出した3,000円は返ってきません。その点から95%ということも出てくると思うし、今後、そういうことがあった場合にどうするかということです。しかし、いま挙げた金額ならいざ知らず、最近では救急車で行く場合が多い。これは老人が多い。ということは国民健康保険が多いとなってくるから、その点を特に厳しく今後はやっていただきたいと要望しておきます。
- 議長(成田秀益君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
御異議ないものと認めます。よって、議案第38号を原案どおり可決いたしました。

- 議長(成田秀益君) 次に、日程第22「工事請負契約締結について」(幸第二団地11棟建設工事)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議案第39号

##### 工事請負契約締結について

幸第二団地11棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び

財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和58年9月27日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 契約の目的 幸第二団地11棟建設工事
- 2 契約者 和泉市長 池田忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 148,000,000円
- 5 契約の相手方 和泉市旭町37番地の4  
株式会社 竹内建設  
代表取締役 竹内博文
- 6 工期 自 昭和 年 月 日（議決の日）  
至 昭和59年3月31日
- 7 契約保証金 7,400,000円
- 8 保証人 和泉市北田中町219番地  
大高建設株式会社  
代表取締役 奥野喜八郎

#### 議案第39号参考資料

##### 幸第二団地11棟建設工事概要

- 1 工事場所 和泉市幸町123番地ほか
- 2 敷地面積 1,067 $m^2$
- 3 工事種別 新築
- 4 構造及び規模 ・住宅棟：鉄筋コンクリート造地上4階建1棟、住宅16戸、延床面積 1,017 $m^2$   
・附帯工事：ポンプ室受水槽、自転車置場、植樹等

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 改良事業部長（角谷泰夫君） ただいま御上程いただきました議案第39号「工事請負契約締結について」、提案理由及びその内容について御説明申し上げます。10ページでございます。

本件は、御承知のように、環境改善整備事業の一環として住宅建設を行おうとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

幸第二団地11棟建設工事といたしまして、契約金額1億4,800万円、契約の相手方は、和泉市旭町37番地の4 株式会社 竹内建設 代表取締役竹内博文でございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和59年3月31日までといたしております。保証人は、和泉市北田中町219番地 大高建設株式会社 代表取締役奥野喜八郎でございます。

工事概要といたしましては、場所は、和泉市旭町123番地ほかとし、敷地面積1,067㎡、構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建住宅1棟16戸、延べ床面積1,017㎡及び附帯工事一式でございます。これで建設戸数といたしましては、今回の16戸を含めまして1,062戸となり、1,642戸の計画に対して64.7%の進捗となっております。

なお、位置図といたしましては、別冊議案書参考資料1枚目に添付いたしておりますので御参照賜り、よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由並びに内容の説明にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

- 11番(成田秀益君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 5番(田中包治君) 工事の問題というよりも、この工事が御存知のとおり、土地改良法に基づいてやっていますよね。8割補助ということでやってきたわけですが、この間からいろいろと適正就学対策審議会で問題になってるわけですよ。というのは、結局、賃貸住宅ばかりですね。そうすると、資本主義社会ですから、財産がなかったら通りませんわな。その関係上、資産としての代替地はやらずに賃貸ばかり、ここに大きな問題があるんじゃないか。

この間、教育委員会から、幸小の生徒が減ったから区割りをふやせ、ということが出てますが、そうすると、一般法に言う土地改良法の問題も考え直す、政策も変更しないとどうにもならない事態に追い込まれると思うんです。土地や家を持っている人は、だれでも同じですよ。資本主義社会は強い者が勝つんです。土地3分の1、現金3分の1、証券が3分の1というのが生きる道やとはっきりしている。経済学者が言うてるんです。その土地を買取しても、周辺に代替地を与えない。個人住宅を建てない。そうすると、必然的に人口が減っていく。そこらの問題を根本的に考えないと、取り返しがつかない問題になると私は思うんです。政策を変える方策を講じないといかんと思います。多額の経費を投じながら、資本主義社会ですから階級的にいろいろあるんですが、地域住民のそういう問題を解決するために、日本の資本主義社会の原点について考え直さないとけないと思います。

家のない人を入れる、あるいは強制的に買取した金を子供にやって、年寄り土地を離れる

のがいやだから、その人たちだけは賃貸住宅に入る、こういうケースが恐らく起こってるんじゃないかと思います。そこらに大きな問題があると思います。

教育委員会もちょっと小田原評定みたいになってますが、私たち政治家というのは、教育行政には余り関与しないのがたてまえですわ。ただ、不審に思っていたが、教育委員会は合議制ですから、執行機関が介入すべき筋いではない。そこらを十分に考えないと、どうにもならない事態になるんじゃないかと思いますが、個人住宅をどういう方法で処理するかの問題がからんでくると思います。

○ 議長（成田秀益君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 田中議員さんから御指摘をいただいております本件との関連の御質問、非常に基本的な課題として、資本主義社会の原点のお話でむずかしゅうございます。大規模な対象地区を抱えて環境改善を進めていく中で、その手法として、いわゆる土地改良手法ということで過密化した地域内の傾斜地に密集した、長年の差別の根源になっている住宅環境というものの環境を改善していく、それを土地改良の手法でやっていかなければならないというのが環境改善の使命でございます。

御指摘のように、年寄りばかりが残っていくことに対して、活力ある環境改善を考えていかなければならないという命題の中で、地区内における代替地の問題あるいは地区外にまたがる問題、いわゆるどんだん買収をし、除却して道路をつくる、住宅をつくっていく、こういう中で劣悪な環境を改善していくのがねらいでございます。現行の体系の中では、やはり環境改善を土地改良手法でやっていくことを基本にいたしておまして、御提案させていただいております。御指摘にあります、地区内における代替地の問題等もいま、積極的に取り組まさせていただいております。残る3年有余の中で環境改善のおとしをつけていくことが大きな課題でございます。その手法を軸にしなが、これからの代替地の問題を考えていくという局面に立ち至っていることは事実でございます。

そういう中で、賃貸住宅というものも今後、建てていかざるを得ないのが現状でございます。いかにして代替地の対策も織り混ぜていくかが今後の課題であるということを受けとめさせていただき、懸命にそうした問題の対策を立てさせていただいてる実態でございます。議員さんの御指摘も胸にいただきながら、これからの環境改善を進めていかななくてはならないと存じております。

○ 5番（田中包治君） 市長の言葉を聞いておったら、土地改良法に基づいて地区指定してますわな。地区指定内で一番ごたごた言われてるのが学校です。人口の比率でしょう。人が少なくなったから指定外に加算しようという考え方が出てきてます。そうすると、地区指定が誤りであっ

たのか。市長の言われるように、金持ちはどこへ行っても生活ができるから、金を持って出て行け、こういうことですか。いまの論法でいくとそうなるがな。売った人は皆出ていってます、伯太や青葉台にね。そうすると、土地改良法自体に問題が出てくる。資本家だけが減っていくんです。賃貸住宅生活者だけに限定した放り出す政策でっか、そこらに問題があると思います。お前ら出て行ってどこかで暮らせという改良法でっか。そこらをはっきりしてもらわんといかん。

教育委員会でも、私らは言いたいことは別にして、すべての人が仲よくしていくこと。最初から密集地を改良するのはどうしたらいいかという基本的な問題が誤っていたと思う。したがって、このまま推移していくと、だんだん家が余ってくる。そして、土地を売った人が皆出て行ってしまふ。それでは、いろいろな問題を解決することにはならない。これは見解の相違といえればそれまでですが、いかにこの問題が大きいかということです。教育委員会でも、適正就学問題が大きくクローズアップしてます。結局は、茶碗の中をぐるぐる回っただけの論理で終わってますが、どうあるべきか。市の中の政治と同等の権限を持つが、われわれは、余り教育委員会にどうこう言う筋合いではない。はっきりここでやれと言っても無理だろうけれども、来期も出てきたら、そこらをよく考えてもらわないと、この問題が後に大きな尾を引くのではないかという心配をしております。よろしく願いいたします。

- 議長（成田秀益君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長（成田秀益君） 次に、日程第23「市道の路線認定について」（鶴山台49号線）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第40号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和58年9月27日提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な 経過地
鶴山台49号線	272.00	6.00	鶴山台三丁目1番地の 1先(77棟先)	鶴山台三丁目1番地の 1先(67棟先)	

議案第40号及び議案第41号参考資料

道路法(昭和27年法律第180号)抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 略

3 前2項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。

○ 議長(成田秀益君) 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長(逢野一郎君) お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第40号「市道の路線認定について」、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

本路線は、築造当初から市道としての認定可能な構造を持つものでしたが、路線の両側が公団の賃貸住宅であることから団地内道路として位置づけ、住宅・都市整備公団の管理道路として扱ってまいりましたが、最近、一般車両の通行が増加していることに加え、住民からも市管理道路としてほしいという強い要望が出されました。

以上の状況を検討した結果、市道路線に認定することが至当であると判断し、公団側と折衝いたしましたところ、両者合意いたしましたので、道路法の定めにより議会の認定をお願いしようとするものでございます。



次に、その内容でございますが、位置は、鶴山台3丁目1番地の1先(77棟先)を起点とし、同町同番地(67棟先)を終点とする延長272メートル、幅員6メートルでございます。鶴山台49号線と認定をお願いしようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長(成田秀益君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 16番(赤阪和見君) この参考図ですが、この周辺には、どういうふうに市道が走ってるのか。今後は、できたら合わせて出してほしいというのが第1点。

それから、以前聞いたこともあるが、ここに街路灯とかがどれぐらいあって、どういう管理になってるのか、それだけです。

- 議長(成田秀益君) 答弁。
- 建設総務課長(奥村富彦君) お答えいたします。図面につきましては、今後、十分に検討して書かせていただきます。

それから、構造につきましては、本路線につきましては、構造物は何もございません。片側歩道だけです。街路灯その他についてはありません。

以上でございます。

- 議長(成田秀益君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。  
御異議ないものと認めます。よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

○

- 議長(成田秀益君) 次に、日程第24「市道の路線の廃止及び認定について」(北池田1号線並びに北池田1号西線及び北池田1号東線)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議案第41号

市道の録線の廃止及び認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条及び第10条の規定により、次のとおり市道の路線を廃止し、及び認定する。

昭和58年9月27日提出

和泉市長 池田忠雄

1 廃止する路線

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要なる経過地
北池田1号線	2,515.00	4.00 ~ 5.00	池田下町1155番地の1先	室堂町520番地先	

2 認定する路線

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要なる経過地
北池田1号西線	1,550.00	4.00 ~ 5.00	池田下町1155番地の1先	池田下町1916番地の1先	
北池田1号東線	720.00	4.00 ~ 5.00	室堂町170番地の1先	室堂町520番地先	

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（逢野一郎君） ただいま御上程をいただきました議案第41号「市道の路線の廃止及び認定について」、提案の理由並びに内容の説明を申し上げます。

本路線は、府道泉州山手線の築造及び府道泉大津粉河線の拡幅に伴い、府道の管理区分を明確にするため、道路法により現市道北池田1号線を全面廃止し、改めて北池田1号線西線及び北池田1号東線の2路線として認定をお願いしようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、位置は、池田下町1155番地の1先を起点とし、室堂町520番地先を終点とする延長2515メートル、幅員4メートル～5メートルを廃止し、改めて池田下町1155番地の1先を起点とし、同町1916番地の1先を終点とする延長1550メートルを北池田1号西線、室堂町170番地の1先の起点とし、同町520番地先を終点とする延長720メートルを北池田1号東線、いずれも幅員4メートル～5メートルの2路線として認定をお願いしようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 16番（赤阪和見君） ここに泉州山手線がくるのはわかるが、泉州山手線の下をくぐるところの信号までもしくは府道沿い、ここが切れるのはわかるが、この後はどうなるのか。

それと、浄水場のところで切れてますが、ここから先はどうなってるんですか、お願いしたい。

- 議長（成田秀益君） 答弁。
- 建設総務課長（奥村富彦君） お答えいたします。

泉州山手線と交差するところから室堂町の交差点までの間につきましては、府道泉大津粉河線が府の手で拡幅されるということですが、部長から御説明申し上げましたように、府と市との管理区分を明確にするため、この部分について廃止したいと考えております。

浄水場から上につきましては、ただいま道路台帳についていろいろやっているところですが、ここから先は、名称としては、南池田の市道の名称になってございます。

- 議長（成田秀益君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第41号を原案どおり可決いたしました。

- 
- 議長（成田秀益君） 次に、日程第25「財産取得について」（和泉市立光明台南小学校校舎）

を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議案第42号

##### 財産取得について

市立光明台南小学校校舎として次の建物を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和58年9月27日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 1. 場所

和泉市光明台三丁目8番1号

#### 2. 構造及び面積

鉄筋コンクリート3階建 234㎡

#### 3. 取得の方法

随意契約

#### 4. 取得予定価格

30,814,900円

#### 5. 取得の相手方

東京都千代田区九段北一丁目14番6号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社

理事 松下良一  
支社長

- 議長(成田秀益君) 提案理由の説明を願います。
- 教育次長(杉本弘文君) お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第42号「財産取得について」、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本案は、住宅・都市整備公団の建て替え施行により建設し、すでに供用を開始しております市立光明台南小学校の建物を相手方、住宅・都市整備公団との契約により取得するに当たり、議会

の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

内容でございますが、本件の光明台南小学校校舎は、すでに昭和57年3月完成し供用を開始しており、本年度国庫補助金1,466万円の交付を受け、市有財産として取得するものでございます。構造及び面積は、鉄筋コンクリート3階建て、234平米で、普通教室2教室等で、取得予定価格は、3,081万4,900円でございます。

なお、財源内訳といたしましては、国庫補助金1,466万円、起債1,310万円、一般財源305万4,900円でありまして、補助起債相当額以外の一般財源については、昭和62年度より昭和81年度まで年利6.5%、半年賦元利均等払いによって償還するものでございます。

以上で提案の説明を終わります。よろしく御審議いただきまして、御可決いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第42号は原案どおり可決されました。

ここで暫時、休憩いたします。

（午後2時55分休憩）

(午後3時15分再開)

- 議長(成田秀益君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第26「昭和58年度和泉市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議案第43号

昭和58年度和泉市一般会計補正予算(第1号)

昭和58年度和泉市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,358,299千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,702,529千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和58年9月27日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 分担金及び負担金		439,181	82,820	522,001
	2. 負担金	418,696	82,820	501,516
9. 国庫支出金		4,191,947	111,984	4,303,931
	2. 国庫補助金	2,056,579	111,984	2,168,563
10. 府支出金		1,683,393	35,031	1,718,424
	2. 府補助金	1,440,512	34,252	1,474,764
	3. 府委託金	157,786	168	157,954
	4. 府交付金	2,007	611	2,618
12. 寄附金		280,000	2,000	282,000
	1. 寄附金	280,000	2,000	282,000
13. 繰入金		366,199	145,000	511,199
	1. 基金繰入金	366,199	145,000	511,199
14. 諸収入		3,070,984	94,164	3,165,148
	5. 雑入	2,213,934	94,164	2,308,098

15.市	債	1,410,016	887,300	2,297,316
	債	1,410,016	887,300	2,297,316
	歳入合計	25,667,000	1,358,299	27,025,299

2. 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,539,482	13,460	2,552,942
	1. 総務管理費	1,477,951	13,460	1,491,411
3. 民生費		7,203,917	22,456	7,226,373
	1. 社会福祉費	2,932,678	22,456	2,955,134
4. 衛生費		2,538,894	6,417	2,545,311
	4. 上水道費	10,000	6,417	16,417
6. 農林水産業費		239,295	20,092	259,387
	1. 農業費	222,808	20,092	242,900
8. 土木費		4,182,802	87,517	4,270,319
	3. 河川水路費	116,046	24,500	140,546



款	項	補正前の額	補正額	計
	4. 都市計画費	914,530	55,837	970,367
	5. 住宅費	2,381,668	7,180	2,388,848
9. 消防費		634,015	19,972	653,987
	1. 消防費	634,015	19,972	653,987
10. 教育費		2,912,247	1,171,414	4,083,661
	2. 小学校費	1,076,156	655,435	1,731,591
	5. 社会教育費	388,330	455,979	844,309
	6. 保健体育費	55,016	60,000	115,016
11. 災害復旧費		27,033	16,971	44,004
	2. 土木施設災害復旧費		16,971	16,971
歳出	合計	25,667,000	1,358,299	27,025,299

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
光明池土地改良区が、大阪府信用農業協同組合連合会から借入れる大阪府農業近代化資金35,800千円に対し、その元金及び利子、遅延利息に対する損失補償 (鳥池排水路改修工事)			昭和58年度 }	元金 35,800 及びその利子
芦部小学校体育館増改築事業	昭和58年度 } 昭和59年度	92,275	—	—

(単位:千円)

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
老人福祉施設整備事業						8,800	普通貸借又は証券発行	年9.0%以内	府行他 政銀 その	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えること。
都市計画事業	188,300	普通貸借 又は 証券発行	年9.0%以内	府行他 政銀 その	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えること。	188,400	同上	同上	同上	同上
改良住宅建設事業	758,300	同上	同上	同上	同上	754,600	同上	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業 史跡池上尊根遺跡整備事業	200,300	同上	同上	同上	同上	592,400	同上	同上	同上	同上
体育施設整備事業						30,000	同上	同上	同上	同上
計	1,410,016					2,287,316				

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第43号「一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

まず、今回御提案申し上げた補正予算第1号につきましては、補助金等の確定に伴います事業費の補正が主な内容でございます。それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億5,829万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ270億2,529万9,000円とするものでございます。

次に、第2条債務負担行為の補正でございますが、第2表のとおり、芦部小学校体育館増改築事業については、今年度補助の採択を受け、今回、歳入歳出に組み替えのため廃止するものであります。また、今年度光明池土地改良区が鳥池排水路改修工事に伴い、大阪府信用農業協同組合連合会から借り入れる資金の損失補償を追加計上いたしましたものでございます。

次に、第3条地方債の補正でございますが、既定の地方債の追加及び変更でございまして、起債の目的及び限度額等は、第3表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により、歳出予算の方から御説明申し上げます。

まず、総務費でございますが、歩道の設置工事費等1,346万円の追加計上でございます。

次に、民生費でございますが、老人集会所建設事業費2,235万円と、老人保健事業特別会計への繰出金10万6,000円追加計上いたしました。

衛生費につきましては、泉北水道企業団に対する負担金641万7,000円を計上。

また、農林水産業費につきましては、園芸団地整備事業費を初め、市単独土地改良事業補助金等2,009万2,000円を追加計上いたしました。

次に、土木費でございますが、河川水路費として、市内一円の水路改修工事費等2,450万円、都市計画費につきましては、都市公園の計画決定等の見直しの経費を初め、公園、街路、市街地排水路の整備事業費の追加でございまして5,583万7,000円。また、住宅費につきましては、718万円をそれぞれ追加計上いたしましたものでございます。

消防費につきましては、池田出張所増改築事業費及び防災工作車購入費等1,997万2,000円を追加計上いたしました。

次に、教育費でございますが、小学校費といたしまして、校舎の営繕工事費の追加960万円、学校建設費として、南松尾小学校体育館増改築事業費の追加1,500万円、（仮称）光明台北小学校については、敷地造成工事費5,872万円、芦部小学校整備事業費については、今年度の補助採択により債務負担行為からの組み替えで体育館建設工事費等1億1,510万6,000円、ま

た、北池田小学校増築事業費6,542万円、北松尾小学校整備事業費3億9,158万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、社会教育費につきましては、青年の家の備品購入費200万円、また、池上曽根遺跡用地購入費等4億5,397万9,000円を計上いたしましたものでございます。

保健体育費につきましては、(仮称)甲斐田川運動広場に夜間照明設備を設置すべく、6,000万円計上いたしました。

最後に、災害復旧費でございますが、去る7月の豪雨による河川の災害復旧費として、1,697万1,000円を計上いたしましたものでございます。

以上が歳出予算の内容でございます。

続きまして、これら歳出に充当いたします歳入につきまして御説明申し上げます。

分担金及び負担金、国庫支出金、府支出金、寄附金につきましては、それぞれ関係機関の了解を得ているものでございまして、歳出予算の特定財源として計上いたしました。

次に、繰越金として、公共施設整備基金から繰越金1億4,500万円の追加、また諸収入として、過年度収入9,416万4,000円追加計上いたしました。

最後に、地方債ですが、適債事業を勘案いたしまして、8億8,730万円計上いたしましたものでございます。

以上が、今回上程いたしました一般会計補正予算(第1号)の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長退席、副議長着席)

- 副議長(天堀博君) 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。
- 16番(赤阪和見君) 2、3点、順を追ってお聞きしていきたいと思いますが、26ページの寄付金は、どういう名目の寄附金ですか。

それと、歳出の31ページの都市計画総務費中、見直し委託料とは、どういう委託で、どのような内容のものか。

それから、ラブホテル建築審議会委員報酬、この審議会はいつ、どのようなメンバーで発足されているのか。

33ページ、住宅管理費の移転補償費が出ておりますが、多分、唐国の住宅だと思っておりますが、今回、あそこは買取という形になって移転ということだと思っております。今後、一般の市営住宅の建て直し、また、建築について、どのような計画を持っておられるのか。横山にも教員住宅とかありますが、これらも相当古く痛んでおります。そういう点での考え方をお聞かせ願いたい。

それともう1点、ここで各小学校の増築等が出ておりますが、この際、若干、お聞きしたいん

ですが、各小中学校の運動場の1人当たりの面積について、いますぐでなくても結構ですが、今後のこともありますので、書類で出していただけるかどうか。非常に北池田等は狭くて建て増しするところがないといわれる中で、今回、マンションができた、建て売り住宅等もどんどん建っているので、学校を建てるんだと思いますが、そういう点で、小中学校の生徒の十分な運動、また、活動ができる場所があるのかどうか、その点もあわせてわかる範囲でお答え願います。

○ 副議長（天堀博君） 理事者答弁

○ 指導部次長（竹田明朗君） 26ページの寄附金につきまして、お答えいたします。

自治省の方で自治振興のために自治宝くじを発行していますが、その利益金の中から、人が集まるところに対しまして、コミュニティー施設として助成がございまして、200万円そのまま寄附金としていただくわけがございまして。今回、そういうことで青年の家に夏用のテントとかテレビを購入する予定でございまして。

○ 副議長（天堀博君） 次。

○ 建設部次長（中上好美君） 建設部関係で、都市計画の見直しの問題でございまして、現在、都市計画公園としてすでに決定されております。これにつきましては、縮尺が2,500分の1の内容になっておりますが、実際に現場へ入って線引等の明示をする場合、不正確なために問題があるということで、これを500分の1に改めるよう、建設省の都市局長から指示されております。年度につきましても、58年度ないし59年度に実施するよう、ということでございまして、たまたま和泉市の場合は、中央丘陵の新住宅市街地開発法による都市計画決定ということがございまして、それに合わせて今回、見直しの策定をしたいということで、委託料を計上してございまして。さらに、いわゆる一般市営住宅のうち、木造の市営住宅が老朽化していることは、御指摘のとおりでございまして。すでに国庫補助の年限を越えた市営住宅がほとんどでございまして。したがって、これの改築ということは当然、考えなければならぬわけでございまして。現状では、入居者に対するPR等いろんな問題がございまして、率直に申し上げまして、現時点では、改築の計画はございません。しかし、近い将来、議員さんがおっしゃるように、改築する方向で検討せざるを得ないとは考えております。

○ 副議長（天堀博君） 次。

○ 建設総務課長（坂田平之君） ラブホテル審議会委員報酬についての御質問でございまして、ラブホテル審議会につきましては、昨年、制定された条例に基づきまして、本年7月に審議会を発足させていただいております。メンバーといたしましては、和泉市の連合町会長さん、それに和泉市青少年問題協議会会長、それに専門家といたしまして弁護士1名、それに和泉保健所長、それに行政から助役さんに入っただき、5名以内ということでございまして、5名の委員

さんを選任させていただきまして、その報酬でございます。

以上でございます。

○ 副議長(天堀博君) 次。

○ 管理部次長(逢野博之君) 小中学校運動場の児童1人当たりの面積の御質問でございますが、ちょっといま手元に資料がないので、後日、提出したいと思います。

○ 16番(赤阪和見君) コミュニティー助成補助金の寄附ということですが、青年の家には、火災報知器等は設置されたんですか。

○ 指導部次長(竹田明郎君) まだ設置しておりませんが、非常に宿泊もあることですので、緊急に設置しなければいけないと思っております。

○ 16番(赤阪和見君) 非常に建物自体も木造で古いという中で、火災報知器の設置を消防本部から命令が出てますね、57年度にね。それにもかかわらず、設置されていない。(適)マークをもらってまへんな。非常に心配な面もありますので、市長、建て替える方向であると私は解釈しておきますので、その点で59年度に鋭意努力していただきたいと要望しておきます。

それと、都市計画決定の見直し委託料ですが、これは都市公園という、浦田とか、ああいうものが入ってるんですな。全体的なものに1,800万円をかけて、なるほど明示や測量等もするけれども、それはあくまでも民間のものであるということに解釈してよろしいですか。見直ししようとするところは、市が現在、都市公園としてできておる、そういうところは関係ないんですね。新しいところの計画ですね。

○ 建設部次長(中上好美君) それも含めてです。

○ 16番(赤阪和見君) 都市計画全体の見直しということですか。

○ 建設部次長(中上好美君) 今回は、公園の部分だけでございまして、都市計画全体ではございません。

○ 16番(赤阪和見君) 都市計画が打たれた、また、公園という形の中で決定したところがあります。地図をもらえば、グリーンのところですね。そこをいま現在の2,500分の1から500分の1の地図を作成して、こういう決定をしようというわけですね。わかりました。それで、1,800万円という非常に大きな金がかかりますが、今後のことでいろいろ必要であろうと思います。その点では納得するんですが、やはり全体的な今後のながめもさることながら、この前も一般質問で出ておりましたように、現実的な実態の把握の方が早急ではないか。それに相まって今後の計画の見直しが必要ではないか。国から言われたからしょうがないという方向性は、ちょっと私たちは賛同しかねるという意見も持っております。市長初め理事者をお願いしたいんですが、やはり現実を踏まえた中での、現実はどうであるんだ、ということで今後の計画を練ってほしい

と要望しておきます。

それから、市営住宅の件ですが、なるほど唐国住宅で6戸が空き家になってるから、6戸の申し込みがあろうと楽しみに待っていたところが、申し込みが1戸であった。なぜかと聞くと、教員住宅のところは道路ですが、中央丘陵開発の一部という形の中で買収に入られてるということで今回、こちらへ移転を願う、もう1つは、危険建物であるところから移転を願うということです。空き家を待っている人たちから、あそこも空いている、ここも空いてるということをとくさん聞いているわけです。市営住宅を減らすことを今後、計画も何も持たない中ですとすれば非常に残念です。その点の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○ 建設部次長（中上好美君） 議員さんも御承知かと思いますが、唐国の住宅でございますがかつて北松尾当時に建設いたしましたのが、いわゆる被病者の隔離病棟を改良した住宅でして、他の住宅に比べ一番老朽化も進んでます。また、共同便所です。今回、唐国の市営住宅の方に移っていただき、いまの中央丘陵開発との関連もでございますので、それは撤去しようという考え方でございます。

○ 16番（赤阪和見君） しつこく言うのはきらいなんです、横山にありました教員住宅、あれも市営住宅という位置づけでしたね。3戸か4戸、奥の方にあったやつがつぶれました。これも減ってます。今回、また5戸が減になる。その売った土地のお金はどう……。まだ売ってないんですか。

○ 建設部次長（中上好美君） 売ってません。

○ 16番（赤阪和見君） 契約はお済みですか。今後ですか。そういうふうな現状をですから、何らかの形で市営住宅を現状、最大戸数あった分までせめて戻していただきたいと思いますが、その点政策的なことですので、市長か助役さんをお願いしたいんですがね、お願いできますか。余計に建てるとは申しません。あったところまで戻していただきたいということです。

○ 助役（坂口禮之助君） 私からお答え申し上げます。

御質問の趣旨については、十分私たちが理解するところでございます。現に直接の市営住宅として建築いたしましたのは、伯太住宅が最後でございます。それ以後は建ててございません。そうした面もよくわかるんですけれども、一面、市営住宅を建設するとなりますと、土地の確保、また、建築費等かなり高く、相当な経費を投入しなければなりませんので、かねがね申し上げておりましたように、今福一帯に、こういう言い方は何でございますが、公営住宅の一環として府営住宅の誘致に踏み切り、300数十戸建設していただいたわけです。

正直申し上げます、現時点では、新しく市営住宅を建設していく計画は持ってありません。しかし、土地そのものの確保のむずかしさもさることながら、老朽化しております木造住宅、し



かも、国庫補助期限が切れたものがかなりございます。そうしたところを高層化して市営住宅の健全化あるいは戸数をふやすことについて今後、積極的に検討させていただきたい、かように存する次第でございます。

- 16番(赤阪和見君) それぐらいで終わっておきますが、もう1点、意見を言わせてもらいますと、今福の府営住宅にしても第1種でありながら入居率がいい。今回、9月末で締め切りになるのは2戸です。非常にそういう公営住宅の建設を市民が望んでおりますので、ひとつ御配慮をいただきたいと思います。

それと同じような意味合いもありますが、学校の建設の方ですが、今後、民間の建て売り住宅が非常な勢いで和泉市内で土地を物色し、たとえ3軒でも、という形の中でどんどん建ってきている現況です。そうした中で、ダイエーが建てる予定地の市新の跡地にもマンションができるという。これについては、非常に戸数も多いということですので、和気、国府校区にもいろんな問題が出てくると思います。また、北池田校区においてもあれだけ大きなマンションができてきた中で、非常に学校が狭くなってきていますので、すべて鉄筋化ということではいけないという状態です。なるほど、人口3万人を予定している中央丘陵開発とのからみもありますが、この民間の勢いというもの是非常なものだという点を踏まえて、今後の学校施策を立てていただかなければ、これだけの数がきてるから、これだけ建てればいいということではいけないと思いますので、今後の配慮を欠かないように、PTAや父兄の方から文句の出ないように計画を立てていただきたい。先ほどお願いした資料を後でもらに行きます。終わります。

- 副議長(天堀博君) 他に。
- 9番(直村静二君) 簡単に2、3点ほど質問します。

32ページの泉大津阪本線街路整備事業費、物件補償費だと思うんですが、これで何件いくのか、どの辺までいけるんか、その点をお答え願いたいのと、33ページの教育費の小学校管理費の中で、学校管理者はだれか、ということで、特に校長さんではないかと思いますが、この幸小の学校管理者という点での責任は、中割っていくと、教育長はよく聞いてほしいんですが、昨日、取り上げたワッペンの問題ですが、これは直ちに実態を見てもらってるとは思いますが、これは伝聞で確認できませんが、校長さんに対して、差別校区ということを確認せよ、と迫ってるということについて、これは一体どうなっておるのか、そういうことがあるのか、ひとつお答え願いたいと思います。

- 副議長(天堀博君) 答弁。
- 建設部次長(中上好美君) 泉大津阪本線の御質問にお答えいたします。

予算書に書いておりますように、今回、1,757万6,000円の補正をしたことですが、この

件は、事業決定しております場所が今回、地元の皆さんの御協力により物件を購入することができることになったわけでございます。当初予算では、ここに計上してある額のみで取得するということで今回、計上させていただいたということでございます。

- 副議長（天堀博君） 次。
- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

御賢察のとおり、学校の運営につきましては、教育課程全般を含めまして、すべて校長の権限でございます。御指摘のワッペンを持つての差別校区云々については、どんな見解を持ってやられてるのか、責任ある人、あるいは学校現場の実態等を一応、調査いたしまして、その見解を明らかにしなければならない、かように考えるものでございますので、その点、御理解いただきたいと存じます。

- 9番（直村静二君） これから調査するといっても、昨日言うてるんですから、あれは生徒さんがつけてるんです。そうすると、これは校区問題などは、やはり生徒、子供のための教育水準の向上でございますが、校区編成に関することは大人、父兄の役目、仕事ですね。それを子供さんにつけてるということ、また、伝聞ですが、校長さんにそれを迫ってるということは、私は早く対策をとっていただかないといけません。校長さんは、決して差別校区だと認定はしないだろうと思っておりますけれども、もし仮定の問題としてされた場合、これは教育長が知らなかったということはいけないし、私は前もって言うてるんですから、そういうことをきちんとやってもらわんといかん。その対応がおそいわけです。何回も平行線ですが、重大な問題であり大事なことで、教育委員会もきちんとした態度を早急にやっていただきたい。のんびりだりではぐあい悪い。直ちに調査していただきたい。

- 教育長（葛城宗一君） 早速実態調査し、善処いたします。
- 副議長（天堀博君） 他に。
- 5番（田中包治君） ちょっと私、不思議に思ってるんですが、補正予算の提出のあり方ですが、6月にプラスアルファを出してますね。にわかにか決まったんだからと思っておりましたが、今回も出ていない。そうすると、金さえあれば、予算は出さなくてもいいということなのか。いわゆる条例改正をしますわね、給与をね。そうすると、当初にその金額を織り込んでおって出さないのか、ちょっと聞きたいんです。

- 副議長（天堀博君） 答弁。
- 市長公室次長（神藤恒次君） お答えいたします。

確かに6月の時点で夏季一時金プラスアルファを支給したことは事実でございますが、そのときに本来、補正すべき筋合いという認識はいたしておりますが、当市の場合例年、給与の人動も

ありますので、年度の後半に一括して補正を計上させていただくという経過ができましたので、今年度につきましても、そういう取り扱いをさせていただいた次第でございますので、御理解いただきたいと思います。

- 5番(田中包治君) これは非常に重要な問題やと思うんです。前の話は知りませんが、条例で金を出さない、1,000人か1,500人か知りませんがね。そして、金を出してるのに補正予算が出てこないということは、最初の当初予算に入ってるんですか。たてまえからいって、どこ会社や社会でも、ちゃんと条例やらが決まって、合わせて補正予算を出すのと違うんですか。理事者の怠慢でしょう、はっきりしてください。
- 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げますが、御指摘の点十分踏まえまして、予算を編成する当局といたしましても、そういった趣旨に沿って編成すべきであるということでいろいろ検討もしているわけですが、現時点におきましては、一応、既定経費の枠内での執行させていただきたいということで、本日までまいっておりますので、今後は、十分研究を重ねてまいりたいと思いますので、御了承を賜りたいと存じます。
- 5番(田中包治君) 既定経費の中で補えるとなると、当初の一般会計の予算は間違いだったということですか。
- 財務部長(麻生和義君) そういった意味で申し上げてるわけではございませんが、まだ後3月の期末勤勉手当等の支給の予算がございます。そういった時期までの適当な機会に補正予算を計上させていただきたいという趣旨で今日まで至っているのが実態でございます。御了承願いたいと思います。
- 5番(田中包治君) おかしいと違いますか。金があるんだから出しました。来年6月の締めくくりのときに出すね、そんなもんじゃないでしょう。大体、条例で支出を決めている以上、平行して予算案を出すのが常識でしょう。どこ会社でもそんなあほなことはいまへんぜ。議会には何でも出したらええんや、という話でやってると違いますか。
- 財務部長(麻生和義君) 決してそういうつもりで予算執行をしているわけではございませんが、先ほど申し上げましたように、現在の予算の枠内での執行ということで、できるだけ早い議会で予算措置をさせていただき、御審議、御議決を賜るといふ趣旨で今日までまいっているということでございます。
- 5番(田中包治君) それやったら、歳入の見込みがないということですか。歳入の見込みがないから提案しないということでしょう。
- 財務部長(麻生和義君) 今後、十分検討いたしまして、御指摘の御趣旨を踏まえ、適正な予算編成に努力いたしたいと存じます。そういった財源等についても別途、予算計上しておりませ

んが、適正な補正予算を早い機会に計上、御審議を賜りたいと思っておりますので、御了承をお願いしたいと存じます。

- 5番(田中包治君) はっきり言うたら、予算の金はないが、言われたから出す、こういうことですか。それでは、今後の執行について余りにも出たら目やないの。金がないから出さないんでしょ。6月に出さなくて、今回も出してないということは、金がないということでしょう。
- 助役(坂口禮之助君) 私からお答え申し上げます。

田中議員さんがおっしゃるのが正しい理論でございます。地方自治法上でも、歳出を伴う条例等を提案する場合には、合わせて予算も同時に提案しなさい、という趣旨でございます。この点につきましては、ここ数年来の慣習で今年もそのまま同じ手法をとらせていただいたということで、非常に理屈の上から言っても申しわけないことでございます。今後はそうしたことの無いように、必ず条例並びにそれに伴う歳出予算を同時に上程していく、この基本線を厳守してまいりたいと存じております。今回、従来慣習に従ったことにつきまして申しわけないと思存しますが、今後、これを改めて同時提案をするように、財政当局も含め、厳重にそういったことを守ってまいりたいと思存しますので、御理解を賜りたいと思存じます。

- 5番(田中包治君) 了解いたしますが、私たち議会にしろ、法的機関としてのあるべき立場でなくてはならない。それを外しては困るということでしょう。それだけのことです。
- 副議長(天堀博君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

- 
- 副議長(天堀博君) 次に、日程第27「昭和58年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)」と日程第28「昭和58年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議案第44号

昭和58年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)

昭和58年度和泉市の老人保健事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,376千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,374,268千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和58年9月27日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		217,155	106	217,261
	1. 一般会計繰入金	217,155	106	217,261
5. 繰越金			28,270	28,270
	1. 繰越金		28,270	28,270
歳入	合計	4,345,892	28,376	4,374,268

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 諸支出金			28,376	28,376
	1. 償還金		28,376	28,376
歳出	合計	4,345,892	28,376	4,374,268

議案第 45 号

昭和 58 年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

昭和 58 年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 730,350 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

昭和 58 年 9 月 27 日提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		33,303	9,000	42,303
	1. 負担金	33,303	9,000	42,303
5. 繰入金		343,787	7,500	351,287
	1. 一般会計繰入金	343,787	7,500	351,287
6. 市債		246,600	10,500	257,100
	1. 市債	246,600	10,500	257,100
歳入	合計	703,850	27,000	730,850

2. 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		585,644	27,000	612,644
	1. 下水道総務費	475,830	4,000	479,830
	2. 下水道整備費	109,814	23,000	132,814
歳出	合計	703,850	27,000	730,850



第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後						
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水道 整備事業	246,600	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府 行 他 政 銀 所 府 行 他	30年以内(内据置5 年以内)ただし、市財 政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還 又は低利に借換えする ことができる。	257,100	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府 行 他 政 銀 所 府 行 他	30年以内(内据置5 年以内)ただし、市財 政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還 又は低利に借換えする ことができる。

- 副議長（天堀博君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま一括御上程いただきました「老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」について、内容の御説明を申し上げます。

昭和57年度の老人医療の受診率が当初の予想を下回ったことにより、すでに支払基金等から本会計に交付された交付金等が収入超過となり今回、この相当額を支払基金等に償還いたすこととなり、補正の必要が生じたものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,837万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,426万8,000円といたすものでございまして、この歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び金額は、第1表のとおり定めるものでございます。

続きまして、事項別明細により、歳出から御説明申し上げます。

まず、諸支出金につきましては、収入超過に対する償還金でございます。

次に、この歳出予算に充当いたすべく歳入予算について御説明申し上げます。42ページの繰入金から御説明申し上げます。

これは一般会計からの繰入金で、106,000円を追加計上いたしましたものでございます。

続いて、繰越金でございます。これは昭和57年度の繰越金2,827万円でございます。これらにより歳入予算の総額は、2,837万6,000円の補正予算と相なる次第でございます。

以上、簡単ではございますが、老人保健事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、議案第45号「公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、内容の御説明を申し上げたいと存じます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ2,700万円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,035万円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございますが、限度額の変更でございます、「第2表 地方債の補正」のとおりでございます。

続きまして、内容について御説明申し上げます。

まず、本市の下水道事業の計画を見直すべく調査委託料の追加を初め、小田第2幹線等の事業費の補正をございまして、総額2,700万円の追加計上と相なる次第でございます。

歳入予算につきましては、負担金900万円、地方債1,050万円並びに一般会計からの繰入金をもって措置いたしましたものでございます。

以上が、今回、上程いたしました公共下水道事業特別会計補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願いいたします。

- 副議長（天堀博君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 9番（直村静二君） いまの説明を聞いてますと、特別会計を組んだけれども、それほど使わなかったという説明ですが、病院の方にお聞きしたいが、70歳以上の方が入院されて、そして、担当医師が「あなたは手術せないかん。だから、この特別の部屋にお入りなさい」、そして入ったところが5,000円ということです。そこで3、4日検査、その他どないするんか知りませんが、請求書がきてびっくりする。さらに、まだおってもらわんといかんとなっても、そういうものは、この老人保健特別会計には一切計上されてこない。本人さんがお金がないということになると、病院側として対処するには、やはり長期の分割でいくとなると、「お金が取れないから差額ベッドのないところへいかせよう」となる。これでは本当にお年寄りのためになる老人保健法ではないと思います。その辺は、医師だってそうしていかないかん場合かありますけれども、すぐ替えてしまうというのはどうか。医は仁術やから、サービスの計算がなるようなことは避けてもらいたい。このことは、特に意見として申し上げます。いずれこの病院会計についてはもう少しメスを入れていきたいと思うが、この予算では何かどうにもならん、別のところでお金が払える実態があって不公平じゃなかろうかと心外しておりますので、担当者は、十分気をつけてやってもらいたいと思います。

- 副議長（天堀博君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認めます。よって、議案第44号及び45号は原案どおり可決いたしました。  
（副議長退席、議長着席）

- 
- 議長（成田秀益君） 次に、日程第29「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。議案を朗読させます。  
（市会事務局長朗読）

#### 議案第46号

##### 固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任するについて、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

昭和58年9月27日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所  
氏 名  
生年月日  
職 業

議案第46号参考資料

〔I〕 地方税法(昭和25年法律第226号)抜粋

第423条 固定資産課税台帳に登録された事項(土地登記簿又は建物登記簿に登録された事項を除く。)に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は、3人とする。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民で、市町村税の納税義務がある者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4、5 略

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。

7～10 略

〔II〕 前任者の任期満了日

氏 名	任期満了日
藤原利一	昭和58年10月21日

議案第46号参考資料

固定資産評価審査委員会委員に選任する者の経歴等

氏 名 藤原利一

住 所 和泉市和田町202-1

生年月日 明治40年12月8日

職 業 繊維業

主な経歴 昭和37年 和田町会長

昭和39年 和泉市議会議員

昭和48年 和泉市議会厚生文教委員会委員長に就任  
昭和50年 和泉市議会総務委員会委員長に就任  
昭和51年 和泉市監査委員に就任  
昭和53年 和泉市議会副議長に就任  
昭和55年 和泉市固定資産評価審査委員会委員に就任（現在に至る。）  
昭和58年 和田町老人クラブ会長（現在に至る。）

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第46号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、提案理由を御説明申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員として御尽力を賜っております藤原利一氏は、来る10月21日をもって任期満了と相なります。これに伴い後任の人選を進めてまいりましたが、藤原利一氏は、昭和55年10月23日に選任されて以来、豊富な知識、経験と円満なお人柄をもってその職責を全うされておりますので、引き続き固定資産評価審査委員会委員として、ここに議会の皆様方の御同意をお願い申し上げる次第でございます。

なお、藤原利一氏は、住所は和泉市和田町202-1、生年月日は明治40年12月8日生まれ、職業は、繊維業でございます。

また、経歴等につきましては、市議会副議長等も歴任させていただいております。何とぞ藤原利一氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することに御同意をいただきたくお願い申し上げます。提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

- 議長（成田秀益君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認め、議案第46号を原案どおり同意することに決めます。

---

ここで、本来なら藤原利一氏よりあいさつを申し上げるべきははずのところでございますが、御用のためどうしても本席で御礼を申し上げることができないとの申し出がありましたので、皆様方によりしくお伝え願いたいとのことでございますので、何とぞよろしく御了承賜りたいと存じます。

- 
- 議長（成田秀益君） 次に、日程第30『北池田小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願』を議題といたします。

請願を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

## 請願第1号

### 北池田小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願

#### 紹介議員

#### 和泉市議会議員

藤原 要馬

奥村 圭一郎

田中 包治

仁井 明

原 重樹

赤阪 和見

竹内 修一

### 北池田小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願

働く母親が増えつつある今日、学校の放課後「カギッ子」と呼ばれる子供達に暖かい手をさしのべることは子供達の安全、非行化防止の面だけでなく、教育的配慮の点からも絶対に不可欠の問題です。

本校区は最近建売住宅等が増加し、保育を必要とする家庭が増えつつある中で、私達の多くは心配しながら子供を「カギッ子」にして働いています。

和泉市では18小学校区中、10ヶ所の学童保育所がすでに設置されている中で、北池田小学校区には、未だ設置されておられません。

去年8月3日、和泉市教育委員会に408名の署名を添え「58年度には開設を」との要望書もすでに提出しています。

市当局におかれましては、本請願の主旨をご理解賜わり下記事項を早急に実施されるようここに請願いたします。

#### 記

1. 昭和59年度から、北池田小学校区に「留守家庭児童会」を開設し、始業式より入会できるようにして下さい。
2. そのための予算措置をして下さい。

昭和58年9月28日提出

代表 和泉市室堂町60-78

谷 兼 子

他37名

和泉市議会議長

成 田 秀 益 殿

- 議長（成田秀益君） 請願の趣旨説明を願います。
- 16番（赤阪和見君） ただいま局長朗読のとおりでございますが、特に建て売り住宅等民間デベロッパーの進出も激しく、校区に留守家庭児童会の設置を要望するものであります。議員皆様方の御賛同をよろしく願います。
- 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件につきましては、十分調査、検討の必要があると思っておりますので、所管の厚生文教委員会に付託し、閉会後も審査をお願いしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認め、本件を厚生文教委員会に付託することに決めます。委員の皆様にはまことに御苦労でございますが、よろしく御審査をお願いいたします。

- 
- 議長（成田秀益君） 次に、日程第31「織機登録制の存続に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

意見第1号

#### 織機登録制の存続に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和58年9月28日

提 出 者

和泉市議会議員

貝 淵 博 治

仁 井 明

赤 阪 和 見

田 中 包 治

藤 原 要 馬

松 尾 孝 明

奥 村 圭一郎

勝 部 津喜枝

和泉市議会議長

成 田 秀 益 殿

織機登録制の存続に関する意見書

中小零細企業である織物業界は、その構造的不況状況の克服と企業の零細過多性による過当競争を排し、安定した経営を維持するため、中小企業団体の組織に関する法律（団体法）に基づき工業組合を組織し、同法の定めるところにより織機登録制を適正に実施し、織物業の基盤としておりますが、産構審・織工審の「新しい繊維産業のあり方」を検討する場において、学識経験者・通商産業省の連携のもとで織機登録制の廃止が行われようとしております。

これが実施されると、

1. 各業者がバラバラの状態となり、産地組合の組織の維持が困難となり組織が崩壊し、従来組合の実施している金融等の安定事業はもとより構造改善事業の実施も不可能となる。
2. 業者間の過当競争がはげしくなり、生業的中小零細企業が倒産し地域経済に一大混乱が発生し、家族労働、高年齢およびパート従業員の解雇等、失業問題が発生し、社会問題化する。
3. 大資本によるレピア・グリッパー・ジェット式等の革新織機の大増設がおこなわれ、中小零細企業者は危機に瀕する。
4. 織物業者は組合金融および他の金融機関に担保物件として登録された織機を利用しているものが多いが、若し廃止された場合は担保価値がなくなり、金融上大混乱が生ずる。

という大きな問題が発生します。

このようなことから、織機の登録制は織物業界にとって絶対必要であり、産地織物組合並びに中央団体は、それぞれの総会においてその存続を業界の組織をあげて守り抜くことを決議しております。



よって政府は、現行の織機登録制を存続し、中小零細企業の安定経営維持を図るよう強く要望  
します。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和58年9月28日

大阪府和泉市議会

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明をお願いします。
- 28番（貝淵博治君） ただいま局長の朗読どおりでございますので、よろしく願いいたし  
ます。
- 議長（成田秀益君） 本意見書について質疑、御意見ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本意見書を原案どおり提出するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認めます。よって、意見第1号を原案どおり提出することに決しました。

○

- 議長（成田秀益君） 次に、日程第32「健康保険給付引き下げ等、医療保険制度の抜本的改  
悪に反対する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

意見第2号

健康保険給付引き下げ等、医療保険制度の抜本的改悪に反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和58年9月28日

提 出 者

和泉市議会議員

若 浜 記久男

仁 井 明

奥 村 圭一郎

穴 瀬 克 己

勝 部 津喜枝

出 原 平 男

田 中 包 治

竹 内 修 一

和泉市議会議長

成 田 秀 益 殿

健康保険給付引き下げ等、医療保険制度の抜本的改悪に反対する意見書

厚生省は去る8月昭和59年度の予算概算要求にあたって健康保険の本人給付10割を8割に引き下げることを中心に給食費の一部負担、風邪薬、ビタミン剤、漢方薬等を保険から除外する等医療保険制度の抜本的な構想を明らかにした。

マイナス・シーリング予算編成の中で厚生省当局が総医療費の抑制に苦慮しているとはいえ、このような給付率の一挙引き下げ等は福祉水準を切り下げ弱い立場の患者に余りにも大きな負担を転嫁し国民の医療を受ける権利を大巾に制限するものである。

しかも今回の構想は健康保険制度の歴史を通じて維持されてきた大原則を崩すものであり昭和55年当時の健康保険法改正の際に検討された、入院9割、外来8割をさらに上まわる改悪内容というべきである。

医療費の抑制については予防重視による早期発見、早期治療医療支払い方式の改革などが必要であり、今回の構想のように即効的な経費節減策にのみ頼るべきでなく予防治療、リハビリテーション等一貫した医療本来のあり方にそった根本的対策を講ずべきである。よって政府厚生省は健康保険の給付引き下げ等医療保険制度の抜本的改悪構想を撤回するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和58年9月28日

大阪府和泉市市議会

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 5番（田中包治君） 提出者を代表いたしまして、簡単に提案理由の説明をしたいと思います。御存知のとおり、行政改革の一環として、福祉行政の切り捨てが叫ばれております。その中の健康保険給付の引き下げと医療保険制度の根本的改悪に反対する意見書をいま、読み上げたとおりでございますので、よろしく皆様方の御賛同をお願いして、提案理由の説明といたします。
- 議長（成田秀益君） 本意見書について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本意見書を原案どおり提出するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、意見第2号を原案どおり提出することに決します。

○

- 議長(成田秀益君) ここで暫時休憩いたします。恐れ入りますが、それまでちょっとお待ち願いたいと思います。

(午後4時15分休憩)

○

(午後4時17分再開)

- 副議長(天堀博君) 大変お待たせいたしました。休憩前に引き続きまして会議を開きます。ただいま成田議長から辞職願が提出されました。何分不慣れでございますので、議事運営に御協力賜りますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。「議長辞職許可について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、「議長辞職許可について」を日程に追加することに決します。

- 副議長(天堀博君) それでは、「議長辞職許可について」を議題に供します。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議会議案第4号

##### 議長辞職許可について

本市議会議長 成田秀益氏から、昭和58年9月28日づけで、辞職いたしたき旨の願出があったので、本議会はこれを許可するものとする。

昭和58年9月28日提出

和泉市議会副議長 天堀博

- 副議長(天堀博君) ただいま朗読どおり、成田秀益氏の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、成田秀益氏の議長辞職を許可することに決しました。

この際、成田前議長のごあいさつを願います。

(成田議長退任あいさつ)

- 11番(成田秀益君) 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

昨年、私に議長という重要な職責を議員皆様から選任いただきまして、今日まで何とか無事にその職責を勤めさせていただきましたが、これも皆様方の絶大なる御支援と御協力によるものと深く感謝しております次第でございます。本日、ただいまから皆様方と同じ1議員といたしまして、市政発展並びに議会運営等につきましても御協力させていただきたいと存じますので、よろしく御指導、御鞭撻のほどをお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

- 副議長(天堀博君) 御丁寧なるごあいさつ、まことにありがとうございました。成田前議長さんにはこの1年間、本当に御苦労さんでございました。

- 副議長(天堀博君) それでは、この際、お諮りいたします。「議長選挙について」を日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、「議長選挙について」を日程に追加いたします。

議案書を配付させます。

(議案書配付)

「議長選挙について」を議題に供します。議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

選挙第2号

#### 議長選挙について

本市議会議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行うものとする。

昭和58年9月28日

和泉市議会副議長 天堀博

- 副議長(天堀博君) お諮りいたします。議長選挙をいかが取り計らいましょうか。御意見を

お伺いいたします。

- 9番(直村静二君) 議案の審議が全部終了しましたし、議長さんの選任ということですから、この際、ひとついろいろと各議員さんは調整もあろうかと思っておりますので、今日は一応終わっていただき、役員選挙については、改めて休会後の11日の時点で、議長をしたい方はお名前を届けるということで出発していただけたらどうか、かように思いますので、お諮りいただきたいと思っております。

- 副議長(天堀博君) 他に御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。ただいま直村議員から御提案のありましたように本日はこれにて散会し、10月11日に再びお集まりいただき、御協議をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、明日から10月10日までを休会といたします。

なお、10月11日は本会議を開きますので、定刻御参集を賜りますようお願いいたします。長時間、まことにありがとうございました。

(4時27分散会)



最 終 日





昭和58年10月15日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 若 浜 記久男 君  | 17番 橋 本 佳 行 君 |
| 2番 竹 内 修 一 君  | 18番 松 尾 孝 明 君 |
| 5番 田 中 包 治 君  | 19番 大 谷 昌 幸 君 |
| 6番 三 井 正 光 君  | 20番 出 原 平 男 君 |
| 7番 勝 部 津喜枝 君  | 21番 池 辺 秀 夫 君 |
| 8番 原 重 樹 君    | 22番 飯 坂 楠 次 君 |
| 9番 直 村 静 二 君  | 23番 田 中 昭 一 君 |
| 10番 天 堀 博 君   | 25番 奥 村 圭一郎 君 |
| 11番 成 田 秀 益 君 | 26番 仁 井 明 君   |
| 13番 並 河 道 雄 君 | 27番 柳 瀬 美 樹 君 |
| 15番 穴 瀬 克 己 君 | 28番 貝 淵 博 治 君 |
| 16番 赤 阪 和 見 君 | 29番 藤 原 要 馬 君 |

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	市 民 部 長	富 田 宏 之
助 役	坂 口 禮 之 助	市 民 部 次 長 兼 所 長	中 川 鉄 也
収 入 役	中 塚 白	福 祉 事 務 部 長	広 岡 史 郎
参 与 兼 市 長 公 室 長 取 扱	西 川 喜 久	産 業 衛 生 部 長	吉 田 種 義
事 務 取 扱	平 野 誠 威	産 業 衛 生 部 次 長	青 木 孝 之
市 長 公 室 理 事 取 扱	神 藤 恒 治	産 業 衛 生 部 次 長 兼 衛 生 課 長 事 務 取 扱	堀 宏 行
市 長 公 室 次 長	白 樫 通 有	建 設 部 長	逢 野 一 郎
人 事 課 長	井 阪 和 充	建 設 部 理 事	福 田 隆 行
秘 書 広 報 課 長	麻 生 和 義	建 設 部 次 長	中 上 好 美
財 務 部 長	大 塚 孝 之	都 市 整 備 部 長	浅 井 隆 介
財 務 部 次 長 兼 政 課 長 事 務 取 扱	橋 本 昭 夫	都 市 整 備 部 次 長	萩 本 啓 介
同 和 对 策 部 長	生 田 稔	改 良 事 業 部 長	角 谷 泰 夫
同 和 对 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱	向 井 洋	改 良 事 業 部 次 長	前 田 守 正
同 和 对 策 部 次 長 兼 総 合 調 整 課 長 事 務 取 扱			

職 名	氏 名	職 名	氏 名
改良事業部次長	笠木恒忠	教育委員長	堀内由延
改良事業部次長	高三一行	教 育 長	葛城宗一
病 院 長	竹林 淳	教 育 次 長	杉本弘文
病院事務局長	藤原光夫	管理部次長	逢野博之
病院事務局次長	吉田日出男	指 導 部 長	藤原勝次
水 道 部 長	田中 稔	指 導 部 次 長	竹田明郎
水道部次長兼 総務課長事務取扱	岩井益一	指 導 部 次 長	明坂貞士
会 計 課 長	赤田 備信	選挙管理委員会委員長	高橋正道
消 防 長 兼 消防署長事務取扱	松村吉堯	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消防本部次長兼 消防課長事務取扱	高 官 武 男	監 査 委 員	久光喜多男
消防本部次長兼 消防課長事務取扱	一ノ瀬喜広	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
総務課長事務取扱 用地担当理事	内 田 繁	農業委員会会長	坂上國治
土地開発公社事務局長 用地担当参事・土地開 発公社事務局次長	中 辻 寿 夫	農業委員会事務局長	信田種行

備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長 吉 岡 昭 男  
 次 長 北 野 敦 夫  
 主 幹 西 井 正  
 議 事 係 長 大 中 保  
 議 事 係 佐土谷 茂 一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和58年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月15日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	選挙第2号	議長選挙について	別紙

昭和58年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月15日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議会議案第5号	副議長辞職許可について	別紙
2	選挙第3号	副議長選挙について	"
3	議会議案第6号	常任委員会委員の辞任について	"
4	議会議案第7号	議会運営委員会委員の辞任について	"
5	議会議案第8号	特別委員会委員の辞任について	"
6	議会議案第9号	常任委員会委員の選任について	"
7	議会議案第10号	議会運営委員会委員の選任について	"
8	議会議案第11号	特別委員会委員の選任について	"
9	議会議案第12号	決算審査特別委員会委員の選任について	"
10	選挙第4号	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	"
11	選挙第5号	泉北水道企業団議会議員の選挙について	"

(午前10時17分開議)

- 副議長(天堀博君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には連日、何かとお忙しいところ御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されておる議員さんは23名でございます。欠席並びに遅刻の届け出ある議員さんはございません。他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われま。現在、23名御出席でございます。

- 副議長(天堀博君) ただいま報告のとおり、出席議員数23名をもちまして議会が成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 
- 副議長(天堀博君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配布してあるとおりでありますので、よろしく御了承賜りたいと存じます。

それでは、日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

本件につきましては、去る11日から今日まで、再三代表者会議をお願いして種々調整、御協議を申し上げ、私も微力ながら懸命に努力をさせていただきましたが、はなはだ遺憾ながら、本日土曜日にもかかわらず、会議を開かなくてはならない結果となりましたことを、まずもっておわびをいたします。したがって、会期も本日1日となりましたので、皆さんに議会運営に格段の御協力のほどをお願い申し上げます。

そこで、お諮りいたします。議長選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

- 28番(貝淵博治君) 当初、調整までに3人とか4人とか議長候補に立ったわけですが、現在の成り行きはどうなってるのかわからないんですが、私の受け取り方では、大体しほったように思うんです。しほってあるんなら、選挙なしに推薦の方がスムーズでなかろうかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 副議長(天堀博君) 先ほどの代表者会議で御報告させていただきましたとおりでございますけれども、4名の方が最終まで立候補されておりました。昨日の夕方、直村議員さんの方から辞退の届け出が私の方へございました。残り3名の池辺議員さん、竹内議員さん、田中包治議員さんにつきましては、いずれの方も、私の方には辞退の届け出その他ございません。それによりまして、そのことは代表者会議で御報告させていただいたとおりでございますので、これによって選挙ということにならざるを得ないと判断させていただきました。よって、今日の10時までと

いうことをお願いしておりましたので、一応、代表者会議にもお諮りしたとおりでございますので、再度、お諮りしたいと思います。議長選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、これより議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は24名でございます。

お諮りいたします。開票立会人を17番 橋本佳行君、18番 松尾孝明君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、橋本佳行君と松尾孝明君の2名をお願いいたします。

それでは、投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れはなしと認めます。

投票に際し昨年同様、三井議員さんは病気のため筆記が困難かと存じますので、事務局職員の代筆を御承願したいと思います。いかがでございますか。

(「了解」と呼ぶ者あり)

了解されたものと認めます。

それでは、投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。所定の用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じて順次、投票用紙投票を願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。橋本佳行君、松尾孝明君に立ち会いをお願いいたします。

(開票)

それでは、開票の結果を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

投票総数24票、これは出席議員数と合致しております。内訳は、有効投票20票、白票4票、有効投票中、池辺秀夫議員さん20票でございます。したがって、池辺秀夫議員さんが最高得票者でございます。

以上のとおり報告いたします。

- 副議長(天堀博君) ただいまの報告どおりでございます。この選挙の法定得票数は5票であります。よって、池辺秀夫君が議長に当選されました。

以上で議長の選挙は終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

ただいま議長に当選されました池辺秀夫君が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

- 
- 副議長(天堀博君) それでは、議長のあいさつをお願いいたします。

(議長就任あいさつ)

- 議長(池辺秀夫君) 一言、御礼のお言葉を申し述べたいと存じます。

議員の皆様には本当に連日、まことに御苦労さんでございます。本議会の役選に際しましては、不肖私、議員皆様方の心温まる、友情あふるる御厚情と限りなき御支援を賜りまして、議長の要職に就かせていただきましたことは、身に余る光栄と存じ、深く厚く衷心より感謝、御礼を申し上げる次第でございます。

この上は、円満かつ和気あいあいのうちに皆さん方の御意見を尊重し、また、公平、公正に皆様方の御支持、御協力を賜りまして、議会運営をスムーズに進行でき得ますよう、心を込めて努力いたしたい考えでございます。また、理事者との連携も密にいたしまして、和泉市発展のために、かつ、市民サービスの向上に一層の御支援、御協力を賜りまして邁進いたしたい決意でございます。今後ともどうぞよろしく限りなき御支援、御支持を賜らんことをひとえにお願いいたします。

はなはだ簡単粗辞ではございますが、御礼のごあいさつといたします。本当にありがとうございました。(拍手)

---

- 副議長(天堀博君) 以上で私の任務が終わりました。何分不慣れなため、皆様方に大変御迷惑をおかけいたしました。皆様方の御協力によりまして、無事職務を終わらせていただきましたことを心より厚く御礼申し上げます。

それでは、新議長に申し送ります。どうもありがとうございました。(拍手)

(副議長退席、議長着席)

- 議長(池辺秀夫君) それでは、ここで暫時休憩いたします。恐縮ですが、自席でお願いいたします。

(午前10時38分休憩)

---

(午前10時41分再開)

- 議長(池辺秀夫君) お待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

お話しいたします。ただいま副議長より辞職願の提出がありましたので、「副議長辞職許可について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、本件を日程に追加いたします。

それでは、「副議長辞職許可について」を議題に供します。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議会議案第5号

#### 副議長辞職許可について

本市議会副議長天堀博氏から昭和58年10月15日づけで辞職いたしたき旨の願出があったので、本議会はこれを許可するものとする。

昭和58年10月15日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

- 議長(池辺秀夫君) お話しいたします。ただいま朗読どおり、天堀副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、天堀博君の副議長の辞職を許可することに決しました。

---

○ 議長（池辺秀夫君） ここで副議長を辞職されました天堀博君よりごあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

（副議長退任あいさつ）

○ 10番（天堀博君） 不行き届きな副議長を1年間務めさせていただきましたが、何分にも不慣れでございまして、この議長選挙等にも、皆様方に御迷惑をおかけしましたことを、改めて深くおわび申し上げます。この1年間、皆様方の御協力をいただきまして無事、務めさせていただきましたことを厚く御礼申し上げます。はなはだ簡単でございますけれども、御礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○ 議長（池辺秀夫君） 天堀前副議長さんには、長らく御苦勞様でございました。本席から厚く御礼申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） この際、お諮りいたします。「副議長選挙について」を日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、「副議長選挙について」を日程に追加いたします。

それでは、「副議長選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

### 選挙第3号

#### 副議長選挙について

本市議会副議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行うものとする。

昭和58年10月15日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

○ 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。副議長選挙をいかがいたしましょうか、御意見をお伺いいたします。

○ 9番（直村静二君） 若干、休憩をとっていただきまして、そして、また入るといふ形をお願いしたいと思います。今日は土曜日ですので、速やかに行うよう希望もしております。

○ 議長（池辺秀夫君） 他にございませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

別にならないようにございますので、ここで暫時休憩いたします。

(午前10時47分休憩)

---

(午前11時30分再開)

○ 議長(池辺秀夫君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。副議長の選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいま出席議員数は24名でございます。

お諮りいたします。開票立会人を19番 大谷昌幸君と20番 出原平男君を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御意ないものと認め、大谷昌幸君と出原平男君をお願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。局長の点呼に応じて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次、投票を願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

それでは、これより開票を行います。大谷昌幸君、出原平男君の立会いをお願いいたします。

(開票)

それでは、開票の結果を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

投票総数 24 票。この数は、出席議員数と合致しております。内訳につきましては、有効投票数 12 票、白紙 11 票、他事記載 1 票。有効投票中赤阪和見議員さんが 12 票。以上で赤阪和見議員さんが最高得票者でございます。

以上でございます。

- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおりでございます。

この選挙の法定得票数は 3 票でございますので、よって、赤阪和見君が副議長に当選されました。

以上で副議長選挙を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

ただいま副議長に当選されました赤阪和見君が議場におられますので、本席から、会議規則第 29 条第 2 号の規定により告知いたします。

- 
- 議長(池辺秀夫君) それでは、ここで副議長のあいさつを願います。

(副議長就任あいさつ)

- 副議長(赤阪和見君) 一言御礼のあいさつをいたします。

今回はからずも副議長という大任を拜することになりました。ひとえに皆様方の温かい御支援の賜物であり、身に余る光栄と存じております。今後は、議長を助け、皆さんの協力を得ながら、和泉市議会発展のために、微力ではございますが力いっぱいがんばらせていただきます。どうか今後とも御協力よろしくお願い申し上げます。

どうも本日はありがとうございます。(拍手)

- 
- 議長(池辺秀夫君) ここで、お昼のため、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 43 分休憩)

---

(午後 1 時 05 分再開)

- 議長（池辺秀夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。  
 ただいまお手元に配付いたしました常任委員会及び特別委員会関係の議案を上程いたします。  
 日程第3より日程第5まで及び日程第6より日程第8までの「委員の辞任」及び「委員の選任  
 について」をそれぞれ日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。  
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（池辺秀夫君） 御異議ないものと認め、それぞれの日程に追加いたします。  
 日程第3より日程第5まで各委員会委員の辞任でありますので、これを一括議題といたします。  
 議案の表題のみ朗読させます。  
 （市会事務局長朗読）

議会議案第6号

常任委員会委員の辞任について

和泉市議会常任委員会の下記委員より、昭和58年10月15日づけで辞任の願出があったの  
 で、本議会はこれを許可するものとする。

昭和58年10月15日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

総務委員会委員

松 尾 孝 明	勝 部 津 喜 枝	貝 淵 博 治	池 辺 秀 夫
三 井 正 光			

厚生文教委員会委員

穴 瀬 克 己	出 原 平 男	橋 本 佳 行	竹 内 修 一
直 村 静 二	飯 坂 楠 次		

建設水道委員会委員

田 中 包 治	奥 村 圭 一 郎	若 浜 記 久 男	仁 井 明
並 河 道 雄	天 堀 博		

産業衛生病院委員会委員

赤 阪 和 見	田 中 昭 一	藤 原 要 馬	柳 瀬 美 樹
成 田 秀 益	原 重 樹	大 谷 昌 幸	

議会議案第7号

議会運営委員会委員の辞任について

本市議会運営委員会の下記委員から、昭和58年10月15日づけで辞任の願出があったから、本議会はこれを許可するものとする。

昭和58年10月15日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

議会運営委員会委員

直 村 静 二	穴 瀬 克 己	飯 坂 楠 次	貝 淵 博 治
橋 本 佳 行	松 尾 孝 明	仁 井 明	出 原 平 男
並 河 道 雄	原 重 樹	柳 瀬 美 樹	

議会議案第8号

特別委員会委員の辞任について

和泉市議会特別委員会の下記委員より、昭和58年10月15日づけで辞任の願出があったので、本議会はこれを許可するものとする。

昭和58年10月15日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

交通・公害対策特別委員会委員

奥 村 圭 一 郎	並 河 道 雄	直 村 静 二	藤 原 要 馬
貝 淵 博 治	赤 阪 和 見	勝 部 津 喜 枝	松 尾 孝 明
三 井 正 光	若 浜 記 久 男	仁 井 明	

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員

田 中 昭 一	原 重 樹	橋 本 佳 行	大 谷 昌 幸
赤 阪 和 見	勝 部 津 喜 枝	田 中 包 治	竹 内 修 一
穴 瀬 克 己	出 原 平 男	貝 淵 博 治	

同和対策特別委員会委員

藤 原 要 馬	勝 部 津 喜 枝	仁 井 明	奥 村 圭 一 郎
大 谷 昌 幸	松 尾 孝 明	橋 本 佳 行	直 村 静 二

関西新国際空港対策特別委員会委員

池 辺 秀 夫	若 浜 記 久 男	並 河 道 雄	原 重 樹
---------	-----------	---------	-------

柳 瀬 美 樹	貝 淵 博 治	穴 瀬 克 己	竹 内 修 一
土地開発公社特別委員会委員			
大 谷 昌 幸	橋 本 佳 行	飯 坂 楠 次	原 重 樹
穴 瀬 克 己	直 村 静 二	柳 瀬 美 樹	竹 内 修 一
並 河 道 雄	池 辺 秀 夫	貝 淵 博 治	

- 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。ただいま朗読どおり各委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議ないものと認めます。よって、議会第6号より第8号までの各委員の辞任は許可されました。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第6より日程第9までは各委員会委員の選任についてでありますので、これを一括議題といたします。

議案の表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議会議案第9号

##### 常任委員会委員の選任について

本市議会常任委員会委員の辞任につき、下記のとおり選任するものとする。

昭和58年10月15日

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

総務委員会委員

厚生文教委員会委員

建設水道委員会委員

産業衛生病院委員会委員

#### 議会議案第10号

##### 議会運営委員会委員の選任について

本市議会運営委員会委員の辞任につき、下記のとおり選任するものとする。

昭和58年10月15日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

議会運営委員会委員

議会議案第11号

特別委員会委員の選任について

本市議会特別委員会委員の辞任につき、下記のとおり選任するものとする。

昭和58年10月15日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

交通・公害対策特別委員会委員

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員

同和対策特別委員会委員

関西新国際空港対策特別委員会委員

土地開発公社特別委員会委員

議会議案第12号

決算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により次のとおり選任するものとする。

昭和58年10月15日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

決算審査特別委員会委員(12名)

- 議長(池辺秀夫君) この際、暫時休憩した後、議員総会に切りかえ、各委員の役割りを御協議願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御意議ないものと認め、暫時休憩いたします。

なお、この場で議員総会を行いたいと思いますので、よろしく願います。

(午後1時08分休憩)

(午後3時3分再開)

- 議長(池辺秀夫君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会委員の選任につきましては、先刻の議員総会におきまして種々御協議を願っておりますので、はなはだ僭越でございますが、私より選任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、各委員会委員の氏名を局長より朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 朗読いたします。順不同、敬称を略させていただきます。

総務委員会委員に、直村静二 並河道雄 田中包治 池辺秀夫 飯坂楠次 柳瀬美樹 以上6名、厚生文教委員会委員に、仁井明 原重樹 竹内修一 三井正光 奥村圭一郎 藤原要馬 以上6名、建設水道委員会委員に、田中昭一 大谷昌幸 勝部津喜枝 成田秀益 穴瀬克己 橋本佳行 以上6名、産業衛生病院委員会委員に、貝淵博治 松尾孝明 若浜記久男 天堀博 赤坂和見 出原平男 以上6名、議会運営委員会委員に、藤原要馬 橋本佳行 田中包治 直村静二 天堀博 並河道雄 大谷昌幸 田中昭一 仁井明 柳瀬美樹 以上10名、交通公害対策特別委員会委員に、飯坂楠次 出原平男 三井正光 原重樹 天堀博 成田秀益 並河道雄 橋本佳行 大谷昌幸 仁井明 以上10名、和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員に、奥村圭一郎 若浜記久男 田中包治 勝部津喜枝 原重樹 穴瀬克己 橋本佳行 松尾孝明 貝淵博治 藤原要馬 以上10名、同和対策特別委員会委員に、橋本佳行 飯坂楠次 三井正光 直村静二 穴瀬克己 松尾孝明 出原平男 奥村圭一郎 以上8名、関西新国際空港対策特別委員会委員に、竹内修一 並河道雄 若浜記久男 田中包治 勝部津喜枝 天堀博 成田秀益 藤原要馬 以上8名、土地開発公社特別委員会委員に、出原平男 若浜記久男 竹内修一 勝部津喜枝 直村静二 成田秀益 穴瀬克己 橋本佳行 飯坂楠次 貝淵博治 以上10名、決算審査特別委員会委員に、藤原要馬 並河道雄 柳瀬美樹 勝部津喜枝 直村静二 穴瀬克己 若浜記久男 竹内修一 成田秀益 仁井明 田中昭一 奥村圭一郎 以上12名でございます。

- 議長(池辺秀夫君) お諮りいたします。ただいま局長朗読どおり各委員会委員に選任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第9号より第12号までの各委員会委員の選任の件は、朗読どおりそれぞれ選任することに決しました。

なお、ただいま選任させていただきました各委員のうち、特別委員会につきましては性格上、専門的に取り上げて鋭意その遂行を図っていただくことが目的でありますので、選任せられた特別委員会の皆さんには、大変御苦勞ではございますが、その委員会の関係議案につきましては、すべて審議及び調査が完結するまで閉会中もよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第10及び日程第11を日程に追加し、議題といたします。

本件は、本市よりの派遣議員ですが辞職せられ、欠員が生じておりますので、その後任の派遣議員の選挙を行うようそれぞれ選出依頼がありましたので、それに基づき選挙を行うものであります。

それでは、日程第10及び日程第11は、いずれも組合議会議員の選挙でありますので、これを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

選挙第4号

泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について

本市議会選出、泉北環境整備施設組合議会議員の辞職につき、その後任者の選挙を行なうものとする。

昭和58年10月15日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

（当選者）

選挙第5号

泉北水道企業団議会議員の選挙について

本市議会選出、泉北水道企業団議会議員の辞職につき、その後任者の選挙を行なうものとする。

昭和58年10月15日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

（当選者）

○ 議長（池辺秀夫君） お語りいたします。本2件の選挙につきましては、先ほどの議員総会で種々御協議を願っておりますので、はなはだ僭越でございますが、私より指名推薦させていただ



きたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、私より指名推薦させていただきます。組合議会議員の氏名を局長をして朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 朗読いたします。順不同、敬称を略させていただきます。

泉北環境整備施設組合議会議員に、柳瀬美樹 若浜記久男 天堀博 飯坂楠次 出原平男 以上5名。泉北水道企業団議会議員に、仁井明 成田秀益 松尾孝明 奥村圭一郎 田中昭一 以上5名。

- 議長(池辺秀夫君) ただいま朗読どおり指名推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名されました方々は、地方自治法第108条第3項の規定により当選せられました。

それでは、ここで泉北環境整備施設組合議会議員に当選せられました柳瀬美樹君、若浜記久男君、天堀博君、飯坂楠次君、出原平男君並びに泉北水道企業団議会議員に当選されました仁井明君、成田秀益君、松尾孝明君、奥村圭一郎君、田中昭一君に対し、本席より会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

以上で常任委員会委員及び特別委員会委員、出先機関の各議員はそれぞれ決まりました。各委員及び出向議員さんには御苦労ですが、よろしく願いいたします。

- 
- 議長(池辺秀夫君) ここで各常任委員会の正副委員長が互選されておりますので、局長をして朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 朗読いたします。順不同、敬称を略させていただきます。

総務委員会委員長に直村静二、副委員長に並河道雄。厚生文教委員会委員長に仁井明、副委員長に原重樹。建設水道委員会委員長に田中昭一、副委員長に大谷昌幸。産業衛生病院委員会委員長に貝淵博治、副委員長に松尾孝明。以上。

- 議長(池辺秀夫君) この際、各常任委員会正副委員長のごあいさつをお願いいたします。

(常任委員会正副委員長代表あいさつ)

- 総務委員長(直村静二君) 僭越でございますが、総務委員長ということでございますので一言、ごあいさつさせていただきます。

今回の役選で常任委員会の正副委員長8名が選任されました。非常に重責でございますが、今後は市民福祉の向上と和泉市発展のために尽くしていきたいと思っておりますので、各議員さんの御協力のほどをお願い申し上げます、ごあいさついたします。(拍手)

- 議長(池辺秀夫君) 各常任委員会正副委員長さんのあいさつが終わりました。正副委員長さんには、委員会の運営についてよろしく願い申し上げます。

- 
- 議長(池辺秀夫君) 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

- 
- 議長(池辺秀夫君) それでは、閉会に当たりまして、市長のあいさつを許可いたします。  
(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 閉会に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

去る9月27日開会いたしました第3回定例会も議員皆様方の慎重なる御審議を賜り、御提案いたしました全議案につきまして、御可決、御承認をいただきましたことに対しまして、衷心より厚く御礼申し上げます。

なお、本定例会におきまして、任期満了により御退任せられました成田秀益議長さん、天堀博副議長さんには、御就任以来、円滑なる議会運営を通じ、市政進展のために一方ならぬ御尽力を賜りましたことに対し、心から満腔の敬意を表します。ありがとうございました。

また本日、後任の議長さんには、池辺秀夫議員さん、副議長さんには赤阪和見議員さんが皆様方の御推挙により御就任せられました。まことにおめでとうございます。心からお祝い申し上げますとともに、今後ともよろしく願い申し上げる次第でございます。

なおまた、各常任委員会の委員さん及び特別委員会の委員さんにつきましても改選せられましたが、それぞれ所管されます部門につきまして、よろしく御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、私の任期最後の議会でございますが、本日、無事御審議を終了させていただきましたことを厚く御礼申し上げますとともに、過去8年間、和泉市政を担当させていただき、現在まで大過なく過ごさせていただきましては、議員皆様方の温かい御支援、御協力のたまものでございます。心から厚く深く御礼申し上げる次第でございます。私も去る9月27日開会時に所信表明をさせていただきましたとおり、3度立候補させていただきました、山積いたしております諸問題の解決に全力を尽くして取り組んでまいる所存でございます。何とぞ議員皆様方の御支援、御協力をひたすら賜りますようお願い申し上げます。

終わりに臨みまして、議員皆様方のますますの御健康と御多幸を祈念いたしまして、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。本当にありがとうございました。

---

(議長あいさつ)

- 議長(池辺秀夫君) 閉会に当たりまして一言、御礼申し上げます。

去る9月27日開会されましてより本日までの長期間にわたる定例会も、議員皆様方の御協力によりまして、一般質問並びに諸議案、また、役員選挙等々慎重審議を煩わし、本日ここに全日程を終了できましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

特に先刻の役員選挙に際しましては、不肖私、皆様方の絶大なる御推挙をいただき、身に余る光栄と存じ、ここに改めて厚く御礼申し上げます。今後、議会運営に格段の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、昭和58年第3回定例会を閉会いたします。長時間、まことにありがとうございました。

(午後3時20分閉会)

---

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会新議長

同 新副議長

同 旧議長

同 旧副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

PHYSICS DEPARTMENT

PHYSICS 350

LECTURE 1

MECHANICS

1.1 Kinematics

1.2 Dynamics

1.3 Energy

1.4 Momentum

1.5 Angular Momentum

1.6 Oscillations

1.7 Waves

1.8 Relativity

1.9 Quantum Mechanics

1.10 Modern Physics

1.11 Electromagnetism

1.12 Optics

1.13 Thermodynamics